

ご契約に適用される普通保険約款・特約について

1. 普通保険約款

お客さまがご契約になった保険に適用される約款は、団体総合生活補償保険普通保険約款です。
ただし、本サービスでは疾病に対する補償はありません。

2. 特約

団体総合生活補償保険普通保険約款が適用される場合で次の適用基準に当てはまるときは、当該特約が適用されます。

傷害補償（MS & AD型）特約	すべてのご契約に適用されます。
第三者の加害行為による保険金2倍支払特約	お客さま専用画面の基本トレイに特約名称が表示されます。
顔面、頭部、頸部傷害による傷害入院保険金 および傷害通院保険金2倍支払特約	お客さま専用画面の基本トレイに特約名称が表示されます。
日常生活賠償特約	お客さま専用画面の該当保険金額欄に保険金額が表示されます。
受託物賠償責任補償特約	お客さま専用画面の該当保険金額欄に保険金額が表示されます。
借家人賠償責任補償特約	お客さま専用画面の該当保険金額欄に保険金額が表示されます。
修理費用補償特約	借家人賠償責任補償特約が適用される場合に適用されます。
被保険者変更特約連動型特約への変更特約	借家人賠償責任補償特約、修理費用補償特約が適用される場合に適用されます。
携行品損害補償特約	お客さま専用画面の該当保険金額欄に保険金額が表示されます。
新価保険特約（携行品損害補償特約用）	携行品損害補償特約が適用される場合に適用されます。
免責金額の変更に関する特約（携行品損害補償特約用）	携行品損害補償特約が適用される場合に適用されます。
住宅内生活用動産補償特約	お客さま専用画面の該当保険金額欄に保険金額が表示されます。
免責金額の変更に関する特約（住宅内生活用動産補償特約用）	住宅内生活用動産補償特約が適用される場合に適用されます。
補償範囲の変更に関する特約（住宅内生活用動産補償特約用）	住宅内生活用動産補償特約が適用される場合に適用されます。
新価保険特約（住宅内生活用動産補償特約用）	住宅内生活用動産補償特約が適用される場合に適用されます。
救援者費用等補償特約	お客さま専用画面の該当保険金額欄に保険金額が表示されます。
弁護士費用特約	お客さま専用画面の該当保険金額欄に保険金額が表示されます。
キャンセル費用補償特約	お客さま専用画面の該当保険金額欄に保険金額が表示されます。
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約（団体総合生活補償保険用）	お客さま専用画面の該当保険金額欄に保険金額が表示されます。
傷害による家事代行費用等補償特約	お客さま専用画面の該当保険金額欄に保険金額が表示されます。
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約	すべてのご契約に適用されます。
保険料支払に関する特約	すべてのご契約に適用されます。
家族型への変更に関する特約	加入タイプに「家族型」と表示されている場合に適用されます。
夫婦型への変更に関する特約	加入タイプに「夫婦型」と表示されている場合に適用されます。

※お手数料をお掛けしますが、文中の「保険証券」は「お客さま専用画面」に読み替えてください。

「用語の説明」

この普通保険約款およびこの普通保険約款に適用される特約において使用される用語の説明は次のとおりとします。ただし、この普通保険約款に適用される特約において別途用語の説明がある場合は、それによります。

（５０音順）

	用語	説明
い	医学的他覚所見のないもの	被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
	医科診療報酬点数表	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。
お	オンライン診療	医師と患者の間において、情報通信機器を通して患者の診察および診断を行い、診断結果の伝達、処方等の診療行為をリアルタイムにより行うことをいいます。ただし、リアルタイムの視覚および聴覚の情報を含む情報通信手段による場合に限り、電話診療は含みません。
か	解除	当社からの意思表示によって、保険契約の効力を将来に向かって失わせることをいいます。
	解約	保険契約者からの意思表示によって、保険契約の効力を将来に向かって失わせることをいいます。ただし、基本条項第１１条（被保険者による保険契約の解約請求）(3)および(4)の規定においては、被保険者からの意思表示によって、保険契約の効力を将来に向かって失わせることをいいます。
き	既経過期間	始期日から既に経過した期間をいいます。
	危険	損害等の発生の可能性をいいます。
	競技等	競技、競争、興行（注１）または試運転（注２）をいいます。 （注１）競技、競争、興行には、いずれもそのための練習を含みます。 （注２）試運転とは、性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
け	顎部症候群	いわゆる「むちうち症」をいいます。
	契約年令	この保険契約の始期日における被保険者の年令をいいます。
こ	後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないものを除きます。
	公的医療保険制度	次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。 ① 健康保険法（大正１１年法律第７０号） ② 国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号） ③ 国家公務員共済組合法（昭和３３年法律第１２８号） ④ 地方公務員等共済組合法（昭和３７年法律第１５２号） ⑤ 私立学校教職員共済法（昭和２８年法律第２４５号） ⑥ 船員保険法（昭和１４年法律第７３号） ⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）
	告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険申込書の記載事項とすることによって当社が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
し	歯科診療報酬点数表	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。
	始期日	保険期間の初日をいいます。
	失効	この保険契約の全部または一部の効力を将来に向かって失うことをいいます。
	疾病	被保険者が被った傷害以外の身体の障害をいいます。なお、被保険者が疾病によって被った傷害については疾病として取り扱います。
	自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
	支払事由	この保険契約に適用される特約の第１条（保険金を支払う場合）に規定する保険金を支払うべき事由をいいます。
	手術	次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為（注１）。ただし、次のいずれかに該当するものを除きます。 ア、創傷処理 イ、皮膚切開術 ウ、デブリードマン エ、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 オ、抜歯手術 ② 先進医療（注２）に該当する診療行為（注３） （注１）手術料の算定対象として列挙されている診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。 （注２）先進医療とは、手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に主務大臣が定めるものをいいます。ただし、先進医療ごとに別に主務大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。 （注３）先進医療に該当する診療行為は、治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
	傷害	急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った障害をいい、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状（注）を含みます。ただし、次のいずれかに該当するものを含みません。 ① 細菌性食中毒 ② ウイルス性食中毒 （注）中毒症状には、継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。
	乗用具	自動車等、モーターボート（注）、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。 （注）モーターボートには、水上オートバイを含みます。
そ	損害等	この普通保険約款およびこの保険契約に適用される特約の規定により、当社が保険金を支払うべき損害、損失、傷害または疾病等をいいます。
た	他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
ち	治療	医師（注）が必要であると認め、医師（注）が行う治療をいいます。 （注）医師とは、被保険者以外の医師をいいます。
つ	通院	病院もしくは診療所に通い、または往診、訪問診療もしくはオンライン診療により、治療を受けることをいいます。

		す。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領、医療相談等のためのものまたは医師等による受診勧奨は含みません。
て	訂正の申出	告知事項について書面をもって訂正を申し出ることであって、基本条項第4条（契約時に告知いただく事項－告知義務）（3）③またはこの普通保険約款に適用される特約に規定する訂正の申出をいいます。
と	特約	補償内容および普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する場合のその補充・変更の内容を定めたものです。
に	入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
は	配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。
	発病	被保険者以外の医師が診断した発病をいいます。ただし、先天性異常については、被保険者以外の医師の診断によりはじめて発見されることをいいます。
ひ	被保険者	この保険契約により補償の対象となる者または補償を受ける者をいい、保険証券記載の被保険者をいいます。
ふ	普通保険約款	保険契約内容について、原則的な事項を定めたものです。
ほ	暴動	群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
	保険期間	保険責任の始まる日から終了する日までの期間であって、保険証券記載の保険期間をいいます。
	保険金	この保険契約に適用される特約のそれぞれに規定する保険金をいいます。
	保険契約者	当社にこの保険契約の申込みをする者であって、この保険契約が成立すれば、保険料の支払義務を負うこととなる者をいいます。
	保険申込書	当社にこの保険契約の申込みをするために提出する書類（注）をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合には、これらの書類（注）を含みます。 （注）書類には、電子媒体によるものを含みます。
	保険料	保険契約者がこの保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。
ま	満期日	保険期間の末日をいいます。
み	未経過期間	満期日までの残存期間をいいます。
む	無効	この保険契約のすべての効力が、この保険契約締結時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。

第 1 章 補償条項

第 1 条（保険金を支払う場合）

当社は、この保険契約に適用される特約の支払事由に該当した場合、普通保険約款および特約の規定に従い、保険金を支払います。

第 2 条（保険金を支払わない場合）

当社が保険金を支払わない場合は、この保険契約に適用される特約の規定によります。

第 2 章 基本条項

第 1 条（補償される期間－保険期間）

- (1) この保険契約で補償される期間は、始期日の午後4時に始まり、満期日の午後4時に終わります。ただし、保険証券の保険期間欄にこれと異なる開始時刻または終了時刻が記載されている場合は、それぞれその時刻に始まり終わるものとします。
- (2) 本条(1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

第 2 条（保険料の払込方法）

- (1) 保険契約者は、この普通保険約款に適用される特約の規定により定めた保険料の払込方法に従い、この保険契約の保険料を払い込まなければなりません。ただし、この普通保険約款に適用される特約の規定により保険料の払込方法を定めなかった場合には、保険料は、保険契約の締結と同時にその全額を払い込まなければなりません。
- (2) 保険期間が始まった後でも、保険契約者が保険料の払込みを怠った場合は、この普通保険約款に適用される特約で別に定める場合を除き、当社は、始期日から保険料領収までの間に発生した支払事由による損害等に対しては、保険金を支払いません。

第 3 条（保険責任のおよぶ地域）

当社は、この普通保険約款に適用される特約で別に定める場合を除き、日本国内または国外において発生した支払事由による損害等に対して保険金を支払います。

第 4 条（契約時に告知いただく事項－告知義務）

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当社に事実を正確に告げなければなりません。なお、保険契約締結の際、当社が特に必要と認めた場合は、当社は、事実の調査を行い、また、被保険者になる者に対して当社の指定する医師の診断を求めることができます。
- (2) 当社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) 本条(2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
- ① 本条(2)に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当社が保険契約締結の際、本条(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（注）
 - ③ 保険契約者または被保険者が、支払事由または支払事由の原因が発生した時より前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当社に申し出て、当社がその訂正を承認した場合。
なお、当社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、当社はその訂正を承認するものとします。
 - ④ 次のいずれかに該当する場合
ア、当社が、本条(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合
イ、保険契約締結時から5年を経過した場合
- (4) 本条(2)の規定による解除が支払事由または支払事由の原因の発生した後になされた場合であっても、第12条（保険契約の解約・解除の効力）の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (5) 本条(4)の規定は、本条(2)に規定する事実に基づかずに発生した支払事由による損害等については適用しません。
- （注）当社が保険契約締結の際、本条(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合には、当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合また

は事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

第 5 条（保険契約者の住所変更）

保険契約締結の後、保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

第 6 条（保険契約の無効）

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合には、保険契約は無効とします。

第 7 条（保険契約の失効）

保険契約締結の後、被保険者が死亡した場合には、保険契約は効力を失います。

第 8 条（保険契約の取消し）

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第 9 条（保険契約者からの保険契約の解約）

保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解約することができます。ただし、この場合において、当社が未払込保険料（注）を請求したときには、保険契約者は、その保険料を払い込まなければなりません。

（注）未払込保険料とは、解約時までの既経過期間に対して払い込まれるべき保険料のうち、払込みがなされていない保険料をいいます。

第 10 条（重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等が発生させ、または発生させようとしたこと。
 - ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
 - ア、反社会的勢力（注 1）に該当すると認められること。
 - イ、反社会的勢力（注 1）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ、反社会的勢力（注 1）を不当に利用していると認められること。
 - エ、法人である場合において、反社会的勢力（注 1）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ、その他反社会的勢力（注 1）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
 - ④ 他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
 - ⑤ 本条(1)①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、本条(1)①から④までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生させたこと。
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除（注 2）することができます。
- ① 被保険者が、本条(1)③ア、からオ、までのいずれかに該当すること。
 - ② 被保険者に発生した損害等に対して支払う保険金を受け取るべき者が、本条(1)③ア、からオ、までのいずれかに該当すること。
- (3) この保険契約に適用される特約の保険金が次のいずれかに該当する場合、本条(1)または(2)の規定による解除が損害等（注 3）の原因となった支払事由が発生した後になされたときであっても、第 12 条（保険契約の解約・解除の効力）の規定にかかわらず、本条(1)①から⑤までの事由または本条(2)①もしくは②の事由が発生した時以後に発生した支払事由による損害等（注 3）に対しては、当社は、保険金（注 4）を支払いません。この場合において、既に保険金（注 4）を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- ① 被保険者の傷害または疾病（注 5）に対して一定額を支払うもの
 - ② 被保険者の傷害または疾病によってその被保険者が被った損害（注 6）に対して保険金を支払うもの
- (4) この保険契約に適用される特約の保険金が本条(3)①または②のいずれにも該当しない場合、本条(1)または(2)の規定による解除が支払事由が発生した後になされたときであっても、第 12 条（保険契約の解約・解除の効力）の規定にかかわらず、本条(1)①から⑤までの事由または本条(2)①もしくは②の事由が発生した時以後に発生した支払事由による損害等に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (5) この保険契約に適用される特約の保険金が本条(3)①または②のいずれにも該当しない場合において、保険契約者または被保険者が本条(1)③ア、からオ、までのいずれかに該当することにより本条(1)または(2)の規定による解除がなされたときには、本条(4)の規定は、次の損害等については適用しません。
- ① 本条(1)③ア、からオ、までのいずれにも該当しない被保険者に発生した損害等
 - ② 本条(1)③ア、からオ、までのいずれかに該当する被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額についての損害
- （注 1）反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。なお、暴力団員には、暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者を含みます。
- （注 2）解除する範囲は、その被保険者に係る部分とします。
- （注 3）損害等とは、本条(2)の規定による解除がなされた場合には、その被保険者に発生した損害等をいいます。
- （注 4）保険金は、本条(2)②の規定による解除がなされた場合、保険金を受け取るべき者のうち、本条(1)③ア、からオ、までのいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限ります。
- （注 5）傷害または疾病には、死亡および要介護状態を含みます。
- （注 6）損害には、損失および費用を含みます。

第 11 条（被保険者による保険契約の解約請求）

- (1) 被保険者が保険契約者以外の方である場合において、次のいずれかに該当する事由があるときには、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約を解約（注 1）することを求めることができます。
- ① この保険契約の被保険者となることについての同意をしていなかったとき。
 - ② 保険契約者または保険金を受け取るべき者に、第 10 条（重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除）(1)①または②に該当する行為のいずれかがあったとき。
 - ③ 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、第 10 条（重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除）(1)③ア、からオ、までのいずれかに該当するとき。
 - ④ 第 10 条（重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除）(1)④に規定する事由が発生したとき。
 - ⑤ 本条(1)②から④までのほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、本条(1)②から④までの場合と同程度にその被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生させたとき。
 - ⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があったとき。
- (2) 保険契約者は、本条(1)①から⑥までの事由がある場合において、その被保険者から本条(1)に規定する解約請求があったときは、当社に対する通知をもって、この保険契約を解約（注 1）しなければなりません。ただし、この場合において、当社が未払込保険料（注 2）を請求したときには、保険契約者は、その保険料を払い込まなければなりません。
- (3) 本条(1)①の事由がある場合は、その被保険者は、当社に対する通知をもって、この保険契約を解約（注 1）することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限ります。
- (4) 本条(3)の規定によりこの保険契約が解約（注 1）された場合は、当社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。ただし、この場合において、当社が未払込保険料（注 2）を請求したときには、保険契約者は、その保険料を払い込まなければなりません。
- （注 1）解約する範囲は、その被保険者に係る部分とします。
- （注 2）未払込保険料とは、解約時までの既経過期間に対して払い込まれるべき保険料のうち、払込みがなされていない保険料をいいます。

第 1 2 条（保険契約の解約・解除の効力）

保険契約の解約および解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第 1 3 条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知義務等の場合）

(1)当社は、次表「区分」のいずれかに該当する場合において、保険料率または保険料を変更する必要があるときは、次表「保険料の返還、追加保険料の請求」のとおりとします。

区分	保険料の返還、追加保険料の請求
① 第 4 条（契約時に告知いただく事項－告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合	変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還し、または追加保険料を請求します。
② 本条(1)①のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合	変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還し、または追加保険料を請求します。

- (2)当社は、保険契約者が本条(1)①の規定による追加保険料の払込みを怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3)本条(1)①の規定による追加保険料を請求する場合において、本条(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (4)本条(1)②の規定による追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当社は、追加保険料を領収する前に発生した支払事由による損害等に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。
- (注) 追加保険料の払込みを怠った場合とは、当社が、保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合をいいます。

第 1 4 条（保険料の返還－無効または失効の場合）

保険契約の無効または失効の場合には、保険料の返還について、次表のとおりとします。

区分	保険料の返還
① 保険契約が無効となる場合	既に払い込まれた保険料の全額を返還します。ただし、第 6 条（保険契約の無効）の規定により、保険契約が無効となる場合は、既に払い込まれた保険料を返還しません。
② 保険契約が失効となる場合	次の算式によって計算した額を返還します。 保険料－既経過期間に対し月割によって計算した保険料

第 1 5 条（保険料の返還－取消しの場合）

保険契約の取消しの場合には、保険料の返還について、次表のとおりとします。

区分	保険料の返還
第 8 条（保険契約の取消し）の規定により、当社が保険契約を取り消した場合	既に払い込まれた保険料を返還しません。

第 1 6 条（保険料の返還－解除または解約の場合）

保険契約の解除または解約の場合には、保険料の返還について、次表のとおりとします。

区分	保険料の返還
① 第 4 条（契約時に告知いただく事項－告知義務）(2)の規定により、当社が保険契約を解除した場合	次の算式によって計算した額を返還します。 保険料－既経過期間に対し月割によって計算した保険料
② 第 1 0 条（重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除）(1)の規定により、当社が保険契約を解除した場合	
③ 第 1 3 条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知義務等の場合）(2)の規定により、当社が保険契約を解除した場合	
④ 第 9 条（保険契約者からの保険契約の解約）の規定により、保険契約者が保険契約を解約した場合	
⑤ 第 1 0 条（重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除）(2)の規定により、当社が保険契約を解除（注 1）した場合	
⑥ 第 1 1 条（被保険者による保険契約の解約請求）(2)の規定により、保険契約者が保険契約を解約（注 2）した場合	
⑦ 第 1 1 条（被保険者による保険契約の解約請求）(3)の規定により、被保険者が保険契約を解約（注 2）した場合	

- (注 1) 解除する範囲は、その被保険者に係る部分とします。
- (注 2) 解約する範囲は、その被保険者に係る部分とします。

第 1 7 条（保険金の請求）

- (1)当社に対する保険金請求権は、この保険契約に適用される特約に定める時からそれぞれ発生し、これを行使用することができるものとします。
- (2)被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、この保険契約に適用される特約に規定する書類のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。
- (3)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべきその被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、その被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① その被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
- ② 本条(3)①に規定する者がいない場合または本条(3)①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、その被保険者と同居または生計を共にする 3 親等内の親族
- ③ 本条(3)①および②に規定する者がいない場合または本条(3)①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、本条(3)①以外の配偶者（注）または本条(3)②以外の 3 親等内の親族
- (4)本条(3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。
- (5)当社は、事故の内容、損害の額または傷害・疾病の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、本条(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6)保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく本条(5)の規定に違反した場合または本条(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (注) 配偶者は、「用語の説明」の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

第 1 8 条（保険金の支払）

(1)当社は、請求完了日（注 1）からその日を含めて 3 0 日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次表の事項の確認を終え、保険金を支払います。

確認する内容	確認に必要な事項
① 保険金の支払事由発生の有無	ア、事故発生の原因 イ、事故発生の状況 ウ、損害、損失もしくは傷害発生の有無または疾病の内容 エ、被保険者に該当する事実
② 保険金が支払われない事由の有無	この保険契約において保険金が支払われない事由としている事由に該当する事実の有無

③ 保険金の額の算出	ア、損害もしくは損失の額、保険価額または傷害もしくは疾病の程度 イ、事故と損害、損失または傷害との関係 ウ、治療の経過および内容
④ 保険契約の効力の有無	この保険契約において定める解除、解約、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
⑤ 本条(1)①から④までのほか、当社が支払うべき保険金の額の確定	ア、他の保険契約等の有無および内容 イ、損害または損失について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等

(2) 本条(1)の確認をするため、次表「事由」に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、本条(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次表「期間」に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

事由	期間
① 本条(1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3)	180日
② 本条(1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③ 本条(1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における本条(1)①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
⑤ 本条(1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

(3) 本条(1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げた場合、またはその確認に応じなかった場合(注4)には、これらにより確認が遅延した期間については、本条(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(4) 本条(3)の場合のほか、被保険者または保険金を受け取るべき者の事情によって当社が保険金を支払うことができない期間については、本条(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(5) 本条(1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

(注1) 請求完了日とは、被保険者または保険金を受け取るべき者が第17条(保険金の請求)(2)および(3)の規定による手続きを完了した日をいいます。

(注2) 次表「期間」に掲げる日数とは、複数に該当する場合、そのうち最長の日数とします。

(注3) 照会には、弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(注4) その確認に応じなかった場合には、必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第19条(時効)

保険金請求権は、第17条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第20条(保険契約者の変更)

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。
- (2) 本条(1)の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第21条(保険契約者が複数の場合の取扱い)

- (1) この保険契約について、保険契約者が2名以上である場合は、当社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、その代表者は、代表者以外の保険契約者を代理するものとします。
- (2) 本条(1)の代表者が定まらない場合またはその代表者の所在が明らかでない場合には、保険契約者の中の1名に対して行う当社の行為は、他の保険契約者に対しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者が2名以上の場合には、それぞれの保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第22条(契約内容の登録)

- (1) 当社は、この保険契約締結の際、次に掲げる事項を協会(注)に登録します。
- ① 保険契約者の氏名、住所および生年月日
 - ② 被保険者の氏名、住所、生年月日および性別
 - ③ 傷害死亡保険金受取人の氏名
 - ④ 傷害死亡・後遺障害保険金額、傷害入院保険金日額、傷害通院保険金日額および疾病入院保険金日額
 - ⑤ 保険期間
 - ⑥ 当社名
 - ⑦ 被保険者同意の有無
- (2) 各損害保険会社は、本条(1)の規定により登録された被保険者について、他の保険契約等の内容を調査するため、本条(1)の規定により登録された契約内容を協会(注)に照会し、その結果を保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすることができるものとします。
- (3) 各損害保険会社は、本条(2)の規定により照会した結果を、本条(2)に規定する保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすること以外に用いないものとします。
- (4) 協会(注)および各損害保険会社は、本条(1)の登録内容または本条(2)の規定による照会結果を、本条(1)の規定により登録された被保険者に係る保険契約の締結に関する権限を損害保険会社が与えた損害保険代理店および犯罪捜査等にあたる公の機関から損害保険会社が公開要請を受けた場合のその公の機関以外に公開しないものとします。
- (5) 保険契約者または被保険者は、自身に係る本条(1)の登録内容または本条(2)の規定による照会結果について、当社または協会(注)に照会することができます。
- (注) 協会とは、一般社団法人日本損害保険協会をいいます。

第23条(被保険者が複数の場合の約款の適用)

被保険者が2名以上である場合は、それぞれの被保険者ごとにこの普通保険約款および特約の規定を適用します。

第24条(訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟は、日本国内における裁判所に提起することにします。

第25条(準拠法)

この普通保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

傷害補償（MS&AD型）特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

(50音順)

	用語	説明
し	事故	第1条（保険金を支払う場合）(1)に規定する事故をいいます。
	死体の検案	死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。
	支払限度日数	支払対象期間内において、傷害入院保険金および傷害通院保険金の支払の限度となる日数をいい、傷害入院保険金および傷害通院保険金それぞれについて、保険証券記載の期間または日数とします。
	支払対象期間	傷害入院保険金および傷害通院保険金の支払の対象となる期間をいい、傷害入院保険金および傷害通院保険金それぞれについて、保険証券記載の期間または日数とします。なお、傷害入院が中断している期間がある場合にはその期間を含む継続した期間をいいます。
	傷害死亡・後遺障害保険金額	この特約により補償される傷害が発生した場合に、当社が被保険者または傷害死亡保険金受取人に支払うべき保険金の基準となる額であって、保険証券にその被保険者の傷害死亡・後遺障害保険金額として記載された額をいいます。
	傷害通院	第1条（保険金を支払う場合）(1)の傷害を被り、その直接の結果として通院した状態をいいます。
	傷害通院保険金日額	この特約により補償される傷害が発生した場合に、当社が被保険者に支払うべき保険金の基準となる額であって、保険証券にその被保険者の傷害通院保険金日額として記載された額をいいます。
	傷害入院	第1条（保険金を支払う場合）(1)の傷害を被り、その直接の結果として入院した状態をいいます。
	傷害入院保険金日額	この特約により補償される傷害が発生した場合に、当社が被保険者に支払うべき保険金の基準となる額であって、保険証券にその被保険者の傷害入院保険金日額として記載された額をいいます。
	傷害保険金	この特約により補償される傷害が発生した場合に、当社が被保険者または傷害死亡保険金受取人に支払うべき金銭であって、傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金、傷害入院保険金、傷害手術保険金および傷害通院保険金をいいます。
ひ	被保険者	この特約により補償の対象となる者であって、保険証券記載の被保険者をいいます。
め	免責期間	傷害入院保険金および傷害通院保険金の支払の対象とならない期間をいい、傷害入院保険金および傷害通院保険金それぞれについて、保険証券記載の期間または日数とします。

第1条（保険金を支払う場合）

- (1)当社は、被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被った傷害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い傷害保険金を支払います。
- (2)当社は、本条(1)の傷害保険金のうち、保険証券に保険金額または保険金日額が記載されたものについて支払います。ただし、傷害死亡保険金および傷害後遺障害保険金については保険証券に傷害死亡・後遺障害保険金額が記載された場合、傷害手術保険金については保険証券に傷害入院保険金日額が記載された場合に支払います。
- (3)当社は、傷害の原因となった事故の発生が保険期間中であった場合に限り、傷害保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合－その1）

- (1)当社は、次のいずれかに該当する事由によって発生した傷害に対しては、傷害保険金を支払いません。
- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失。ただし、傷害保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限りです。
 - ② 本条(1)①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失。ただし、その者が傷害死亡保険金の一部の受取人である場合には、傷害保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限りです。
 - ③ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為。ただし、傷害保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限りです。
 - ④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故。ただし、傷害保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限りです。
 - ア、被保険者が法令に定められた運転資格（注3）を持たないで自動車等を運転している間
 - イ、被保険者が道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ、被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、指定薬物（注4）等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
 - ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失。ただし、傷害保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限りです。
 - ⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
 - ⑦ 当社が傷害保険金を支払うべき傷害の治療以外の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置
 - ⑧ 被保険者に対する刑の執行
 - ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑪ 核燃料物質（注5）もしくは核燃料物質（注5）によって汚染された物（注6）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑫ 本条(1)⑨から⑪までの事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故
 - ⑬ 本条(1)⑪以外の放射線照射または放射能汚染
- (2)当社は、次のいずれかに該当する事由に対しては、傷害保険金を支払いません。
- ① 被保険者が頸部症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの。この場合、その症状の原因がいかなるときでも、傷害保険金を支払いません。
 - ② 被保険者の入浴中の溺水（注7）。ただし、入浴中の溺水（注7）が、当社が保険金を支払うべき傷害によって発生した場合には、傷害保険金を支払います。
 - ③ 被保険者の誤嚥（注8）によって発生した肺炎。この場合、誤嚥（注8）の原因がいかなるときでも、傷害保険金を支払いません。
- (注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注3) 法令に定められた運転資格とは、運転する地における法令によるものをいいます。
- (注4) 指定薬物とは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）第15項に定める指定薬物をいいます。
- (注5) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。
- (注6) 核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
- (注7) 溺水とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。
- (注8) 誤嚥とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることを入ります。

第3条（保険金を支払わない場合－その2）

- 当社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故によって被った傷害に対しては、傷害保険金を支払いません。ただし、傷害保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限りです。
- ① 被保険者が別表1に掲げる運動等を行っている間
 - ② 被保険者の職業が別表2に掲げるもののいずれかに該当する場合において、被保険者がその職業に従事している間
 - ③ 被保険者が次のいずれかに該当する間
 - ア、乗用車を用いて競技等をしている間。ただし、本条③ウ、に該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、傷害保険金を支払います。

イ、乗用車を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用車を使用している間。ただし、本条③ウ、に該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、傷害保険金を支払います。

ウ、法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

第4条（傷害死亡保険金の計算）

- (1)当社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）(1)の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額の全額を傷害死亡保険金として傷害死亡保険金受取人に支払います。ただし、既に支払った傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を差し引いた残額を、傷害死亡保険金として傷害死亡保険金受取人に支払います。
- (2)第19条（傷害死亡保険金受取人の変更）(1)または(2)の規定によりその被保険者の法定相続人が傷害死亡保険金受取人となる場合で、その者が2名以上であるときは、当社は、法定相続分の割合により傷害死亡保険金を傷害死亡保険金受取人に支払います。
- (3)第19条（傷害死亡保険金受取人の変更）(8)の傷害死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当社は、均等の割合により傷害死亡保険金を傷害死亡保険金受取人に支払います。

第5条（傷害後遺障害保険金の計算）

- (1)当社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）(1)の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が発生した場合は、次の算式によって算出した額を傷害後遺障害保険金としてその被保険者に支払います。

傷害後遺障害
保険金の額

=

傷害死亡・後遺
障害保険金額

×

別表3のそれぞれの
等級の後遺障害に対
する保険金支払割合

- (2)本条(1)の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師（注）の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、本条(1)のとおり算出した額を傷害後遺障害保険金として支払います。
- (3)別表3のそれぞれの等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、それぞれの等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。
- (4)同一事故により、2種以上の後遺障害が発生した場合には、当社は、傷害死亡・後遺障害保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を傷害後遺障害保険金として支払います。
- ① 別表3の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対する保険金支払割合

② 本条(4)①以外の場合で、別表3の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対する保険金支払割合

③ 本条(4)①および②以外の場合で、別表3の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。

④ 本条(4)①から③まで以外の場合は、重い後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合
- (5)既に後遺障害のある被保険者が第1条（保険金を支払う場合）(1)の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を傷害後遺障害保険金として支払います。

保険金
支払割合

=

別表3に掲げる加重後の
後遺障害に該当する等級
に対する保険金支払割合

－

既にあった後遺障害
に該当する等級に対
する保険金支払割合

- (6)本条(1)から(5)までの規定に基づいて、当社が支払うべき傷害後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、傷害死亡・後遺障害保険金額をもって限度とします。

（注）医師とは、被保険者以外の医師をいいます。

第6条（傷害入院保険金および傷害手術保険金の計算）

- (1)当社は、被保険者が傷害入院に該当し、その傷害入院が事故の発生の日からその日を含めて傷害入院保険金の免責期間を超えて継続（注1）した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を傷害入院保険金としてその被保険者に支払います。

傷害入院保険金の額

=

傷害入院保険金日額

×

傷害入院の日数

- (2)本条(1)の期間には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注2）であるときには、その処置日数を含みます。
- (3)本条(1)の傷害入院の日数には次の日数を含みません。
- ① 事故の発生の日から起算して傷害入院保険金の免責期間が満了するまでの間の傷害入院の日数

② 傷害入院保険金の免責期間が満了した日の翌日から起算して傷害入院保険金の支払対象期間が満了した日の翌日以降の傷害入院の日数

③ 1事故に基づく傷害入院について、傷害入院保険金を支払うべき日数の合計が傷害入院保険金の支払限度日数に到達した日の翌日以降の傷害入院の日数
- (4)被保険者が傷害入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに傷害入院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合であっても、当社は、その期間に対し重複しては傷害入院保険金を支払いません。
- (5)当社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）(1)の傷害を被り、傷害手術保険金支払対象期間（注3）内に病院または診療所において、その傷害の治療を直接の目的として手術を受けた場合は、1回の手術（注4）について、次の算式によって算出した額を、傷害手術保険金としてその被保険者に支払います。

- ① 入院中（注5）に受けた手術の場合

傷害手術保険金の額

=

傷害入院保険金日額

×

10

- ② 本条(5)①以外の手術の場合

傷害手術保険金の額

=

傷害入院保険金日額

×

5

- (6)被保険者が傷害手術保険金を支払うべき手術を同一の日に複数回受けた場合は、それらの手術のうち傷害手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてののみ傷害手術保険金を支払います。
- (7)医科診療報酬点数表において、一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合は、その手術に対しては傷害手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、傷害手術保険金を支払いません。

（注1）継続には、被保険者が転入院または再入院をした場合の転入院または再入院後の期間を含みます。ただし、転入院または再入院を証する書類がある場合に限りです。

（注2）医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置には、医療給付関係各法の適用がない場合、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

（注3）傷害手術保険金支払対象期間とは、傷害保険金を支払いうる傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて次の期間を合計した日数に達するまでの期間をいいます。

ア、傷害入院保険金の免責期間の日数

イ、傷害入院保険金の支払対象期間の日数

（注4）1回の手術を2日以上にわたって受けた場合は、その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。また、医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合は、その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。

（注5）入院中とは、第1条（保険金を支払う場合）(1)の傷害を被り、その直接の結果として入院している間をいいます。

第7条（傷害通院保険金の計算）

(1)当社は、被保険者が傷害通院に該当した場合は、その日数に対し、次の算式によって算出した額を傷害通院保険金としてその被保険者に支払います。

$$\boxed{\text{傷害通院保険金の額}} = \boxed{\text{傷害通院保険金日額}} \times \boxed{\text{傷害通院の日数}}$$

(2)本条(1)の日数には、被保険者が通院しない場合であっても、次のいずれかに該当する部位を固定するためにギプス等（注1）を常時装着したときには、その装着日数を含みます。ただし、被保険者以外の医師の指示による固定であること（注2）、かつ、診断書、診療報酬明細書等から次のいずれかに該当する部位をギプス等（注1）装着により固定していることが確認できる場合に限りします。

- ① 長管骨（注3）または脊柱
- ② 長管骨（注3）に接続する3大関節部分（注4）
- ③ 肋骨または胸骨。ただし、体幹部を固定した場合に限りします。
- ④ 顎骨または顎関節。ただし、線副子等で上下顎を一体的に固定した場合に限りします。

(3)当社は、本条(1)および(2)の規定にかかわらず、第6条（傷害入院保険金および傷害手術保険金の計算）の傷害入院保険金を支払うべき期間中の傷害通院に対しては、傷害通院保険金を支払いません。

(4)本条(1)の傷害通院の日数には次の日数を含みません。

- ① 事故の発生の日から起算して傷害通院保険金の免責期間が満了するまでの間の傷害通院の日数
- ② 傷害通院保険金の免責期間が満了した日の翌日から起算して傷害通院保険金の支払対象期間が満了した日の翌日以降の傷害通院の日数
- ③ 1事故に基づく傷害通院について、傷害通院保険金を支払うべき日数の合計が傷害通院保険金の支払限度日数に到達した日の翌日以降の傷害通院の日数

(5)被保険者が傷害通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに傷害通院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合であっても、当社は、その期間に対し重複しては傷害通院保険金を支払いません。

（注1）ギプス等とは、ギプス（キャスト）、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子（シーネ、スプリント）固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース（注5）、線副子等（注6）およびハローベストをいいます。

（注2）被保険者以外の医師の指示による固定であることは、診断書または医師の意見書に固定に関する記載がある場合に限りします。

（注3）長管骨とは、上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。

（注4）3大関節部分とは、肩関節、肘関節、手関節、股関節、膝関節および足関節をいいます。

（注5）PTBブレースは、下腿骨骨折後に装着したものにつき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限りします。

（注6）線副子等は、上下顎を一体的に固定した場合に限りします。

第8条（死亡の推定）

被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被保険者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）(1)の傷害によって死亡したものと推定します。

第9条（他の身体の障害または疾病の影響）

- (1)被保険者が被った第1条（保険金を支払う場合）(1)の傷害が次のいずれかの影響により重大となった場合は、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- ① 被保険者が傷害を被った時既に存在していた身体の障害または疾病の影響
 - ② 被保険者が傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害または疾病の影響
- (2)正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第1条（保険金を支払う場合）(1)の傷害が重大となった場合も、本条(1)と同様の方法で支払います。

第10条（契約後に通知いただく事項－通知義務）

この特約においては、保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合でも、保険契約者または被保険者は、その旨を当社に通知する義務はありません。

- ① 被保険者が職業または職務を変更したこと。
- ② 職業に就いていない被保険者が新たに職業に就いたことまたは職業に就いていた被保険者がその職業をやめたこと。

第11条（保険契約の無効）

普通保険約款基本条項第6条（保険契約の無効）に定める事由のほか、傷害死亡保険金受取人を定める場合（注）に、保険契約者以外の被保険者の同意を得なかったときは、保険契約は無効とします。

（注）傷害死亡保険金受取人を定める場合には、その被保険者の法定相続人を傷害死亡保険金受取人にする場合を含みません。

第12条（保険料の返還または追加保険料の請求－通知義務の場合）

職業または職務の変更の事実（注）がある場合でも、保険料率是不変とします。

（注）職業または職務の変更の事実とは、第10条（契約後に通知いただく事項－通知義務）の変更の事実をいいます。

第13条（保険料の返還－失効の場合）

普通保険約款基本条項第14条（保険料の返還－無効または失効の場合）②の規定にかかわらず、保険金を支払うべき傷害によって被保険者が死亡した場合には、当社は、第1条（保険金を支払う場合）(1)に規定する傷害を被ったことを支払事由とする保険金に対応する保険料を返還しません。

第14条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）

- (1)被保険者が第1条（保険金を支払う場合）(1)の傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その原因となった事故の発生日からその日を含めて30日以内に事故発生状況および傷害の程度を当社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2)被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生状況を当社に書面により通知しなければなりません。
- (3)保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく本条(1)もしくは(2)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第15条（保険金の請求）

(1)普通保険約款基本条項第17条（保険金の請求）(1)に定める時は、次に掲げる時とします。

- ① 傷害死亡保険金については、その被保険者が死亡した時
- ② 傷害後遺障害保険金については、その被保険者に後遺障害が発生した時または事故の発生日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
- ③ 傷害入院保険金については、その被保険者が被った第1条（保険金を支払う場合）(1)の傷害の治療を目的とした入院が終了した時、傷害入院保険金の免責期間が満了した日の翌日から起算して傷害入院保険金の支払対象期間が満了した日を経過した時、または傷害入院保険金を支払うべき日数の合計が傷害入院保険金の支払限度日数に到達した日を経過した時のいずれか早い時

- ④ 傷害手術保険金については、その被保険者が第1条（保険金を支払う場合）(1)の傷害の治療を直接の目的とした手術を受けた時
- ⑤ 傷害通院保険金については、その被保険者が被った第1条（保険金を支払う場合）(1)の傷害の治療を目的とした通院が終了した時、傷害通院保険金の免責期間が満了した日の翌日から起算して傷害通院保険金の支払対象期間が満了した日を経過した時、または傷害通院保険金を支払うべき日数の合計が傷害通院保険金の支払限度日数に到達した日を経過した時のいずれか早い時
- (2)普通保険約款基本条項第17条（保険金の請求）(2)に規定する書類は、別表4に掲げる書類とします。

第16条（保険金の内払）

- (1)普通保険約款基本条項第18条（保険金の支払）(1)の規定にかかわらず、傷害入院保険金を支払うべき場合において、保険金支払の対象となる入院期間が1か月以上継続したときには、当社は、被保険者または保険金を受け取るべき者の申出ならびに普通保険約款基本条項第17条（保険金の請求）(2)、(3)および(5)の書類の提出により保険金の内払を行います。
- (2)本条(1)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第17条（当社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

- (1)当社は、第14条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）の規定による通知または普通保険約款基本条項第17条（保険金の請求）およびこの特約第15条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
- (2)本条(1)の規定による診断または死体の検案のために要した費用（注）は、当社が負担します。
- （注）費用には、収入の喪失を含みません。

第18条（代位）

当社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人が第1条（保険金を支払う場合）(1)の傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

第19条（傷害死亡保険金受取人の変更）

- (1)保険契約締結の際、保険契約者が傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人を傷害死亡保険金受取人とします。
- (2)保険契約締結の後、その被保険者が死亡する前であれば、保険契約者は、いつでも傷害死亡保険金受取人を変更することができます。
- (3)本条(2)の規定により傷害死亡保険金受取人を変更する場合には、保険契約者は、その旨を当社に通知しなければなりません。
- (4)本条(3)の規定による通知が当社に到達した場合には、傷害死亡保険金受取人の変更は、保険契約者がその通知を発した時にその効力を生じたものとします。ただし、その通知が当社に到達する前に当社が変更前の傷害死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当社は、保険金を支払いません。
- (5)保険契約者は、本条(2)の傷害死亡保険金受取人の変更を、法律上有効な遺言によって行うことができます。
- (6)本条(5)の規定により傷害死亡保険金受取人を変更する場合には、遺言が効力を生じた後に、保険契約者の法定相続人がその旨を当社に通知しなければ、その変更を当社に対抗することができません。なお、その通知が当社に到達する前に当社が変更前の傷害死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当社は、保険金を支払いません。
- (7)本条(2)および(5)の規定により、傷害死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人以外の者に変更する場合は、その被保険者の同意がなければ変更の効力は生じません。
- (8)被保険者が死亡する前に傷害死亡保険金受取人が死亡した場合は、その傷害死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人（注）を傷害死亡保険金受取人とします。
- (9)保険契約者は、傷害死亡保険金以外の保険金について、その受取人をその被保険者以外の者に定めること、または変更することはできません。
- （注）法定相続人のうち死亡している者については、順次の法定相続人とします。

第20条（傷害死亡保険金受取人が複数の場合の取扱い）

- (1)この保険契約の傷害死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、その代表者は、代表者以外の傷害死亡保険金受取人を代理するものとします。
- (2)本条(1)の代表者が定まらない場合またはその代表者の所在が明らかでない場合には、傷害死亡保険金受取人の中の1名に対して行う当社の行為は、他の傷害死亡保険金受取人に対しても効力を有するものとします。

第21条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

別表1 第3条（保険金を支払わない場合—その2）①の運動等

- 山岳登はん（注1）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（注2）操縦（注3）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（注4）搭乗、ジャイロブレーン搭乗その他これらに類する危険な運動
- （注1）山岳登はんとは、ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。
- （注2）航空機には、グライダーおよび飛行船は含みません。
- （注3）航空機操縦には、職務として操縦する場合は含みません。
- （注4）超軽量動力機とは、モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラブレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。

別表2 第3条（保険金を支払わない場合—その2）②の職業

- オートテスター（注1）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者（注2）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（注3）、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業
- （注1）オートテスターとは、テストライダーをいいます。
- （注2）猛獣取扱者には、動物園の飼育係を含みます。
- （注3）ローラーゲーム選手には、レフリーを含みます。

別表3（第5条（傷害後遺障害保険金の計算）関係）

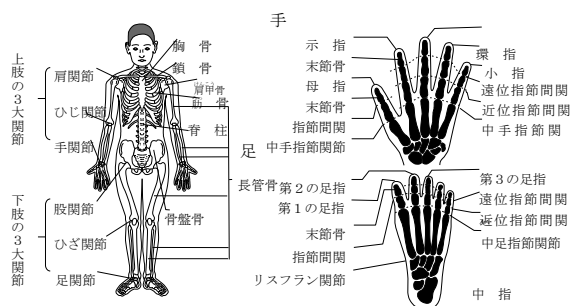
後遺障害等級表		
等級	後 遺 障 害	保険金 支払割合
第1級	(1)両眼が失明したもの (2)咀嚼くおよび言語の機能を廃したもの (3)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5)両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6)両上肢の用を全廃したもの (7)両下肢をひざ関節以上で失ったもの	100%

	(8)両下肢の用を全廃したもの	
第2級	(1)1眼が失明し、他眼の矯正視力（視力の測定は万国式視力表によるものとします。以下同様とします。）が0.02以下になったもの (2)両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (4)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (5)両上肢を手関節以上で失ったもの (6)両下肢を足関節以上で失ったもの	89%
第3級	(1)1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2)咀嚼くまたは言語の機能を廃したもの (3)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5)両手の手指の全部を失ったもの（手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。）	78%
第4級	(1)両眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2)咀嚼くおよび言語の機能に著しい障害を残すもの (3)両耳の聴力を全く失ったもの (4)1上肢をひじ関節以上で失ったもの (5)1下肢をひざ関節以上で失ったもの (6)両手の手指の全部の用を廃したもの（手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節に著しい運動障害を残すものをいいます。なお、母指にあっては指節間関節に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (7)両足をリスフラン関節以上で失ったもの	69%
第5級	(1)1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4)1上肢を手関節以上で失ったもの (5)1下肢を足関節以上で失ったもの (6)1上肢の用を全廃したもの (7)1下肢の用を全廃したもの (8)両足の足指の全部を失ったもの（足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。）	59%
第6級	(1)両眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2)咀嚼くまたは言語の機能に著しい障害を残すもの (3)両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4)1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5)脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの (6)1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (7)1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (8)1手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの	50%
第7級	(1)1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2)両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3)1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (4)神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (5)胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (6)1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの (7)1手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したもの (8)1足をリスフラン関節以上で失ったもの (9)1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10)1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11)両足の足指の全部の用を廃したもの（足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中手指節関節もしくは近位指節間関節に著しい運動障害を残すものをいいます。なお、第1の足指にあっては指節間関節に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (12)外貌に著しい醜状を残すもの (13)両側の睾丸を失ったもの	42%
第8級	(1)1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの (2)脊柱に運動障害を残すもの (3)1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの (4)1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したもの (5)1下肢を5cm以上短縮したもの (6)1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (7)1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (8)1上肢に偽関節を残すもの (9)1下肢に偽関節を残すもの (10)1足の足指の全部を失ったもの	34%
第9級	(1)両眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2)1眼の矯正視力が0.06以下になったもの (3)両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (4)両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5)鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6)咀嚼くおよび言語の機能に障害を残すもの (7)両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8)1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9)1耳の聴力を全く失ったもの (10)神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11)胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12)1手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの	26%

	(1 3) 1 手の母指を含み 2 の手指または母指以外の 3 の手指の用を廃したもの (1 4) 1 足の第 1 の足指を含み 2 以上の足指を失ったもの (1 5) 1 足の足指の全部の用を廃したもの (1 6) 外貌に相当程度の醜状を残すもの (1 7) 生殖器に著しい障害を残すもの	
第 1 0 級	(1) 1 眼の矯正視力が 0. 1 以下になったもの (2) 正面視で複視を残すもの (3) 咀嚼くまたは言語の機能に障害を残すもの (4) 1 4 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が 1 m 以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7) 1 手の母指または母指以外の 2 の手指の用を廃したもの (8) 1 下肢を 3 cm 以上短縮したもの (9) 1 足の第 1 の足指または他の 4 の足指を失ったもの (1 0) 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの (1 1) 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの	2 0 %
第 1 1 級	(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 1 眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4) 1 0 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が 1 m 以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6) 1 耳の聴力が 4 0 cm 以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (7) 脊柱に変形を残すもの (8) 1 手の示指、中指または環指を失ったもの (9) 1 足の第 1 の足指を含み 2 以上の足指の用を廃したもの (1 0) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	1 5 %
第 1 2 級	(1) 1 眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 1 眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 7 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (4) 1 耳の耳殻の大部分を欠損したもの (5) 鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に障害を残すもの (7) 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの (9) 1 手の小指を失ったもの (1 0) 1 手の示指、中指または環指の用を廃したもの (1 1) 1 足の第 2 の足指を失ったもの、第 2 の足指を含み 2 の足指を失ったものまたは第 3 の足指以下の 3 の足指を失ったもの (1 2) 1 足の第 1 の足指または他の 4 の足指の用を廃したもの (1 3) 局部に頑固な神経症状を残すもの (1 4) 外貌に醜状を残すもの	1 0 %
第 1 3 級	(1) 1 眼の矯正視力が 0. 6 以下になったもの (2) 1 眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (3) 正面視以外で複視を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの (5) 5 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7) 1 手の小指の用を廃したもの (8) 1 手の母指の指骨の一部を失ったもの (9) 1 下肢を 1 cm 以上短縮したもの (1 0) 1 足の第 3 の足指以下の 1 または 2 の足指を失ったもの (1 1) 1 足の第 2 の足指の用を廃したもの、第 2 の足指を含み 2 の足指の用を廃したものまたは第 3 の足指以下の 3 の足指の用を廃したもの	7 %
第 1 4 級	(1) 1 眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (2) 3 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (3) 1 耳の聴力が 1 m 以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6) 1 手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1 手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1 足の第 3 の足指以下の 1 または 2 の足指の用を廃したもの (9) 局部に神経症状を残すもの	4 %

(注 1) 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

(注 2) 関節等の説明図



別表４（第１５条（保険金の請求）関係）

保 険 金 請 求 書 類

保険金を請求する場合には、「○」を付した書類のうち、当社が求めるものを提出しなければなりません。

提出書類 \ 保険金種類	傷害死亡	傷害後遺障害	傷害入院	傷害手術	傷害通院
(1) 保険金請求書	○	○	○	○	○
(2) 保険証券	○	○	○	○	○
(3) 当社の定める傷害状況報告書	○	○	○	○	○
(4) 公の機関（注１）の事故証明書	○	○	○	○	○
(5) 死亡診断書または死体検案書	○				
(6) 後遺障害もしくは傷害の程度または手術の内容を証明する医師（注２）の診断書		○	○	○	○
(7) 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類			○		○
(8) 傷害死亡保険金受取人（注３）の印鑑証明書	○				
(9) 被保険者の印鑑証明書		○	○	○	○
(10) 被保険者の戸籍謄本	○				
(11) 法定相続人の戸籍謄本（注４）	○				
(12) 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注５）	○	○	○	○	○
(13) その他当社が普通保険約款基本条項第１８条（保険金の支払）（１）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの	○	○	○	○	○

- （注１）公の機関については、やむを得ない場合、第三者とします。
（注２）医師とは、被保険者以外の医師をいいます。
（注３）傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となります。
（注４）法定相続人の戸籍謄本は、傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合に必要とします。
（注５）委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書は、保険金の請求を第三者に委任する場合に必要とします。

第三者の加害行為による保険金２倍支払特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、傷害補償（MS&AD型）特約「用語の説明」、傷害補償（標準型）特約「用語の説明」および普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

（５０音順）

	用語	説明
し	傷害補償特約	傷害補償（MS&AD型）特約または傷害補償（標準型）特約のうち、この保険契約に適用されるものをいいます。
た	第三者	被保険者以外の者をいいます。
ひ	ひき逃げ	道路上における被保険者と自動車等（注）との衝突、接触等の交通事故であって、その事故の加害者である第三者がその被保険者の救護その他の必要な処置を行わず逃走し、加害者がその事故の発生の日からその日を含めて６０日を経過してもなお特定できないものをいいます。 （注）自動車等には、これらに積載されているものを含みます。
ほ	保険金	この特約により補償される傷害が発生した場合に、当社が被保険者または傷害死亡保険金受取人に支払うべき金銭であって、傷害補償特約に規定する傷害保険金をいいます。

第１条（保険金を支払う場合）

- 当社は、この特約により、被保険者が次のいずれかに該当する事由によって傷害補償特約第１条（保険金を支払う場合）（１）の傷害を被った場合は、保険金を２倍にしてその被保険者に支払います。
- ① 第三者の故意による加害行為。ただし、その傷害が第三者の加害行為によって発生したものであることを保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が警察署に届け出た場合に限ります。
- ② ひき逃げ

第２条（他の特約との関係）

- (1) この保険契約に傷害補償特約第１条（保険金を支払う場合）（１）の傷害を限定または拡大して傷害保険金を支払う旨の他の特約が適用される場合は、この特約第１条（保険金を支払う場合）に規定する傷害についても同様に限定または拡大するものとします。
- (2) この保険契約に他の特約（注）が適用される場合には、第１条（保険金を支払う場合）の規定に基づき支払う保険金の額は、他の特約（注）がないものとして算出した額とします。
- （注）他の特約とは、傷害補償特約の規定により支払う傷害保険金を２倍、増額または追加して支払う旨の約定期があるこの特約以外の特約をいい、支払日数または支払期間を延長して支払う旨の約定期がある特約を含みません。

第３条（傷害補償特約の適用方法）

- 第１条（保険金を支払う場合）の規定により傷害後遺障害保険金を支払う場合には、傷害補償特約第４条（傷害死亡保険金の計算）（１）および第５条（傷害後遺障害保険金の計算）（６）の規定を適用するときの傷害後遺障害保険金は第１条（保険金を支払う場合）の規定を適用する前のものをいいます。

第４条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、傷害補償特約および普通保険約款の規定を準用します。

顔面、頭部、頸部傷害による傷害入院保険金および傷害通院保険金 2 倍支払特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、傷害補償（MS & AD 型）特約「用語の説明」、傷害補償（標準型）特約「用語の説明」および普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

	用語	説明
し	傷害補償特約	傷害補償（MS & AD 型）特約または傷害補償（標準型）特約のうち、この保険契約に適用されるものをいいます。

第 1 条（保険金を支払う場合）

(1) 当社は、被保険者が傷害補償特約第 1 条（保険金を支払う場合）(1) の傷害を被り、同特約第 6 条（傷害入院保険金および傷害手術保険金の計算）の規定により傷害入院保険金を支払う場合において、傷害を被った部位またはその一部が顔面、頭部または頸部であって、その部分の治療について切開、縫合、補てつなどの外科手術または歯科手術を受けたときは、その治療期間に対して、次の算式によって算出した額を同特約第 6 条（傷害入院保険金および傷害手術保険金の計算）(1) の傷害入院保険金としてその被保険者に支払います。

傷害入院
保険金の額

=

傷害補償特約第 6 条（傷害入院
保険金および傷害手術保険金の
計算）(1) から (4) までの規定に
より支払う傷害入院保険金

×

2

(2) 当社は、被保険者が傷害補償特約第 1 条（保険金を支払う場合）(1) の傷害を被り、同特約第 7 条（傷害通院保険金の計算）の規定により傷害通院保険金を支払う場合において、傷害を被った部位またはその一部が顔面、頭部または頸部であって、その部分の治療について切開、縫合、補てつなどの外科手術または歯科手術を受けたときは、その治療のための傷害通院の日数に対して、次の算式によって算出した額を同特約第 7 条（傷害通院保険金の計算）(1) または (2) の傷害通院保険金としてその被保険者に支払います。

傷害通院
保険金の額

=

傷害補償特約第 7 条（傷害通院
保険金の計算）の規定により支
払う傷害通院保険金

×

2

第 2 条（他の特約との関係）

(1) この保険契約に傷害補償特約第 1 条（保険金を支払う場合）(1) の傷害を限定または拡大して傷害保険金を支払う旨の他の特約が適用される場合は、この特約第 1 条（保険金を支払う場合）に規定する傷害についても同様に限定または拡大するものとします。

(2) この保険契約に他の特約（注）が適用される場合には、第 1 条（保険金を支払う場合）の規定に基づき支払う保険金の額は、他の特約（注）がないものとして算出した額とします。

（注）他の特約とは、傷害補償特約の規定により支払う傷害入院保険金および傷害通院保険金を 2 倍、増額または追加して支払う旨の約定があるこの特約以外の特約をいいます。

第 3 条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、傷害補償特約および普通保険約款の規定を準用します。

日常生活賠償特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

（50 音順）

	用語	説明
う	運行不能	正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいい、情報の流布（注）のみに起因するものを除きます。 （注）情報の流布には、特定の者への伝達を含みます。
き	軌道上を走行する陸上の乗用具	汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェー、いす付リフト、ガイドウェイバス（注）をいいます。なお、ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等で専ら遊戯施設として使用されるもの、ロープトウ、ティーバールリフト等座席装置のないリフト等は含みません。 （注）ガイドウェイバスとは、専用軌道のガイドに沿って走行するバスをいいます。なお、専用軌道のガイドに沿って走行している間に限り、軌道上を走行する陸上の乗用具として取り扱います。
し	住宅	本人の居住の用に供される住宅（注）をいい、敷地内の動産および不動産を含みます。 （注）住宅には、別荘等一時的に居住の用に供される住宅を含みます。
	身体の障害	生命または身体を害することをいいます。
そ	損壊	滅失、破損または汚損をいい、それぞれの定義は次のとおりとします。 ① 滅失とは、財物がその物理的存在を失うことをいいます。 ② 破損とは、財物が壊れることをいいます。 ③ 汚損とは、財物が汚れることまたは傷むことによりその客観的な経済的価値を減じられることをいいます。
ひ	被保険者	この特約により補償を受ける者であって、第 2 条（補償の対象となる方－被保険者）に規定する者をいいます。
ほ	法律上の損害賠償責任	民法（明治 29 年法律第 89 号）等法律に基づく損害賠償責任をいいます。
	保険金	この特約により補償される損害が発生した場合に、当社が被保険者に支払うべき金銭であって、日常生活賠償保険金をいいます。
	本人	保険証券記載の被保険者をいいます。
め	免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額であって、保険証券記載の免責金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

第 1 条（保険金を支払う場合）

(1) 当社は、日本国内もしくは国外において発生した次に掲げる事故により、被保険者が他人の身体の障害もしくは他人の財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害、または日本国内において発生した次に掲げる事故により、被保険者が軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能について法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を被保険者に支払います。

① 住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故

② 被保険者の日常生活（注）に起因する偶然な事故

(2) 当社は、損害の原因となった本条(1)の事故発生の方が保険期間中であった場合に限り、保険金を支払います。

(注) 住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。

第2条（補償の対象となる方－被保険者）

- (1)この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。
- ① 本人
 - ② 本人の配偶者
 - ③ 本人またはその配偶者の同居の親族（注1）
 - ④ 本人またはその配偶者の別居の未婚（注2）の子
 - ⑤ 本条(1)①から④までのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者（注3）。ただし、その責任無能力者に関する第1条（保険金を支払う場合）(1)に規定する事故に限ります。
- (2)本条(1)の本人とその配偶者との続柄または本人もしくはその配偶者とこれらの者以外の者との同居・別居の別および続柄は、損害の原因となった事故発生の際におけるものをいいます。
- (3)この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって、当社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。
- (注1) 親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
- (注2) 未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。
- (注3) 責任無能力者を監督する者は、責任無能力者の親族に限ります。なお、親族とは、6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。

第3条（保険金を支払わない場合）

- (1)当社は、次のいずれかに該当する事由によって発生した損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者（注1）、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意
 - ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ④ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑤ 本条(1)④以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑥ 本条(1)②から⑤までの事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故
- (2)当社は、被保険者が次に掲げる損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任
 - ② 専ら被保険者の業務の用に供される動産または不動産（注4）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
 - ③ 被保険者と同居する親族（注5）に対する損害賠償責任
 - ④ 被保険者の使用人が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者に対する損害賠償責任を除きます。
 - ⑤ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
 - ⑥ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
 - ⑦ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
 - ⑧ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
 - ⑨ 航空機、船舶・車両（注6）または銃器（注7）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
 - ⑩ 罰金、違約金または懲罰的賠償額に対する損害賠償責任
- (3)被保険者が第2条（補償の対象となる方－被保険者）(1)⑤に規定する者である場合は、本条(2)①から④までおよび⑥の「被保険者」を「被保険者が監督する責任無能力者」と読み替えて適用します。
- (注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。
- (注3) 核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
- (注4) 住宅の一部が専ら被保険者の業務の用に供される場合は、その部分を含みます。
- (注5) 親族とは、6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
- (注6) 原動機付自転車を含み、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート、自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力が専ら人力であるものを除きます。
- (注7) 銃器には、空気銃を含みません。

第4条（支払保険金の計算）

- (1)1回の事故につき当社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、日常生活賠償保険金額を限度とします。

保険金

=

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額

+

判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金

-

被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額

-

免責金額

- (2)当社は、本条(1)に定める保険金に加えて、次表に掲げる費用（注1）の合計額を保険金として支払います。なお、これらの費用（注1）については、その全額を支払います。

費用	説明
① 損害防止費用	第5条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）(1)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用をいいます。
② 権利保全行使費用	第5条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）(1)③に規定する権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用をいいます。
③ 緊急措置費用	第1条（保険金を支払う場合）(1)に規定する事故により他人の身体の障害、他人の財物の損壊または軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときに、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当社の同意を得て支出した費用をいいます。
④ 示談交渉費用	被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当社の同意を得て支出した費用、および第7条（当社による解決）(2)の規定により被保険者が当社に協力するために要した費用をいいます。
⑤ 争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が当社の書面による同意を得て支出した訴訟費用（注2）、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続きをするために要した費用をいいます。

(注1) 費用を支出する際の措置・手続きを行うことによって得られなくなった収入は含みません。

(注2) 訴訟費用には、本条(1)に規定する判決により支払を命ぜられた訴訟費用を含みません。

第5条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）

(1) 保険契約者または被保険者は、第1条（保険金を支払う場合）(1)に規定する事故により他人の身体の障害、他人の財物の損壊または軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能が発生したことを知った場合は、次表「事故発生時の義務」を履行しなければなりません。これらの規定に違反した場合は、次表「義務違反の場合の取扱い」のとおりとします。

事故発生時の義務	義務違反の場合の取扱い
① 損害の発生および拡大の防止に努めること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額を差し引いて保険金を支払います。
② 次の事項を遅滞なく当社に通知すること。 ア、事故発生の日時、場所および事故の状況ならびに被害者の住所および氏名または名称 イ、事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がいる場合は、その者の住所および氏名または名称 ウ、損害賠償の請求を受けた場合は、その内容	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
③ 他人に損害賠償の請求（注1）をすることができる場合には、その権利の保全および行使に必要な手続きをすること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、他人に損害賠償の請求（注1）をすることによって取得することができたと認められる額を差し引いて保険金を支払います。
④ 損害賠償の請求（注1）を受けた場合には、あらかじめ当社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、損害賠償責任がないと認められる額を差し引いて保険金を支払います。
⑤ 損害賠償の請求（注1）についての訴訟を提起し、または提起された場合は、これを遅滞なく当社に通知すること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
⑥ 他の保険契約等の有無および内容（注2）について遅滞なく当社に通知すること。	
⑦ 本条(1)①から⑥までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。	

(2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく本条(1)②、⑤もしくは⑥の事項について事実と異なることを告げた場合または本条(1)⑦の書類に事実と異なる記載をした場合、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注1) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注2) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第6条（当社による協力または援助）

(1) 被保険者が第1条（保険金を支払う場合）(1)に規定する事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合には、当社は、被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続きについて協力または援助を行います。

(2) 日本国外で発生した事故の場合または被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には、本条(1)の規定を適用しません。

第7条（当社による解決）

(1) 当社は、次のいずれかに該当する場合には、当社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当社の費用により、被保険者の同意を得て被保険者のために折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続き（注）を行います。

① 被保険者が第1条（保険金を支払う場合）(1)に規定する事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合

② 当社が損害賠償請求権者から第8条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合

(2) 本条(1)の場合には、被保険者は当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。

(3) 当社は、次のいずれかに該当する場合は、本条(1)の規定は適用しません。

① 1回の事故につき、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の総額が、日常生活賠償保険金額を明らかに超える場合

② 損害賠償請求権者が、当社と直接、折衝することに同意しない場合

③ 正当な理由がなく被保険者が本条(2)に規定する協力を拒んだ場合

④ 日本国外で発生した事故の場合または被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

(注) 訴訟の手続きには、弁護士を選任を含みます。

第8条（損害賠償請求権者の直接請求権）

(1) 第1条（保険金を支払う場合）(1)に規定する事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当社に対して本条(3)に定める損害賠償額の支払を請求することができます。

(2) 当社は、次のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して本条(3)に定める損害賠償額を支払います。ただし、1回の事故につき当社がこの特約に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額（注1）を限度とします。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合

② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合

③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合

④ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいずれかに該当する事実があった場合

ア、被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明

イ、被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人が存在しないこと。

(3) 第7条（当社による解決）および本条の損害賠償額とは、次の算式により算出される額をいいます。

損害賠償額

=

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額

−

被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額

(4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。

(5) 本条(2)または(7)の規定に基づき当社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。

(6) 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額（注2）が日常生活賠償保険金額を超えると認められる時以後、損害賠償請求権者は本条(1)の規定による請求権を行使することはできず、また当社は本条(2)の規定にかかわらず、損害賠償請求権者に対して損害賠償額を支払いません。ただし、次のいずれかに該当する場合を除きます。

① 本条(2)④に規定する事実があった場合

② 損害賠償請求権者が被保険者に対して、第1条（保険金を支払う場合）(1)に規定する事故にかかわる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被保険者またはその法定

- 相続人とも折衝することができないと認められるとき。
- ③ 当社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被保険者との間で、書面による合意が成立した場合
- (7) 本条(6)②または③に該当する場合は、本条(2)の規定にかかわらず、当社は、損害賠償請求権者に対して、損害賠償額を支払います。ただし、1回の事故につき当社がこの特約に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額(注1)を限度とします。
- (8) 日本国外で発生した事故の場合または被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には、本条(1)から(7)までの規定を適用しません。
- (注1) 同一事故につき既に当社が支払った保険金または本条の規定に基づき支払った損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額をいいます。
- (注2) 同一事故につき既に当社が支払った保険金または本条の規定に基づき支払った損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。

第9条（仮払金および供託金の貸付け等）

- (1) 第6条（当社による協力または援助）または第7条（当社による解決）(1)の規定により当社が被保険者のために援助または解決にあたる場合には、当社は1回の事故につき、日常生活賠償保険金額(注1)の範囲内で、次に掲げることを行うことができます。
- ① 仮処分命令に基づく仮払金を無利息で被保険者に貸し付けること。
- ② 仮差押えを免れるための供託金または上诉のときの仮執行を免れるための供託金を当社の名において供託すること。
- ③ 供託金に付されると同率の利息で被保険者に貸し付けること。
- (2) 本条(1)③の規定により当社が供託金を貸し付ける場合には、被保険者は、当社のために供託金(注2)の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。
- (3) 本条(1)の貸付けまたは当社の名による供託が行われている間においては、第4条（支払保険金の計算）(1)ただし書、第8条（損害賠償請求権者の直接請求権）(2)ただし書および同条(7)ただし書の規定は、その貸付金または供託金(注2)を既に支払った保険金とみなして適用します。
- (4) 本条(1)②または③の供託金(注2)が第三者に還付された場合には、その還付された供託金(注2)の限度で、本条(1)②に規定する供託金(注2)または本条(1)③に規定する貸付金(注3)が保険金として支払われたものとみなします。
- (5) 第11条（保険金の請求）の規定により当社の保険金支払義務が発生した場合は、本条(1)の仮払金に関する貸付金が保険金として支払われたものとみなします。
- (注1) 同一事故につき既に当社が支払った保険金または第8条（損害賠償請求権者の直接請求権）の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。
- (注2) 供託金には、利息を含みます。
- (注3) 貸付金には、利息を含みます。

第10条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

- (1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額(注1)の合計額が損害の額(注2)以下のときは、当社は、この保険契約の支払責任額(注1)を保険金の額とします。
- (2) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額(注1)の合計額が損害の額(注2)を超えるときは、当社は、次表に定める額を保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額(注1)
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	損害の額(注2)から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(注1)を限度とします。

- (注1) それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
- (注2) それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第11条（保険金の請求）

- (1) 被保険者が保険金の支払を受けようとする場合、当社に対して保険金の支払を請求しなければなりません。
- (2) 当社に対する保険金の請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行することができるものとします。
- (3) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次表の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠
① 保険金請求書
② 死亡に関して支払われる保険金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
③ 後遺障害に関して支払われる保険金の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
④ 傷害に関して支払われる保険金の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
⑤ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
⑥ 第1条（保険金を支払う場合）(1)に規定する事故による他人の財物の損壊に係る保険金の請求に関しては、被害が発生した物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書(注1)および被害が発生した物の写真(注2)
⑦ 第1条（保険金を支払う場合）(1)に規定する事故による軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能に係る保険金の請求に関しては、軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能に起因する損害が発生した事実を確認できる書類およびその損害の額を確認できる書類
⑧ その他当社が普通保険約款基本条項第18条（保険金の支払）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

- (注1) 既に支払がなされた場合はその領収書とします。
- (注2) 写真には、画像データを含みます。

第12条（損害賠償額の請求）

- (1) 損害賠償請求権者が第8条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定により損害賠償額の支払を受けようとする場合、当社に対して損害賠償額の支払を請求しなければなりません。
- (2) 損害賠償請求権者が損害賠償額の支払を請求する場合は、次表の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

損害賠償額請求に必要な書類または証拠
① 損害賠償額の請求書
② 死亡に関する損害賠償額の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
③ 後遺障害に関する損害賠償額の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
④ 傷害に関する損害賠償額の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
⑤ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書
⑥ 第1条（保険金を支払う場合）(1)に規定する事故による他人の財物の損壊に係る損害賠償額の請求に関しては、被害が発生した物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書(注1)および被害が発生した物の写真(注2)
⑦ 第1条（保険金を支払う場合）(1)に規定する事故による軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能に係る損害賠償額の請求に関しては、軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能に起因する損害が発生した事実を確認できる書類およびその損害の額を確認できる書類
⑧ その他当社が第13条（損害賠償額の支払）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

- (3) 損害賠償請求権者に損害賠償額を請求できない事情がある場合で、かつ、損害賠償額の支払を受けるべき損害賠償請求権者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、損害賠償請求権者の代理人として損害賠償額を請求することができます。
- ① 損害賠償請求権者と同居または生計を共にする配偶者(注3)

- ② 本条(3)①に規定する者がいない場合または本条(3)①に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、損害賠償請求権者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ 本条(3)①および②に規定する者がいない場合または本条(3)①および②に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、本条(3)①以外の配偶者(注3)または本条(3)②以外の3親等内の親族
- (4)本条(3)の規定による損害賠償請求権者の代理人からの損害賠償額の請求に対して、当社が損害賠償額を支払った場合は、その金額の限度において当社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。
- (5)当社は、事故の内容または損害の額等に応じ、損害賠償請求権者に対して、本条(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6)損害賠償請求権者が、正当な理由がなく本条(5)の規定に違反した場合または本条(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をした場合、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて損害賠償額を支払います。
- (7)損害賠償額の請求権は、次のいずれかに該当する場合には、これを行使することはできません。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定し、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して3年を経過した場合
- ② 損害賠償請求権者の被保険者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合
- (注1)既に支払がなされた場合はその領収書とします。
- (注2)写真には、画像データを含みます。
- (注3)配偶者は、普通保険約款「用語の説明」の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

第13条（損害賠償額の支払）

(1)当社は、第8条（損害賠償請求権者の直接請求権）(2)または(6)ただし書きのいずれかに該当する場合には、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、当社が損害賠償額を支払うために必要な次表の事項の確認を終え、損害賠償額を支払います。

確認する内容	確認に必要な事項
① 損害賠償額の支払事由発生の有無	ア、事故の原因 イ、事故発生の状況 ウ、損害発生の有無 エ、被保険者に該当する事実
② 損害賠償額が支払われない事由の有無	損害賠償額が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
③ 損害賠償額の算出	ア、損害の額 イ、事故と損害との関係 ウ、治療の経過および内容
④ 保険契約の効力の有無	この保険契約において定める解除、解約、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
⑤ 本条(1)①から④までのほか、当社が支払うべき損害賠償額の確定	ア、他の保険契約等の有無および内容 イ、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等

(2)本条(1)の確認をするために、次表「事由」に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、本条(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次表「期間」に掲げる日数（注2）を経過する日までに、損害賠償額を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を損害賠償請求権者に対して通知するものとします。

事由	期間
① 本条(1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3）	180日
② 本条(1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③ 本条(1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における本条(1)①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
⑤ 本条(1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

(3)本条(1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、損害賠償請求権者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはその確認に応じなかった場合（注4）には、これらにより確認が遅延した期間については、本条(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(4)本条(3)の場合のほか、損害賠償請求権者の事情によって当社が損害賠償額を支払うことができない期間については、本条(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(5)本条(1)から(4)までの規定による損害賠償額の支払は、損害賠償請求権者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

- (注1)請求完了日とは、損害賠償請求権者が第12条（損害賠償額の請求）(2)および(3)の規定による手続きを完了した日をいいます。
- (注2)複数の「事由」に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (注3)警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会には、弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会其他法令に基づく照会を含みます。
- (注4)必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第14条（代位）

(1)損害が発生したことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次表「限度額」を限度とします。

区分	限度額
① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合	被保険者が取得した債権の全額
② 本条(1)①以外の場合	被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(2)本条(1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3)保険契約者または被保険者は、当社が取得する本条(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。

(注)損害賠償請求権その他の債権には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第15条（先取特権）

(1)第1条（保険金を支払う場合）に規定する事故による他人の身体の障害、他人の財物の損壊または軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能にかかわる損害賠償請求権者は、被保険者の当社に対する保険金請求権（注）について先取特権を有します。

(2)当社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。

② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が本条(1)の先取特権を行使したことにより、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

- ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。
- (3)保険金請求権（注）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注）を質権の目的とし、または本条(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、本条(2)①または④の規定により被保険者が当社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。
- (注) 保険金請求権には、第4条（支払保険金の計算）(2)の費用に対する保険金請求権を含みません。

第16条（被保険者の範囲に関する特約が適用される場合の取扱い）

この保険契約に次のいずれかの特約が適用される場合には、この特約は被保険者範囲個別規定型特約として取り扱います。

- ① 家族型への変更に関する特約
- ② 夫婦型への変更に関する特約
- ③ 配偶者対象外型への変更に関する特約

第17条（普通保険約款の不適用）

この特約については、普通保険約款基本条項第11条（被保険者による保険契約の解約請求）および第22条（契約内容の登録）の規定は適用しません。

第18条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

受託物賠償責任補償特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

(50音順)

	用語	説明
し	事故	受託物が損壊したこと、紛失したことまたは盗難にあったことをいいます。
	住宅	被保険者の居住の用に供される住宅をいい、敷地を含みます。
	受託物	被保険者が管理する他人の財産的価値を有する有体物で、被保険者が日本国内において日常生活の必要に応じて他人から受託した財産的価値を有する有体物をいいます。ただし、第3条（受託物に含まない物）に該当するものを含みません。
そ	損壊	滅失、破損または汚損をいい、それぞれの定義は次のとおりとします。 ① 滅失とは、財物がその物理的存在を失うことをいいます。 ② 破損とは、財物が壊れることをいいます。 ③ 汚損とは、財物が汚れることまたは傷むことによりその客観的な経済的価値を減じられることをいいます。
た	他人	被保険者以外の者をいいます
と	盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。
ひ	被保険者	この特約により補償を受ける者であって、第2条（補償の対象となる方－被保険者）に規定する者をいいます。
ほ	法律上の損害賠償責任	民法（明治29年法律第89号）等法律に基づく損害賠償責任をいいます。
	保険金	この特約により補償される損害が発生した場合に、当社が被保険者に支払うべき金銭であって、受託物賠償責任保険金をいいます。
	保険金額	この特約により補償される損害が発生した場合に当社が支払うべき保険金の限度額であって、保険証券記載のこの特約の保険金額をいいます。
	本人	保険証券記載の被保険者をいいます。
め	免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額であって、保険証券記載の免責金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

第1条（保険金を支払う場合）

- (1)当社は、受託物の損壊、紛失または盗難により、受託物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を被保険者に支払います。
- (2)当社は、損害の原因となった本条(1)の事故発生の際が保険期間中であった場合に限り、保険金を支払います。

第2条（補償の対象となる方－被保険者）

- (1)この特約の被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。
- ① 本人
 - ② 本人の配偶者
 - ③ 本人またはその配偶者の同居の親族（注1）
 - ④ 本人またはその配偶者の別居の未婚（注2）の子
 - ⑤ 本条(1)①から④までのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者（注3）。ただし、その責任無能力者に関する第1条（保険金を支払う場合）(1)に規定する事故に限りです。
- (2)本条(1)の本人とその配偶者との続柄または本人もしくはその配偶者とこれらの者以外の者との同居・別居の別および続柄は、損害の原因となった事故発生の際におけるものをいいます。
- (3)この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって、当社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。
- (注1) 親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
- (注2) 未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。
- (注3) 責任無能力者を監督する者は、責任無能力者の親族に限りです。なお、親族とは、6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。

第3条（受託物に含まない物）

- (1)この特約における受託物には、次に掲げる物を含みません。
- ① 通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
 - ② 貴金属、宝石、書画、骨董、彫刻、美術品その他これらに類する物
 - ③ 自動車（注1）、原動機付自転車、船舶（注2）、航空機およびこれらの付属品
 - ④ 銃砲、刀剣その他これらに類する物
 - ⑤ 被保険者が別表1に掲げる運動等を行っている間のその運動等のための用具
 - ⑥ 動物、植物等の生物

- ⑦ 建物（注３）
- ⑧ 門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物
- ⑨ 公序良俗に反する物
- ⑩ その他下欄記載の物

(2)被保険者が第2条（補償の対象となる方―被保険者）(1)⑤に規定する者である場合は、本条(1)⑤の「被保険者」を「被保険者が監督する責任無能力者」と読み替えて適用します。

- (注1) 自動車には、被牽引車を含みます。
- (注2) 船舶には、ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。
- (注3) 建物には、次に掲げるものを含みます。
- ア、畳または建具類
 - イ、建物に定着（注4）している配線・配管、電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、暖房・冷房設備、エレベーター、リフトその他の付属設備
 - ウ、建物に定着（注4）している設備と機能上分離できないガス設備の給湯器、暖房・冷房設備の室外機その他これらに類する関連付属の設備・装置
 - エ、浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に定着（注4）している物
- (注4) 定着とは、ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。

第4条（保険金を支払わない場合―その1）

- (1)当社は、次のいずれかに該当する事由によって発生した損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者（注1）、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意
 - ② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
 - ③ 被保険者が次に掲げるいずれかの状態にある間に発生した事故
 - ア、被保険者が法令に定められた運転資格（注2）を持たないで自動車等を運転している間
 - イ、被保険者が道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ、被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、指定薬物（注3）等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
 - ④ 被保険者に引き渡される以前から受託物に存在した欠陥
 - ⑤ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ⑥ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑦ 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑧ 本条(1)⑦以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑨ 本条(1)⑤から⑧までの事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故
 - ⑩ 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合はこの規定を適用しません。
 - ⑪ 受託物に発生した自然発火または自然爆発
 - ⑫ 偶然な外来の事故に直接起因しない受託物の電気の事故または機械的事故
 - ⑬ 自然の消耗もしくは劣化（注6）または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱その他これらに類似の事由またはねずみ食い、虫食い等
 - ⑭ 風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込み（注7）またはこれらのものの漏入（注8）によって発生した受託物の損壊

(2)被保険者が第2条（補償の対象となる方―被保険者）(1)⑤に規定する者である場合は、本条(1)④の「被保険者」を「被保険者が監督する責任無能力者」と読み替えて適用します。

- (注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) 法令に定められた運転資格とは、運転する地における法令によるものをいいます。
- (注3) 指定薬物とは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）第15項に定める指定薬物をいいます。
- (注4) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。
- (注5) 核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
- (注6) 自然の消耗もしくは劣化には、日常の使用に伴う摩耗、消耗または劣化を含みます。
- (注7) 吹込みとは、窓・戸等建物または屋外設備の開口部から入り込むことをいいます。
- (注8) 漏入とは、屋根・壁等建物または屋外設備の外部のひび割れまたは隙間からしみ込むことをいいます。

第5条（保険金を支払わない場合―その2）

- (1)当社は、被保険者が次に掲げる損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
 - ② 専ら被保険者の職務の用に供される動産または不動産（注1）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
 - ③ 被保険者と同居する親族（注2）に対する損害賠償責任
 - ④ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
 - ⑤ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
 - ⑥ 航空機、船舶（注3）または銃器（注4）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
 - ⑦ 受託物が委託者に引き渡された後に発見された受託物の損壊に起因する損害賠償責任
 - ⑧ 受託物が使用不能になったことに起因する損害賠償責任（注5）
 - ⑨ 受託物について、通常必要とされる取扱い上の注意に著しく反したこと、または、本来の用途以外に受託物を使用したことに起因する損害賠償責任

(2)被保険者が第2条（補償の対象となる方―被保険者）(1)⑤に規定する者である場合は、本条(1)①から③までの「被保険者」を「被保険者が監督する責任無能力者」と読み替えて適用します。

- (注1) 不動産には、住宅の一部が専ら被保険者の職務の用に供される場合、その部分を含みます。
- (注2) 親族とは、6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
- (注3) 船舶には、原動力が専ら人力であるものを含みません。
- (注4) 銃器には、空気銃を含みません。
- (注5) 損害賠償責任には、収益減少に基づく損害賠償責任を含みます。

第6条（支払保険金の計算）

(1)1回の事故につき当社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、保険期間を通じ、保険金額を限度とします。

保険金の額

=

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額

+

判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金

−

被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額

−

免責金額

(2)当社は、本条(1)に定める保険金に加えて、次表に掲げる費用(注1)の合計額を保険金として支払います。なお、これらの費用(注1)については、その全額を支払います。

費用	説明
① 損害防止費用	第8条(事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い)(1)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用をいいます。
② 権利保全行使費用	第8条(事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い)(1)④に規定する権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用をいいます。
③ 示談交渉費用	被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当社の同意を得て支出した費用、および第9条(損害賠償の請求を受けた場合の特則)(2)の規定により被保険者が当社に協力するために要した費用をいいます。
④ 争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が当社の書面による同意を得て支出した訴訟費用(注2)、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続きをするために要した費用をいいます。

(3)本条(1)の規定により算出される額のうち、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額は、当社が保険金を支払うべき損害の原因となった事故の発生した地および時において、もしその事故がなかったとした場合に被害受託物が有していたであろう価額を超えないものとします。

(注1)費用については、費用を支出する際の措置・手続きによって得られなくなった収入は対象となりません。

(注2)訴訟費用には、本条(1)に規定する判決により支払を命ぜられた訴訟費用を含みません。

第7条 (他の保険契約等がある場合の取扱い)

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額(注1)の合計額が、損害の額(注2)を超えるときは、当社は、次表に定める額を保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額(注1)
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	損害の額(注2)から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(注1)を限度とします。

(注1)支払責任額とは、それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

(注2)損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第8条 (事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い)

(1)保険契約者または被保険者は、第1条(保険金を支払う場合)(1)に規定する事故が発生したことを知った場合は、次表「事故発生時の義務」を履行しなければなりません。これらの規定に違反した場合は、次表「義務違反の場合の取扱い」のとおりとします。

事故発生時の義務	義務違反の場合の取扱い
① 損害の発生および拡大の防止に努めること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額を差し引いて保険金を支払います。
② 次の事項を遅滞なく当社に通知すること。 ア、事故発生の日時、場所および事故の状況ならびに被害者の住所および氏名または名称 イ、事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がいる場合は、その者の住所および氏名または名称 ウ、損害賠償の請求を受けた場合は、その内容	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
③ 受託物が盗難にあった場合には、遅滞なく警察署へ届け出ること。	
④ 他人に損害賠償の請求(注1)をすることができる場合には、その権利の保全および行使に必要な手続きをすること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、他人に損害賠償の請求(注1)をすることによって取得することができたと認められる額を差し引いて保険金を支払います。
⑤ 損害賠償の請求(注1)を受けた場合には、あらかじめ当社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、損害賠償責任がないと認められる額を差し引いて保険金を支払います。
⑥ 損害賠償の請求(注1)についての訴訟を提起した場合または提起された場合は、これを遅滞なく当社に通知すること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
⑦ 他の保険契約等の有無および内容(注2)について遅滞なく当社に通知すること。	
⑧ 本条(1)①から⑦までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合に、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。	

(2)保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく本条(1)②、③、⑥もしくは⑦の事項について事実と異なることを告げた場合または本条(1)⑧の書類に事実と異なる記載をした場合、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注1)損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注2)他の保険契約等の有無および内容には、既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第9条 (損害賠償の請求を受けた場合の特則)

(1)当社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で被害者からの損害賠償請求の解決に当たることができます。

(2)本条(1)の場合には、被保険者は、当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。

(3)被保険者が正当な理由がなく本条(2)の規定による協力に応じない場合は、本条(1)の規定は適用しません。

第10条 (先取特権)

(1)損害賠償請求権者は、被保険者の当社に対する保険金請求権(注)について先取特権を有します。

(2)当社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
- ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が本条(1)の先取特権を行使したことにより、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

(3)保険金請求権(注)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権(注)を質権の目的とし、または本条(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、本条(2)①または④の規定により被保険者が当社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(注)保険金請求権には、第6条(支払保険金の計算)(2)の費用に対する保険金請求権を含みません。

第 1 1 条（保険金の請求）

(1) 普通保険約款基本条項第 1 7 条（保険金の請求）(1)に定める時は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時とします。

(2) 普通保険約款基本条項第 1 7 条（保険金の請求）(2)に規定する書類は、別表 2 に掲げる書類とします。

第 1 2 条（代位）

(1) 損害が発生したことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次表「限度額」を限度とします。

区分	限度額
① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合	被保険者が取得した債権の全額
② 本条(1)①以外の場合	被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(2) 本条(1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当社が取得する本条(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。

(注) 損害賠償請求権その他の債権には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第 1 3 条（被保険者の範囲に関する特約が適用される場合の取扱い）

この保険契約に次のいずれかの特約が適用される場合には、この特約は被保険者範囲個別規定型特約として取り扱います。

- ① 家族型への変更に関する特約
- ② 夫婦型への変更に関する特約
- ③ 配偶者対象外型への変更に関する特約

第 1 4 条（普通保険約款の不適用）

この特約については、普通保険約款基本条項第 1 1 条（被保険者による保険契約の解約請求）および第 2 2 条（契約内容の登録）の規定は適用しません。

第 1 5 条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。

別表 1（第 3 条（受託物に含まない物）(1)⑤関係）

第 3 条（受託物に含まない物）(1)⑤の運動等とは、次に掲げるものをいいます。

山岳登山（注 1）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（注 2）操縦（注 3）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（注 4）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

(注 1) 山岳登山とは、ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいい、登る壁の高さが 5m 以下であるボルダリングは含みません。

(注 2) 航空機には、グライダーおよび飛行船は含みません。

(注 3) 航空機操縦には、職務として操縦する場合は含みません。

(注 4) 超軽量動力機とは、モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。

別表 2（第 1 1 条（保険金の請求）関係）

保 険 金 請 求 書 類	
提出書類	
(1) 保険金請求書	
(2) 保険証券	
(3) 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類	
(4) 被害が発生した受託物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書（注 1）および被害が発生した受託物の写真（注 2）	
(5) 受託物の盗難による損害の場合は、所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類	
(6) 被保険者の印鑑証明書	
(7) 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注 3）	
(8) その他当社が普通保険約款基本条項第 1 8 条（保険金の支払）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの	

(注 1) 修理等に要する費用の見積書は、既に支払がなされた場合はその領収書とします。

(注 2) 写真には、画像データを含みます。

(注 3) 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書は、保険金の請求を第三者に委任する場合に必要とします。

借家人賠償責任補償特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

		(50音順)
	用語	説明
か	貸主	転貸人を含みます。
し	事故	第 1 条（保険金を支払う場合）(1)に規定する事故をいいます。
	借用住宅	被保険者が借用または使用する被保険者の居住の用に供される建物または住戸室をいいます。
そ	損壊	滅失、破損または汚損をいい、それぞれの定義は次のとおりとします。 ① 滅失とは、財物がその物理的存在を失うことをいいます。 ② 破損とは、財物が壊れることをいいます。 ③ 汚損とは、財物が汚れることまたは傷むことによりその客観的な経済的価値を減じられることをいいます。
は	破裂または爆発	気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
ひ	被保険者	この特約により補償を受ける者であって、第 2 条（補償の対象となる方—被保険者）に規定する者をいいます。
ほ	法律上の損害賠償責任	民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）等法律に基づく損害賠償責任をいいます。
	保険金	この特約により補償される損害が生じた場合に、当社が被保険者に支払うべき金銭であって、借家人賠償責任保険金をいいます。

	保険金額	この特約により補償される損害が発生した場合に当社が支払うべき保険金の限度額であって、保険証券記載のこの特約の保険金額をいいます。
め	免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額であって、保険証券記載の免責金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

第1条（保険金を支払う場合）

- (1)当社は、日本国内において借用住宅が被保険者の責めに帰すべき事由に起因する次のいずれかの事故により損壊した場合において、被保険者が借用住宅についてその貸主に対し、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を被保険者に支払います。
- ① 火災
 - ② 破裂または爆発
- (2)当社は、損害の原因となった本条(1)の事故発生の際が保険期間中であった場合に限り、保険金を支払います。

第2条（補償の対象となる方－被保険者）

- この特約の被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。
- ① 保険証券記載の被保険者（注1）
 - ② 本条①の被保険者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者（注2）。ただし、その責任無能力者に関する第1条（保険金を支払う場合）(1)に規定する事故に限りです。
- (注1) 保険証券記載の被保険者と借用住宅の賃借名義人が異なる場合には、その賃借名義人を含みます。
- (注2) 責任無能力者を監督する者は、責任無能力者の親族に限りです。なお、親族とは、6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。

第3条（保険金を支払わない場合）

- (1)当社は、借用住宅が次のいずれかに該当する事由によって損壊した場合において、被保険者が被った損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者（注1）、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意
 - ② 被保険者の心神喪失または指図
 - ③ 借用住宅の改築、増築、取りこわし等の工事。ただし、被保険者が自己の労力をもって行った仕事については、この規定を適用しません。
 - ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ⑤ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑥ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑦ 本条(1)⑥以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑧ 本条(1)④から⑦までの事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故
- (2)当社は、借用住宅に発生した次のいずれかに該当する事由により被保険者が被った損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 借用住宅の欠陥によって発生した損壊
 - ② 借用住宅の自然の消耗もしくは劣化（注4）または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、はがれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱その他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等
 - ③ 借用住宅の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または借用住宅の汚損（注5）であって、借用住宅ごとに、その借用住宅が有する機能の喪失または低下を伴わないもの
- (3)当社は、被保険者が次に掲げる損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者と借用住宅の貸主との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
 - ② 被保険者が借用住宅を貸主に引き渡した後に発見された借用住宅の損壊に起因する損害賠償責任
- (4)被保険者が第2条（補償の対象となる方－被保険者）②に規定する者である場合は、本条(3)②の「被保険者」を「被保険者が監督する責任無能力者」と読み替えて適用します。
- (注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。
- (注3) 核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
- (注4) 自然の消耗もしくは劣化には、日常の使用に伴う摩耗、消耗または劣化を含みます。
- (注5) 汚損には、落書きによる汚損を含みます。

第4条（支払保険金の計算）

- (1)1回の事故につき当社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、保険金額を限度とします。

保険金の額

=

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額

+

判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金

-

被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額

-

免責金額

- (2)当社は、本条(1)に定める保険金に加えて、次表に掲げる費用（注1）の合計額を保険金として支払います。なお、これらの費用（注1）については、その全額を支払います。

費用	説明
① 損害防止費用	第6条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）(1)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用をいいます。
② 権利保全行使費用	第6条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）(1)③に規定する権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用をいいます。
③ 示談交渉費用	被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当社の同意を得て支出した費用、および第7条（損害賠償の請求を受けた場合の特則）(2)の規定により被保険者が当社に協力するために要した費用をいいます。
④ 争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が当社の書面による同意を得て支出した訴訟費用（注2）、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続きをするために要した費用をいいます。

- (注1) 費用については、費用を支出する際の措置・手続きによって得られなくなった収入は対象となりません。
- (注2) 訴訟費用には、本条(1)に規定する判決により支払を命ぜられた訴訟費用を含みません。

第5条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注1）の合計額が、損害の額（注2）を超えるときは、当社は、次表に定める額を保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額（注１）
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	損害の額（注２）から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（注１）を限度とします。

（注１）支払責任額とは、それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

（注２）損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第 6 条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）

（１）保険契約者または被保険者は、第 1 条（保険金を支払う場合）（１）に規定する事故が発生したことを知った場合は、次表「事故発生時の義務」を履行しなければなりません。これらの規定に違反した場合は、次表「義務違反の場合の取扱い」のとおりとします。

事故発生時の義務	義務違反の場合の取扱い
① 損害の発生および拡大の防止に努めること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額を差し引いて保険金を支払います。
② 次の事項を遅滞なく当社に通知すること。 ア、事故発生の日時、場所および事故の状況ならびに借用住宅の貸主の住所および氏名または名称 イ、事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がいる場合は、その者の住所および氏名または名称 ウ、損害賠償の請求を受けた場合は、その内容	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
③ 他人（注１）に損害賠償の請求（注２）をすることができる場合には、その権利の保全および行使に必要な手続きをすること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、他人（注１）に損害賠償の請求（注２）をすることによって取得することができたと認められる額を差し引いて保険金を支払います。
④ 損害賠償の請求（注２）を受けた場合には、あらかじめ当社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、損害賠償責任がないと認められる額を差し引いて保険金を支払います。
⑤ 損害賠償の請求（注２）についての訴訟を提起した場合または提起された場合は、これを遅滞なく当社に通知すること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
⑥ 他の保険契約等の有無および内容（注３）について遅滞なく当社に通知すること。	
⑦ 本条（１）①から⑥までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合に、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。	

（２）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく本条（１）②、⑤もしくは⑥の事項について事実と異なることを告げた場合または本条（１）⑦の書類に事実と異なる記載をした場合、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

（注１）他人とは、被保険者以外の者をいいます。

（注２）損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

（注３）他の保険契約等の有無および内容には、既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合、その事実を含みます。

第 7 条（損害賠償の請求を受けた場合の特則）

（１）当社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で貸主からの損害賠償請求の解決に当たることができます。

（２）本条（１）の場合には、被保険者は、当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。

（３）被保険者が正当な理由がなく本条（２）の規定による協力に応じない場合は、本条（１）の規定は適用しません。

第 8 条（先取特権）

（１）損害賠償請求権者は、被保険者の当社に対する保険金請求権（注）について先取特権を有します。

（２）当社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
- ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が本条（１）の先取特権を行使したことにより、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

（３）保険金請求権（注）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注）を質権の目的とし、または本条（２）③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、本条（２）①または④の規定により被保険者が当社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

（注）保険金請求権には、第 4 条（支払保険金の計算）（２）の費用に対する保険金請求権は含みません。

第 9 条（保険金の請求）

（１）普通保険約款基本条項第 1 7 条（保険金の請求）（１）に定める時は、被保険者が借用住宅の貸主に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と借用住宅の貸主との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時とします。

（２）普通保険約款基本条項第 1 7 条（保険金の請求）（２）に規定する書類は、別表に掲げる書類とします。

第 1 0 条（代位）

（１）損害が発生したことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次表「限度額」を限度とします。

区分	限度額
① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合	被保険者が取得した債権の全額
② 本条（１）①以外の場合	被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

（２）本条（１）②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

（３）保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当社が取得する本条（１）または（２）の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。

（注）損害賠償請求権その他の債権には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第 1 1 条（被保険者の範囲に関する特約が適用される場合の取扱い）

この保険契約に次のいずれかの特約が適用される場合には、この特約は被保険者範囲個別規定型特約として取り扱います。

- ① 家族型への変更に関する特約

- ② 夫婦型への変更に関する特約
- ③ 配偶者対象外型への変更に関する特約

第 1 2 条（普通保険約款の不適用）

この特約については、普通保険約款基本条項第3条（保険責任のおよぶ地域）、第 1 1 条（被保険者による保険契約の解約請求）および第2 2 条（契約内容の登録）の規定は適用しません。

第 1 3 条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

別表（第 9 条（保険金の請求）関係）

保 険 金 請 求 書 類	
	提出書類
(1)	保険金請求書
(2)	保険証券
(3)	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
(4)	被害が発生した借用住宅の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書（注 1 ）および被害が発生した借用住宅の写真（注 2 ）
(5)	被保険者の印鑑証明書
(6)	委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注 3 ）
(7)	その他当社が普通保険約款基本条項第 1 8 条（保険金の支払）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

（注 1 ）修理等に要する費用の見積書は、既に支払がなされた場合はその領収書とします。
（注 2 ）写真には、画像データを含みます。
（注 3 ）委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書は、保険金の請求を第三者に委任する場合に必要とします。

修理費用補償特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

（50音順）

	用語	説明
か	貸主	転貸人を含みます。
し	事故	第 1 条（保険金を支払う場合）（1）に規定する事故をいいます。
	借用住宅	被保険者が借用または使用する被保険者の居住の用に供される建物または住戸室をいいます。
	修理費用	借用住宅を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用をいいます。
と	盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。
は	破裂または爆発	気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
ひ	被保険者	この特約により補償を受ける者であって、第2条（補償の対象となる方―被保険者）に規定する者をいいます。
ほ	法律上の損害賠償責任	民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）等法律に基づく損害賠償責任をいいます。
	保険金	この特約により補償される損害が生じた場合に、当社が被保険者に支払うべき金銭であって、修理費用保険金をいいます。
	保険金額	この特約により補償される損害が発生した場合に当社が支払うべき保険金の限度額であって、保険証券記載のこの特約の保険金額をいいます。
め	免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額であって、保険証券記載の免責金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

第 1 条（保険金を支払う場合）

(1)当社は、次に掲げる事故により、日本国内において借用住宅に損害が発生した場合において、被保険者がその貸主との契約に基づき、自己の費用で現実にこれを修理し、その修理費用を負担することによって被った損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を被保険者に支払います。ただし、火災、破裂または爆発の事故による損害に対し、被保険者が借用住宅の貸主に対して、法律上の損害賠償責任を負担する場合を除きます。

① 火災

② 落雷

③ 破裂または爆発

④ 借用住宅の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触または倒壊。ただし、雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、水災（注 1）、土砂崩れ（注 2）または本条(1)⑦の事故による損害は含みません。

⑤ 給排水設備（注 3）に発生した事故または被保険者以外の者が占有する借用住宅で発生した事故に伴う漏水、放水または溢水（注 4）による水濡れ。ただし、水災（注 1）または本条(1)⑦の事故による損害は含みません。

⑥ 騒擾およびこれに類似の集団行動（注 5）または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為

⑦ 台風、旋風、竜巻、暴風等の風災（注 6）、雪災または雪災（注 7）。ただし、借用住宅の内部については、借用住宅またはその一部（注 8）が風災（注 6）、雪災または雪災（注 7）によって直接破損したために発生した損害（注 9）に限りです。

⑧ 盗難

(2)当社は、損害の原因となった本条(1)の事故発生の際が保険期間中であった場合に限り、保険金を支払います。

（注 1 ）水災とは、台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ（注 2）・落石等の水災をいいます。

（注 2 ）土砂崩れとは、崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。

（注 3 ）給排水設備には、スプリンクラー設備・装置を含みます。

（注 4 ）溢水とは、水が溢れることをいいます。

（注 5 ）騒擾およびこれに類似の集団行動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害が発生する状態であって、暴動に至らないものをいいます。

（注 6 ）風災は、洪水、高潮等を除きます。

（注 7 ）雪災とは、豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪洪水による事故を除きます。また、雪災の事故による損害が 1 回の積雪期において複数発生した場合であって、おのおの別の事故によって発生したことが普通保険約款基本条項第 1 8 条（保険金の支払）の規定に基づく確認を行ってもなお明らかでないときは、これらの損害は、1 回の事故により発生したものと推定します。この場合であっても、保険契約者または被保険者は、第 7 条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）の規定に基づく義務を負うものとします。

（注 8 ）借用住宅またはその一部には、窓、扉、その他の開口部を含みます。

(注9) 損害には、風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込み（窓・戸等建物または屋外設備の開閉部から入り込むことをいいます。）またはこれらのものの漏入（屋根・壁等建物または屋外設備の外部のひび割れまたは隙間からしみ込むことをいいます。）による損害を含みます。

第2条（補償の対象となる方－被保険者）

この特約の被保険者は、保険証券記載の被保険者（注）とします。
(注) 保険証券記載の被保険者と借住住宅の賃借名義人が異なる場合には、その賃借名義人を含みます。

第3条（支払保険金の対象となる修理費用の範囲）

当社が被保険者に支払う保険金の範囲は、借住住宅を実際に修理した費用のうち、次に掲げるもの以外の修理費用とします。
① 壁、柱、床、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部
② 玄関、ロビー、廊下、昇降機、便所、浴室、門、塙、垣、給水塔等の借住住宅居住者の共同の利用に供せられるもの

第4条（保険金を支払わない場合）

(1)当社は、次のいずれかに該当する事由によって発生した損害に対しては、保険金を支払いません。
① 保険契約者、被保険者（注1）、借住住宅の貸主またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
② 本条(1)①に規定する者以外の保険金の全部または一部を受け取るべき者（注2）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのは、その者が受け取るべき金額に限ります。
③ 保険契約者、被保険者または借住住宅の貸主が所有しまたは運転する車両またはその積載物の衝突または接触
(2)当社は、借住住宅に発生した次のいずれかに該当する事由により被保険者が被った損害に対しては、保険金を支払いません。
① 借住住宅の欠陥によって発生した損壊
② 借住住宅の自然の消耗もしくは劣化（注3）または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、はがれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱その他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等
③ 借住住宅の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または借住住宅の汚損（注4）であって、借住住宅ごとに、その借住住宅が有する機能の喪失または低下を伴わないもの
(3)当社は、次のいずれかに該当する事由によって発生した損害（注5）に対しては、保険金を支払いません。
① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
③ 核燃料物質（注6）もしくは核燃料物質（注6）によって汚染された物（注7）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性による事故
(注1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
(注2) 保険金の全部または一部を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
(注3) 自然の消耗もしくは劣化には、日常の使用に伴う摩耗、消耗または劣化を含みます。
(注4) 汚損には、落書きによる汚損を含みます。
(注5) 損害には、本条(3)①から③までの事由のいずれかによって発生した事故が延焼または拡大して発生した損害および発生原因がいかなる場合でも事故がこれらの事由によって延焼または拡大して発生した損害を含みます。
(注6) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。
(注7) 核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

第5条（支払保険金の計算）

1回の事故につき当社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、保険金額を限度とします。

保険金の額

=

修理費用の額

－

免責金額

第6条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

区分		支払保険金の額
①	他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額（注1）
②	他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	損害の額（注2）から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（注1）を限度とします。

(注1) 支払責任額とは、それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
(注2) 損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第7条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）

(1)保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、第1条（保険金を支払う場合）(1)に規定する事故が発生したことを知った場合は、次表「事故発生時の義務」を履行しなければなりません。これらの規定に違反した場合は、次表「義務違反の場合の取扱い」のとおりとします。

事故発生時の義務	義務違反の場合の取扱い
① 損害の発生および拡大の防止に努めること。	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額を差し引いて保険金を支払います。
② 次の事項を遅滞なく当社に通知すること。 ア、事故発生の日時、場所および事故の状況ならびに借住住宅の貸主の住所および氏名または名称 イ、事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がいる場合は、その者の住所および氏名または名称 ウ、損害賠償の請求を受けた場合は、その内容	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
③ 他人（注1）に損害賠償の請求（注2）をすることができる場合には、その権利の保全および行使に必要な手続きをすること。	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、他人に損害賠償の請求（注2）をすることによって取得することができたと認められる額を差し引いて保険金を支払います。
④ 損害賠償の請求（注2）を受けた場合には、あらかじめ当社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、損害賠償責任がないと認められる額を差し引いて保険金を支払います。
⑤ 損害賠償の請求（注2）についての訴訟を提起した場合または提起された場合は、これを遅滞なく当社に通知すること。	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
⑥ 他の保険契約等の有無および内容（注3）について遅滞なく当社に通知すること。	
⑦ 本条(1)①から⑥までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠と	

なるものを求めた場合に、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。

(2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく本条(1)②、⑤もしくは⑥の事項について事実と異なることを告げた場合または本条(1)⑦の書類に事実と異なる記載をした場合、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
(注1) 他人とは、被保険者以外の者をいいます。
(注2) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
(注3) 他の保険契約等の有無および内容には、既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合、その事実を含みます。

第8条（保険金の請求）

(1) 普通保険約款基本条項第17条（保険金の請求）(1)に定める時は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）(1)の修理費用を負担した時とします。
(2) 普通保険約款基本条項第17条（保険金の請求）(2)に規定する書類は、別表に掲げる書類とします。

第9条（代位）

(1) 損害が発生したことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次表「限度額」を限度とします。

区分	限度額
① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合	被保険者が取得した債権の全額
② 本条(1)①以外の場合	被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(2) 本条(1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
(3) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当社が取得する本条(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。
(注) その他の債権には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第10条（被保険者の範囲に関する特約が適用される場合の取扱い）

この保険契約に次のいずれかの特約が適用される場合には、この特約は被保険者範囲個別規定型特約として取り扱います。
① 家族型への変更にに関する特約
② 夫婦型への変更にに関する特約
③ 配偶者対象外型への変更にに関する特約

第11条（普通保険約款の不適用）

この特約については、普通保険約款基本条項第3条（保険責任のおよぶ地域）、第11条（被保険者による保険契約の解約請求）および第22条（契約内容の登録）の規定は適用しません。

第12条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

別表（第8条（保険金の請求）関係）

保 険 金 請 求 書 類	
提出書類	
(1) 保険金請求書	
(2) 保険証券	
(3) 被保険者が負担した修理費用の額を証明する書類	
(4) 被保険者の印鑑証明書	
(5) 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注）	
(6) その他当社が普通保険約款基本条項第18条（保険金の支払）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの	

(注) 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書は、保険金の請求を第三者に委任する場合に必要とします。

被保険者変更特約連動型特約への変更特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。
(50音順)

	用語	説明
ひ	被保険者の範囲に関する特約	家族型への変更にに関する特約、夫婦型への変更にに関する特約および配偶者対象外型への変更にに関する特約をいいます。

第1条（借家人賠償責任補償特約の取扱い）

この保険契約に被保険者の範囲に関する特約が適用される場合には、借家人賠償責任補償特約第11条（被保険者の範囲に関する特約が適用される場合の取扱い）の規定にかかわらず、借家人賠償責任補償特約は被保険者変更特約連動型特約として取り扱います。

第2条（修理費用補償特約の取扱い）

この保険契約に被保険者の範囲に関する特約が適用される場合には、修理費用補償特約第10条（被保険者の範囲に関する特約が適用される場合の取扱い）の規定にかかわらず、修理費用補償特約は被保険者変更特約連動型特約として取り扱います。

第3条（借家人賠償責任補償（オールリスク）特約の取扱い）

この保険契約に被保険者の範囲に関する特約が適用される場合には、借家人賠償責任補償（オールリスク）特約第11条（被保険者の範囲に関する特約が適用される場合の取扱い）の規定にかかわらず、借家人賠償責任補償（オールリスク）特約は被保険者変更特約連動型特約として取り扱います。

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

(５０音順)

	用語	説明
さ	再調達価額	損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。
し	事故	第１条（保険金を支払う場合）に規定する偶然な事故をいいます。
	修理費	損害が発生した地および時において、損害が発生した保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、保険の対象の復旧に際して、当社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。
	乗車券等	鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券（注）、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。 （注）乗車船券・航空券には、定期券を含みません。
と	盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。
ひ	被保険者	この特約により補償を受ける者であって、保険証券記載の被保険者をいいます。
ほ	保険価額	損害が発生した地および時における保険の対象の価額をいいます。
	保険金	この特約により補償される損害が発生した場合に、当社が被保険者に支払うべき金銭であって、携行品損害保険金をいいます。
	保険金額	この特約により補償される損害が発生した場合に当社が支払うべき保険金の限度額であって、保険証券記載のこの特約の保険金額をいいます。
	保険の対象の価額	再調達価額から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額（注）を差し引いた額をいいます。 ただし、保険の対象が貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品である場合は、損害が発生した地および時におけるその保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額をいいます。 （注）減価額は、保険の対象が現に使用されている場合であって、十分な維持・保守管理が行われているときは、その保険の対象の再調達価額の５０％に相当する額を限度とします。ただし、保険の対象が現に使用されていない場合または十分な維持・保守管理が行われていない場合は、その保険の対象の再調達価額の９０％に相当する額を限度とします。
み	身の回り品	被保険者が所有する、日常生活において職務の遂行以外の目的で使用する動産をいいます。
め	免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額であって、保険証券記載の免責金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

第１条（保険金を支払う場合）

- (1)当社は、偶然な事故によって保険の対象に発生した損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を被保険者に支払います。
- (2)当社は、損害の原因となった本条(1)の事故発生の際が保険期間中であった場合に限り、保険金を支払います。

第２条（保険金を支払わない場合）

- 当社は、次のいずれかに該当する事由によって発生した損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者（注１）または被保険者の故意または重大な過失。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った損害に限りです。
 - ② 本条①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者（注２）の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのは、その者が受け取るべき金額に限りです。
 - ③ 被保険者と同居する親族（注３）の故意。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合は、保険金を支払います。
 - ④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った損害に限りです。
 - ア、被保険者が法令に定められた運転資格（注４）を持たないで自動車等を運転している間
 - イ、被保険者が道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第６５条（酒気帯び運転等の禁止）第１項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ、被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、指定薬物（注５）等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
 - ⑤ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ⑥ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑦ 核燃料物質（注６）もしくは核燃料物質（注６）によって汚染された物（注７）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑧ 本条⑤から⑦までの事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故
 - ⑨ 本条⑦以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑩ 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合はこの規定を適用しません。
 - ⑪ 保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥によって発生した損害については、この規定を適用しません。
 - ⑫ 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化（注８）または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱その他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等
 - ⑬ 保険の対象の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または保険の対象の汚損（注９）であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないもの
 - ⑭ 偶然な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電氣的事故または機械的事故。ただし、偶然な外来の事故に起因しない保険の対象の電氣的事故または機械的事故によって発生した火災による損害については、この規定を適用しません。
 - ⑮ 保険の対象である液体の流出。ただし、その結果として他の保険の対象に発生した損害については、この規定を適用しません。
 - ⑯ 保険の対象の置き忘れまたは紛失
 - ⑰ 被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
 - ⑱ 保険契約者（注１）、被保険者または保険金を受け取るべき者（注２）（これらの者の法定代理人を含みます。）の使用人もしくは同居の親族が単独で、または第三者と共謀して行った窃盗、強盗、背任その他の不誠実行為。ただし、火災または破裂・爆発によって発生した損害を除きます。
- （注１）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （注２）保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （注３）親族とは、６親等内の血族、配偶者および３親等内の姻族をいいます。
- （注４）法令に定められた運転資格とは、運転する地における法令によるものをいいます。
- （注５）指定薬物とは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和３５年法律第１４５号）第２条（定義）第１５項に定める指定薬物をいいます。
- （注６）核燃料物質には、使用済燃料を含みます。
- （注７）核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
- （注８）自然の消耗もしくは劣化には、日常の使用に伴う摩耗、消耗または劣化を含みます。
- （注９）汚損には、落書きによる汚損を含みます。

第3条（保険の対象およびその範囲）

- (1) 保険の対象は、被保険者の居住の用に供される住宅（注1）外において、被保険者が携行している身の回り品に限りです。
- (2) 本条(1)の規定にかかわらず、次表に掲げる物は、保険の対象に含まれません。

保険の対象とならない物	説明
① 船舶、航空機	船舶（注2）、航空機およびこれらの付属品をいいます。
② 自動車	自動車（注3）およびその付属品（自動車（注3）に定着（注4）または装備（注5）されている物、ならびに車室内でのみ使用することを目的として自動車（注3）に固定されている自動車用電子式航法装置、ETC車載器（注6）等をいいます。）をいいます。
③ 原動機付自転車	原動機付自転車（注7）およびその付属品（原動機付自転車（注7）に定着（注4）または装備（注5）されている物をいいます。）をいいます。
④ 自転車等	自転車、雪上オートバイ、ゴーカート、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィンその他これらに類する物およびこれらの付属品をいいます。
⑤ 無人機、ラジコン	無人で地上・地中または水上・水中もしくは空中を運行する機械およびラジオコントロール模型ならびにこれらの付属品をいいます。
⑥ 生物	動物および植物等の生物をいいます。
⑦ 有価証券、預貯金証書等	株券、手形その他の有価証券（注8）、印紙、切手、預貯金証書（注9）、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、電子マネー（注10）その他これらに類する物をいいます。
⑧ 証書等	証書（注11）、帳簿、稿本、設計書、図案、ひな形、鋳型、木型、紙型、模型、勲章、き章、免許状その他これらに類する物をいいます。ただし、印章については、保険の対象に含まず。
⑨ プログラム、データ等	テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類する物であって、市販されていないものをいいます。
⑩ その他右枠記載のもの	ア、眼鏡、サングラス、コンタクトレンズその他これらに類する物。なお、視力矯正の用に供するものであるか否かを問いません。 イ、補聴器、義歯、義肢その他これらに類する身体補助器具。ただし、本条(2)⑩アに該当する物を除きます。 ウ、携帯電話、スマートフォン、PHS、ポケットベル、ポータブルナビゲーション、モバイルWi-Fiルーター等の携帯式通信機器およびこれらの付属品 エ、パソコン、タブレット端末、ウェアラブル端末等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 オ、釣竿、竿掛け、竿袋、リール、釣具入れ、クーラー、びく、たも網、救命胴衣およびこれらに類似のつり用に設計された漁具

- (注1) 住宅には、敷地を含みます。
- (注2) 船舶には、ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。
- (注3) 自動車には、自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車（注7）を含みません。
- (注4) 定着とは、ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。
- (注5) 装備とは、自動車（注3）または原動機付自転車（注7）の機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられている状態または法令に従い自動車（注3）または原動機付自転車（注7）に備えつけられている状態をいいます。
- (注6) ETC車載器とは、有料道路自動料金収受システムの用に供する車載器をいいます。
- (注7) 原動機付自転車とは、総排気量が12.5cc以下のものをいいます。
- (注8) その他の有価証券には、乗車券等、定期券、通貨および小切手を含みません。これらについては、保険の対象に含まれます。
- (注9) 預貯金証書とは、預金証書または貯金証書をいい、通帳およびキャッシュカードを含みます。
- (注10) 電子マネーとは、決済手段に使用される、通貨の先払い等によって金銭価値がデータ化されたものをいいます。
- (注11) 証書には、運転免許証、パスポートを含みます。

第4条（損害の額の決定）

- (1) 当社が保険金として支払うべき損害の額は、保険価額によって定めます。
- (2) 本条(1)の場合において、損害が発生した保険の対象の損傷を修理することができるときには、保険価額を限度とし、次の算式によって損害の額を算出します。

損害の額

=

修理費

－

修理によって保険の対象の価額が増加した場合は、その増加額（注）

－

修理に伴って発生した残存物がある場合は、その価額

(3) 保険の対象が1組または1対のものからなる場合において、その一部に損害が発生したときは、その損害がその保険の対象全体の価値に及ぼす影響を考慮し、本条(1)および(2)の規定によって損害の額を決定します。

(4) 次の費用を保険契約者または被保険者が負担した場合は、その費用および本条(1)から(3)までの規定によって計算された額の合計額を損害の額とします。

① 第7条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）(1)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用

② 第7条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）(1)④に規定する権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用

(5) 本条(1)から(4)までの規定によって計算された損害の額が、その損害が発生した保険の対象の保険価額を超える場合は、その保険価額をもって損害の額とします。

(6) 本条(1)から(5)までの規定にかかわらず、保険の対象が乗車券等の場合においては、その乗車券等の経路および等級の範囲内、事故の後に被保険者が支出した費用および保険契約者または被保険者が負担した本条(4)①および②の費用の合計額を損害の額とします。

(7) 保険の対象の1個、1組または1対について損害の額が10万円を超える場合は、当社は、そのものの損害の額を10万円とみなします。ただし、保険の対象が乗車券等または通貨もしくは小切手である場合において、保険の対象の損害の額の合計額が5万円を超えるときは、当社は、それらのものの損害の額を5万円とみなします。

(注) 増加額については、保険の対象が現に使用されている場合であって、十分な維持・保守管理が行われているときは、その保険の対象の再調達価額の50%に相当する額を限度とします。ただし、保険の対象が現に使用されていない場合または十分な維持・保守管理が行われていない場合は、その保険の対象の再調達価額の90%に相当する額を限度とします。

第5条（支払保険金の計算）

当社が支払う保険金の額は、1回の事故につき、次の算式によって算出される額とします。ただし、保険期間を通じ、保険金額を限度とします。

保険金の支払額

=

損害の額

－

免責金額

第6条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注1）の合計額が、第4条（損害の額の決定）の規定による損害の額（注2）を超えるときは、当社は、次表に定める額を保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額（注１）
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	第4条（損害の額の決定）の規定による損害の額（注２）から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（注１）を限度とします。

（注１）支払責任額とは、それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

（注２）損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第 7 条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）

(1)保険契約者または被保険者は、保険の対象について第1条（保険金を支払う場合）(1)の事故が発生したことを知った場合は、次表「事故発生時の義務」を履行しなければなりません。これらの規定に違反した場合は、次表「義務違反の場合の取扱い」のとおりとします。

事故発生時の義務	義務違反の場合の取扱い
① 損害の発生および拡大の防止に努めること。	保険契約者または被保険者が正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額を差し引いて保険金を支払います。
② 次の事項を遅滞なく当社に通知すること。 ア、事故発生の日時、場所および事故の状況ならびに損害の程度 イ、事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がいる場合は、その者の住所および氏名または名称	保険契約者または被保険者が正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
③ 損害が盗難によって発生した場合には、遅滞なく警察署へ届け出ること。ただし、次の場合には警察署への届出のほかにそれぞれ次の届出を遅滞なく行うこと。 ア、盗難にあった保険の対象が小切手の場合は、その小切手の振出人（注１）および支払金融機関への届出 イ、盗難にあった保険の対象が乗車券等の場合は、その運輸機関、その宿泊機関または発行者への届出	保険契約者または被保険者が正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
④ 他人（注２）に損害賠償の請求（注３）をすることができる場合には、その権利の保全および行使に必要な手続きをすること。	保険契約者または被保険者が正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、他人（注２）に損害賠償の請求（注３）をすることによって取得することができたと認められる額を差し引いて保険金を支払います。
⑤ 他の保険契約等の有無および内容（注４）について、遅滞なく当社に通知すること。	保険契約者または被保険者が正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
⑥ 本条(1)①から⑤までのほか当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合に、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。	保険契約者または被保険者が正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(2)保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく本条(1)②、③もしくは⑤の通知について事実と異なることを告げた場合または本条(1)⑥の書類に事実と異なる記載をした場合、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

（注１）その小切手の振出人には、振出人が被保険者である場合を含みます。

（注２）他人とは、被保険者以外の者をいいます。

（注３）損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

（注４）他の保険契約等の有無および内容には、既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第 8 条（保険金の請求）

(1)普通保険約款基本条項第17条（保険金の請求）(1)に定める時は、第1条（保険金を支払う場合）(1)の損害が発生した時とします。
(2)普通保険約款基本条項第17条（保険金の請求）(2)に規定する書類は、別表に掲げる書類とします。

第 9 条（被害物の調査）

 保険の対象について損害が発生した場合は、当社は、保険の対象および損害の調査と関連して必要となる事項を調査することができます。

第 1 0 条（盗難品発見後の通知義務）

 保険契約者または被保険者は、盗難にあった保険の対象を発見した場合または回収した場合は、遅滞なくその旨を当社に通知しなければなりません。

第 1 1 条（残存物および盗難品の所有権について）

(1)当社が保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物の所有権その他の物権は、当社が所有権を取得する旨の意思表示しないかぎり、被保険者が有するものとします。
(2)盗難にあった保険の対象について、当社が保険金を支払う前にその保険の対象が回収された場合は、回収するために支出した費用を除き、盗難の損害はなかったものとみなします。
(3)本条(2)の規定にかかわらず、乗車券等が払戻期間を過ぎて回収された場合は損害が発生したものとみなします。また、払戻期間内に回収された場合であってもその払戻額が損害の額より小さいときは、その差額についても損害が発生したものとみなします。
(4)保険の対象が盗難にあった場合に、当社が保険金を支払ったときは、当社は、支払った保険金の額の保険価額（注１）に対する割合によって、その盗難にあった保険の対象について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。
(5)本条(4)の規定にかかわらず、被保険者は、支払を受けた保険金に相当する額（注２）を当社に支払って、その保険の対象の所有権その他の物権を取得することができます。
(6)本条(2)または(5)の場合においても、被保険者は、回収されるまでの間に発生した保険の対象の損傷または汚損の損害に対して保険金を請求することができます。この場合において、当社が保険金を支払うべき損害の額は第4条（損害の額の決定）の規定によって決定します。

（注１）保険価額は、保険の対象が乗車券等の場合は損害の額とします。

（注２）支払を受けた保険金に相当する額は、第4条（損害の額の決定）(4)①の費用に対する保険金に相当する額を差し引いた残額とします。

第 1 2 条（代位）

(1)損害が発生したことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次表「限度額」を限度とします。

区分	限度額
① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合	被保険者が取得した債権の全額
② 本条(1)①以外の場合	被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(2)本条(1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3)保険契約者および被保険者は、当社が取得する本条(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。

（注）損害賠償請求権その他の債権には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第 1 3 条（被保険者の範囲に関する特約が適用される場合の取扱い）

この保険契約に次のいずれかの特約が適用される場合には、この特約は被保険者変更特約連動型特約として取り扱います。

- ① 家族型への変更に関する特約
- ② 夫婦型への変更に関する特約
- ③ 配偶者対象外型への変更に関する特約

第 1 4 条（普通保険約款の不適用）

この特約については、普通保険約款基本条項第 1 1 条（被保険者による保険契約の解約請求）および第 2 2 条（契約内容の登録）の規定は適用しません。

第 1 5 条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

別表（第 8 条（保険金の請求）関係）

保 険 金 請 求 書 類	
提出書類	
(1) 保険金請求書	
(2) 保険証券	
(3) 当社の定める事故状況報告書	
(4) 保険の対象の損害の程度を証明する書類	
(5) 公の機関（注 1）の事故証明書。ただし、盗難による損害の場合には、警察署の盗難届出証明書に限りです。	
(6) 被保険者の印鑑証明書	
(7) 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注 2）	
(8) その他当社が普通保険約款基本条項第 1 8 条（保険金の支払）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの	

（注 1）公の機関については、やむを得ない場合、第三者とします。
（注 2）委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書は、保険金の請求を第三者に委任する場合に必要とします。

新価保険特約（携行品損害補償特約用）

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、携行品損害補償特約「用語の説明」、携行品損害補償特約（B）「用語の説明」および普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

		（50 音順）	
	用語	説明	
き	貴金属等	貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品をいいます。	
け	携行品損害補償特約	携行品損害補償特約または携行品損害補償特約（B）のうち、この保険契約に適用されるものをいいます。	

第 1 条（損害の額の決定）

（1）この保険契約については、携行品損害補償特約第 4 条（損害の額の決定）の規定にかかわらず、当社が同特約第 1 条（保険金を支払う場合）の保険金として支払うべき損害の額は、保険の対象の再調達価額によって定めます。この場合において、損害が発生した保険の対象の損傷を修理することができるときには、再調達価額を限度とし、次の算式によって損害の額を算出します。

損害の額

=

修理費

−

修理に伴って発生した残存物がある場合は、その価額

（2）本条（1）の規定にかかわらず、保険の対象が貴金属等の場合には、当社が携行品損害補償特約第 1 条（保険金を支払う場合）の保険金として支払うべき損害の額は、保険価額によって定めます。この場合において、損害が発生した保険の対象の損傷を修理することができるときには、保険価額を限度とし、次の算式によって損害の額を算出します。

損害の額

=

修理費

−

修理によって保険の対象の価額が増加した場合は、その増加額（注 1）

−

修理に伴って発生した残存物がある場合は、その価額

（3）保険の対象が 1 組または 1 対のものからなる場合において、その一部に損害が発生したときは、その損害がその保険の対象全体の価値に及ぼす影響を考慮し、本条（1）および（2）の規定によって損害の額を決定します。

（4）次の費用を保険契約者または被保険者が負担した場合は、その費用および本条（1）から（3）までの規定によって計算された額の合計額を損害の額とします。

- ① 携行品損害補償特約第 7 条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）（1）①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
- ② 携行品損害補償特約第 7 条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）（1）④に規定する権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用

（5）本条（1）から（4）までの規定によって計算された損害の額が、その損害が発生した保険の対象の再調達価額（注 2）を超える場合は、その再調達価額（注 2）をもって損害の額とします。

（6）本条（1）から（5）までの規定にかかわらず、保険の対象が乗車券等の場合においては、その乗車券等の経路および等級の範囲内で、事故の後に被保険者が支出した費用および保険契約者または被保険者が負担した本条（4）①および②の費用の合計額を損害の額とします。

（7）保険の対象の 1 個、1 組または 1 対について損害の額が 1 0 万円を超える場合は、当社は、そのものの損害の額を 1 0 万円とみなします。ただし、保険の対象が乗車券等または通貨もしくは小切手である場合において、保険の対象の損害の額の合計額が 5 万円を超えるときは、当社は、それらのものの損害の額を 5 万円とみなします。

（注 1）増加額については、保険の対象が現に使用されている場合であって、十分な維持・保守管理が行われているときは、その保険の対象の再調達価額の 5 0 % に相当する額を限度とします。ただし、保険の対象が現に使用されていない場合または十分な維持・保守管理が行われていない場合は、その保険の対象の再調達価額の 9 0 % に相当する額を限度とします。
（注 2）再調達価額は、保険の対象が貴金属等である場合には保険価額とします。

第 2 条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

当社は、この特約により、携行品損害補償特約第 6 条（他の保険契約等がある場合の取扱い）の規定にかかわらず、保険の対象が貴金属等以外のものである場合において、他の保険契約等に再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき保険金または共済金を支払う旨取決めのない他の保険契約等があるときは、次の算式によって算出した額を携行品損害補償特約第 1 条（保険金を支払う場合）の保険金として支払います。ただし、他の保険契約等がないものとして算出した支払責任額（注 1）を限度とします。

保険金の
支払額

=

損害の額（注２）

－

再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき保険金または共済金を支払う旨取決めのない他の保険契約等によって支払われるべき保険金または共済金の支払額の合計額

（注１）支払責任額とは、それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した当社が支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

（注２）損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第 3 条（携行品損害補償特約の不適用）

携行品損害補償特約第 4 条（損害の額の決定）の規定は適用しません。

第 4 条（携行品損害補償特約の読み替え）

この保険契約については、携行品損害補償特約を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第 1 1 条（残存物および盗難品の所有権について）（4）の規定中「保険価額」とあるのは「再調達価額」
- ② 第 1 1 条（残存物および盗難品の所有権について）（6）の規定中「第 4 条（損害の額の決定）」とあるのは「この特約第 1 条（損害の額の決定）」
- ③ 第 1 1 条（残存物および盗難品の所有権について）（注 1）の規定中「保険価額は、保険の対象が乗車券等の場合は損害の額とします」とあるのは「再調達価額は、保険の対象が貴金属等である場合には保険価額、乗車券等の場合は損害の額とします」
- ④ 第 1 1 条（残存物および盗難品の所有権について）（注 2）の規定中「第 4 条（損害の額の決定）（4）①」とあるのは「この特約第 1 条（損害の額の決定）（4）①」

第 5 条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、携行品損害補償特約および普通保険約款の規定を準用します。

免責金額の変更に関する特約（携行品損害補償特約用）

第 1 条（免責金額）

当社が支払うべき保険金の額は、携行品損害補償特約第 5 条（支払保険金の計算）の規定にかかわらず、同特約第 4 条（損害の額の決定）の損害の額から、1 回の事故につき免責金額（注）を差し引いた残額とします。

（注）免責金額とは、保険証券記載の免責金額または携行品損害補償特約第 4 条（損害の額の決定）の損害の額の保険証券記載の免責割合に相当する額のいずれか高い額をいいます。

第 2 条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、携行品損害補償特約および普通保険約款の規定を準用します。

住宅内生活用動産補償特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

（50 音順）

	用語	説明
き	貴金属等	貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品をいいます。
さ	再調達価額	損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。
	残存物取片づけ費用	損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な次の費用をいいます。 ① 取りこわし費用 ② 取片づけ清掃費用 ③ 搬出費用
し	事故	第 1 条（保険金を支払う場合）に規定する偶然的事故をいいます。
	住宅	被保険者の居住の用に供される住宅をいい、敷地を含みます。
	修理費	損害が発生した地および時において、損害が発生した保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、保険の対象の復旧に際して、当社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。
	乗車券等	鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券（注）、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。 （注）乗車船券・航空券には、定期券を含みません。
	親族	6 親等内の血族、配偶者および 3 親等内の姻族をいいます。
せ	生活用動産	生活の用に供する家具、什器、衣服、その他の生活に通常必要な動産をいいます。
そ	損壊	滅失、破損または汚損をいい、それぞれの定義は次のとおりとします。 ① 滅失とは、財物がその物理的存在を失うことをいいます。 ② 破損とは、財物が壊れることをいいます。 ③ 汚損とは、財物が汚れることまたは傷むことによりその客観的な経済的価値を減じられることをいいます。
と	盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。
は	破裂または爆発	気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
ひ	被災地帯	第 1 条（保険金を支払う場合）（4）②の損害が発生した地帯または法人をいいます。
	被保険者	この特約により補償を受ける者であって、保険証券記載の被保険者をいいます。
ほ	保険価額	損害が発生した地および時における保険の対象の価額をいいます。
	保険金	この特約により補償される損害が発生した場合に、当社が被保険者に支払うべき金銭であって、損害保険金、臨時費用保険金、残存物取片づけ費用保険金および失火見舞費用保険金をいいます。
	保険金額	この特約により補償される損害が発生した場合に当社が支払うべき保険金の限度額であって、保険証券記載のこの特約の保険金額をいいます。
	保険の対象の価額	再調達価額から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額（注）を差し引いた額をいいます。ただし、保険の対象が貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品である場合は、損害が発生した地お

		よび時におけるその保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額をいいます。 (注) 減価額は、保険の対象が現に使用されている場合であって、十分な維持・保守管理が行われているときは、その保険の対象の再調達価額の５０％に相当する額を限度とします。ただし、保険の対象が現に使用されていない場合または十分な維持・保守管理が行われていない場合は、その保険の対象の再調達価額の９０％に相当する額を限度とします。
め	免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額であって、保険証券記載の免責金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

第 1 条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、日本国内において偶然な事故によって、保険の対象について発生した損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、損害保険金を被保険者に支払います。
- (2) 当社は、本条(1)の損害保険金を支払う場合において、事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に発生する費用に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、臨時費用保険金を被保険者に支払います。
- (3) 当社は、本条(1)の損害保険金を支払う場合において、残存物取片づけ費用に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、残存物取片づけ費用保険金を被保険者に支払います。
- (4) 当社は、次に掲げる①の事故によって②の損害が発生した場合には、それによって発生する見舞金等の費用に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、失火見舞費用保険金を被保険者に支払います。
- ① 保険の対象または保険の対象を収容する建物から発生した火災、破裂または爆発。ただし、第三者（注１）の所有物で被保険者以外の者が占有する部分（注２）から発生した火災、破裂または爆発による場合を含みません。
- ② 第三者（注１）の所有物（注３）の損壊。ただし、煙損害または臭気付着の損害を含みません。
- (5) 当社は、損害の原因となった本条(1)の事故発生の際が保険期間中であった場合に限り、保険金を支払います。
- (注１) 第三者には、保険契約者と被保険者が異なる保険契約の場合の保険契約者を含み、被保険者と生計を共にする同居の親族を含みません。
- (注２) 被保険者以外の者が占有する部分には、区分所有建物の共有部分を含みます。
- (注３) 第三者の所有物は、動産については、その所有者によって現に占有されている物で、その者の占有する敷地内にあるものに限りです。

第 2 条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって発生した損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者（注１）または被保険者の故意または重大な過失。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った損害に限りです。
- ② 本条(1)①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者（注２）の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限りです。
- ③ 被保険者と生計を共にする親族の故意。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合は、この規定を適用しません。
- ④ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
- ⑤ 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った損害に限りです。
- ア、被保険者が法令に定められた運転資格（注３）を持たないで自動車等を運転している間
- イ、被保険者が道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第６５条（酒気帯び運転等の禁止）第１項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
- ウ、被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、指定薬物（注４）等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ⑥ 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合はこの規定を適用しません。
- ⑦ 保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥によって発生した損害については、この規定を適用しません。
- ⑧ 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化（注５）または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱その他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等
- ⑨ 保険の対象の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または保険の対象の汚損（注６）であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないもの
- ⑩ 偶然な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電氣的事故または機械的事故。ただし、偶然な外来の事故に起因しない保険の対象の電氣的事故または機械的事故によって発生した火災による損害については、この規定を適用しません。
- ⑪ 保険の対象である液体の流出。ただし、その結果として他の保険の対象に発生した損害についてはこの規定を適用しません。
- ⑫ 保険の対象の置き忘れまたは紛失
- ⑬ 保険の対象に加工（注７）を施した場合、加工着手後に発生した損害
- ⑭ 保険の対象に対する修理、調整の作業（注８）上の過失または技術の拙劣によって発生した火災による損害については、この規定を適用しません。
- ⑮ 詐欺または横領によって保険の対象に発生した損害
- ⑯ 楽器の弦（注９）の切断または打楽器の打皮の破損。ただし、楽器の他の部分と同時に損害を被った場合は、この規定を適用しません。
- ⑰ 楽器の音色または音質の変化
- ⑱ 被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
- ⑲ 保険契約者（注１）、被保険者または保険金を受け取るべき者（注２）（これらの者の法定代理人を含みます。）の使用人もしくは同居の親族が単独で、または第三者と共謀して行った窃盗、強盗、背任その他の不誠実行為。ただし、火災または破裂・爆発によって発生した損害を除きます。
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって発生した損害（注１０）に対しては、保険金を支払いません。
- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③ 核燃料物質（注１１）もしくは核燃料物質（注１１）によって汚染された物（注１２）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- (注１) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注２) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注３) 法令に定められた運転資格とは、運転する地における法令によるものをいいます。
- (注４) 指定薬物とは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和３５年法律第１４５号）第２条（定義）第１５項に定める指定薬物をいいます。
- (注５) 自然の消耗もしくは劣化には、日常の使用に伴う摩耗、消耗または劣化を含みます。
- (注６) 汚損には、落書きによる汚損を含みます。
- (注７) 加工には、修理を含みません。
- (注８) 修理、調整の作業が点検または試運転を伴う場合には、これらを含みます。
- (注９) 楽器の弦には、ピアノ線を含みます。
- (注１０) 損害には、本条(2)①から③までの事由によって発生した第１条（保険金を支払う場合）(1)の事故が延焼または拡大して発生した損害、および発生原因がいかなる場合でも同条(1)の事故が本条(2)①から③までの事由によって延焼または拡大して発生した損害を含みます。
- (注１１) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。
- (注１２) 核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

第 3 条（保険の対象およびその範囲）

- (1) 保険の対象は、住宅内に所在する生活用動産で、被保険者または被保険者と生計を共にする親族が所有する物とし、住宅内に所在する間に限りです。
- (2) 本条(1)の規定にかかわらず、次に掲げる物は、保険の対象に含まれません。
- ① 株券、手形その他の有価証券（注１）、印紙、切手その他これらに類する物
- ② 預金証書または貯金証書（注２）、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、電子マネーその他これらに類する物

- ③ 稿本、設計書、図案、証書（注3）、帳簿、ひな形、鋳型、木型、紙型、模型、勲章、き章、免許状その他これらに類する物。ただし、印章については、保険の対象に含まれません。
- ④ 船舶（注4）、航空機、自動車等、雪上オートバイおよびゴーカートならびにこれらの付属品
- ⑤ 自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、無人機（注5）およびラジコン模型ならびにこれらの付属品
- ⑥ 義歯、義肢その他これらに類する物
- ⑦ 動物および植物
- ⑧ テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データ（注6）その他これらに類する物
- ⑨ その他下欄記載の物

ア、眼鏡、サングラス、コンタクトレンズその他これらに類する物。なお、視力矯正の用に供するものであるか否かを問いません。

イ、補聴器

ウ、携帯電話、スマートフォン、PHS、ポケットベル、ポータブルナビゲーション、モバイルWi-Fiルーター等の携帯式通信機器およびこれらの付属品

エ、パソコン、タブレット端末、ウェアラブル端末等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品

(3) 建物と生活用動産の所有者が異なる場合において、次に掲げる物のうち、被保険者の所有するものは、特別の約定のないかぎり、保険の対象に含まれます。

- ① 畳または建具類
- ② 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加した物
- ③ 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加した物

(注1) その他の有価証券には、乗車券等および定期券ならびに通貨、小切手を含みません。これらについては、保険の対象に含まれます。

(注2) 預金証書または貯金証書には、通帳およびキャッシュカードを含みます。

(注3) 証書には、運転免許証およびパスポートを含みます。

(注4) 船舶には、ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。

(注5) 無人機とは、無人で地上・地中または水上・水中もしくは空中を運行する機械をいいます。

(注6) プログラム、データは、市販されていないものをいいます。

第4条（損害の額の決定）

(1) 当社が第1条（保険金を支払う場合）(1)の損害保険金として支払うべき損害の額は、保険価額によって定めます。

(2) 本条(1)の場合において、損害が発生した保険の対象の損傷を修理することができるときには、保険価額を限度とし、次の算式によって損害の額を算出します。

損害の額

=

修理費

−

修理によって保険の対象の価額が増加した場合は、その増加額（注）

−

修理に伴って発生した残存物がある場合は、その価額

(3) 保険の対象が1組または1対のものからなる場合において、その一部に損害が発生したときは、その損害がその保険の対象全体の価値に及ぼす影響を考慮し、本条(1)および(2)の規定によって損害の額を決定します。

(4) 次に掲げる費用を保険契約者または被保険者が負担した場合は、その費用および本条(1)から(3)までの規定によって計算された額の合計額を損害の額とします。

- ① 第10条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）(1)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
- ② 第10条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）(1)④に規定する権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用

(5) 本条(1)から(4)までの規定によって計算された損害の額が、その損害が発生した保険の対象の保険価額を超える場合は、その保険価額をもって損害の額とします。

(6) 本条(1)から(5)までの規定にかかわらず、保険の対象が乗車券等の場合においては、その乗車券等の経路および等級の範囲内で、事故の後に被保険者が支出した費用および保険契約者または被保険者が負担した本条(4)①および②の費用の合計額を損害の額とします。

(7) 保険の対象が乗車券等または通貨もしくは小切手である場合において、保険の対象の損害の額の合計額が5万円を超えるときは、当社は、それらのものの損害の額を5万円とみなします。

(8) 保険の対象が貴金属等である場合において、保険の対象の損害の額が1個、1組または1対について30万円を超えるときは、当社は、それらのものの損害の額を30万円とみなします。

(注) 増加額については、保険の対象が現に使用されている場合であって、十分な維持・保守管理が行われているときは、その保険の対象の再調達価額の50%に相当する額を限度とします。ただし、保険の対象が現に使用されていない場合または十分な維持・保守管理が行われていない場合は、その保険の対象の再調達価額の90%に相当する額を限度とします。

第5条（損害保険金の計算）

(1) 当社が支払う第1条（保険金を支払う場合）(1)の損害保険金の額は、1回の事故につき、次の算式によって算出した額とします。

損害保険金の支払額

=

損害の額

−

免責金額

(2) 本条(1)の規定にかかわらず、当社が支払う損害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額を限度とします。

第6条（臨時費用保険金の計算）

(1) 当社は、次の算式によって算出した額を第1条（保険金を支払う場合）(2)の臨時費用保険金として、支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円を限度とします。

臨時費用保険金の支払額

=

第1条（保険金を支払う場合）(1)の損害保険金

×

30%

(2) 本条(1)の場合において、当社は、本条(1)の規定によって支払うべき臨時費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、臨時費用保険金を支払います。

第7条（残存物取片づけ費用保険金の計算）

(1) 当社は、次の算式によって算出した額を限度とし、残存物取片づけ費用の額を第1条（保険金を支払う場合）(3)の残存物取片づけ費用保険金として、支払います。

残存物取片づけ費用保険金の限度額

=

第1条（保険金を支払う場合）(1)の損害保険金

×

10%

(2) 本条(1)の場合において、当社は、本条(1)の規定によって支払うべき残存物取片づけ費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、残存物取片づけ費用保険金を支払います。

第8条（失火見舞費用保険金の計算）

(1) 当社は、次の算式によって算出した額を第1条（保険金を支払う場合）(4)の失火見舞費用保険金として、支払います。ただし、1回の事故につき、同条(4)①の事故が発生した敷地内に所在する保険の対象の保険金額（注1）の20%に相当する額を限度とします。

失火見舞費用保険金の支払額

=

被災世帯の数

×

1被災世帯あたりの支払額（注2）

(2) 本条(1)の場合において、当社は、本条(1)の規定によって支払うべき失火見舞費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、失火見舞費用保険金を支払います。

(注1) 保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。

(注2) 1被災世帯あたりの支払額は、20万円とします。

第9条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

(1)他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注1）の合計額が、保険金の種類ごとに本条(2)に規定する支払限度額を超えるときは、当社は、次表に定める額を保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額（注1）
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	本条(2)に規定する支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（注1）を限度とします。

(2)支払限度額は、保険金の種類ごとに次のとおりとします。

保険金の種類	支払限度額
① 第1条（保険金を支払う場合）(1)の損害保険金	損害の額（注2）
② 第1条（保険金を支払う場合）(2)の臨時費用保険金	1回の事故につき、1敷地内ごとに次に定める額 ア、本条(2)②イ、以外については、100万円 イ、他の保険契約等に、限度額が100万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額
③ 第1条（保険金を支払う場合）(3)の残存物取片づけ費用保険金	残存物取片づけ費用の額
④ 第1条（保険金を支払う場合）(4)の失火見舞費用保険金	1回の事故につき、次に定める額に被災世帯の数を乗じて得た額 ア、本条(2)④イ、以外については、20万円 イ、他の保険契約等に、1被災世帯あたりの支払額が20万円を超えるものがある場合は、これらの1被災世帯あたりの支払額のうち最も高い額

(3)本条(1)および(2)の場合において、第1条（保険金を支払う場合）(2)の臨時費用保険金および同条(3)の残存物取片づけ費用保険金につき他の保険契約等がないものとして支払責任額を算出するにあたっては、同条(1)の損害保険金の額は、本条(1)および(2)の規定を適用して算出した額とします。

(注1) 支払責任額とは、それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

(注2) 損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第10条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）

(1)保険契約者または被保険者は、第1条（保険金を支払う場合）(1)の事故が発生したことを知った場合は、次表「事故発生時の義務」を履行しなければなりません。これらの規定に違反した場合は、次表「義務違反の場合の取扱い」のとおりとします。

事故発生時の義務	義務違反の場合の取扱い
① 損害の発生および拡大の防止に努めること。	保険契約者または被保険者が正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額を差し引いて保険金を支払います。
② 次の事項を遅滞なく当社に通知すること。 ア、事故発生の日時、場所および事故の状況ならびに損害の程度 イ、事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がいる場合は、その者の住所および氏名または名称	保険契約者または被保険者が正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
③ 損害が盗難によって発生した場合には、遅滞なく警察署へ届け出ること。ただし、次の場合には警察署への届出のほかにそれぞれ次の届出を遅滞なく行うこと。 ア、盗難にあった保険の対象が小切手の場合は、その小切手の振出人（注1）および支払金融機関への届出 イ、盗難にあった保険の対象が乗車券等の場合は、その運輸機関、その宿泊機関または発行者への届出	保険契約者または被保険者が正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
④ 他人（注2）に損害賠償の請求（注3）をすることができる場合には、その権利の保全および行使に必要な手続きをすること。	保険契約者または被保険者が正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、他人（注2）に損害賠償の請求（注3）をすることによって取得することができたと認められる額を差し引いて保険金を支払います。
⑤ 他の保険契約等の有無および内容（注4）について、遅滞なく当社に通知すること。	保険契約者または被保険者が正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
⑥ 本条(1)①から⑤までのほか当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合に、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。	保険契約者または被保険者が正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(2)保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく本条(1)②、③もしくは⑤の通知について事実と異なることを告げた場合または本条(1)⑥の書類に事実と異なる記載をした場合、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注1) その小切手の振出人には、被保険者が振出人である場合を含みません。

(注2) 他人とは、被保険者以外の者をいいます。

(注3) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注4) 他の保険契約等の有無および内容には、既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第11条（保険金の請求）

(1)普通保険約款基本条項第17条（保険金の請求）(1)に定める時は、第1条（保険金を支払う場合）に規定する事故が発生した時とします。

(2)普通保険約款基本条項第17条（保険金の請求）(2)に規定する書類は、別表に掲げる書類とします。

第12条（被害物の調査）

保険の対象について損害が発生した場合は、当社は、保険の対象および損害の調査と関連して必要となる事項を調査することができます。

第13条（盗難品発見後の通知義務）

保険契約者または被保険者は、盗難にあった保険の対象を発見した場合または回収した場合は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

第14条（残存物および盗難品の所有権について）

(1)当社が保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物の所有権その他の物権は、当社がこれを取得する旨の意思表示をしないかぎり、被保険者が有するものとします。
(2)盗難にあった保険の対象について、当社が保険金を支払う前にその保険の対象が回収された場合は、回収するために支出した費用を除き、盗難の損害はなかったものとみなします。

(3)本条(2)の規定にかかわらず、乗車券等が払戻期間を過ぎて回収された場合は損害が発生したものとみなします。また、払戻期間内に回収された場合であってもその払戻額が損害の額より小さいときは、その差額についても損害が発生したものとみなします。

- (4)保険の対象が盗難にあった場合に、当社が保険金を支払ったときは、当社は、支払った保険金の保険価額（注１）に対する割合によって、その盗難にあった保険の対象について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。
- (5)本条(4)の規定にかかわらず、被保険者は、支払を受けた保険金に相当する額（注２）を当社に支払って、その保険の対象の所有権その他の物権を取得することができます。
- (6)本条(2)または(5)の場合においても、被保険者は、回収されるまでの間に発生した保険の対象の損傷または汚損の損害に対して保険金を請求することができます。この場合において、当社が保険金を支払うべき損害の額は第４条（損害の額の決定）の規定によって決定します。
- （注１）保険価額は、保険の対象が乗車券等の場合は損害の額とします。
- （注２）支払を受けた保険金に相当する額は、第４条（損害の額の決定）(4)①の費用に対する保険金に相当する額を差し引いた残額とします。

第１５条（代位）

- (1)損害が発生したことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次表「限度額」を限度とします。
- | 区分 | 限度額 |
|---------------------------|---|
| ① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合 | 被保険者が取得した債権の全額 |
| ② 本条(1)①以外の場合 | 被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額 |
- (2)本条(1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3)保険契約者および被保険者は、当社が取得する本条(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。
- （注）損害賠償請求権その他の債権には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第１６条（被保険者の範囲に関する特約が適用される場合の取扱い）

- この保険契約に次のいずれかの特約が適用される場合には、この特約は被保険者変更特約連動型特約として取り扱います。
- ① 家族型への変更にに関する特約
 - ② 夫婦型への変更にに関する特約
 - ③ 配偶者対象外型への変更にに関する特約

第１７条（普通保険約款の不適用）

この特約については、普通保険約款基本条項第３条（保険責任のおよぶ地域）、第１１条（被保険者による保険契約の解約請求）および第２２条（契約内容の登録）の規定は適用しません。

第１８条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

別表（第１１条（保険金の請求）関係）

保 険 金 請 求 書 類	
提出書類	
(1)保険金請求書	
(2)保険証券	
(3)当社の定める事故状況報告書	
(4)公の機関（注１）の事故証明書。ただし、盗難による損害の場合は、警察署の盗難届出証明書に限りです。	
(5)保険の対象の損害の程度を証明する書類	
(6)被保険者の印鑑証明書	
(7)委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注２）	
(8)その他当社が普通保険約款基本条項第１８条（保険金の支払）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの	

- （注１）公の機関については、やむを得ない場合、第三者とします。
- （注２）委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書は、保険金の請求書を第三者に委任する場合に必要とします。

免責金額の変更に関する特約（住宅内生活用動産補償特約用）

第１条（免責金額の変更）

- 当社が支払う住宅内生活用動産補償特約第１条（保険金を支払う場合）(1)の損害保険金の額は、同特約第５条（損害保険金の計算）の規定にかかわらず、同特約第４条（損害の額の決定）の損害の額から、１回の事故につき免責金額（注１）または免責割合金額（注２）のいずれか高い額を差し引いた残額とします。
- （注１）免責金額とは、支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額であって、保険証券記載の免責金額をいいます。なお、免責金額は被保険者の自己負担となります。
- （注２）免責割合金額とは、住宅内生活用動産補償特約第４条（損害の額の決定）の損害の額の保険証券記載の免責割合に相当する額をいいます。ただし、免責割合金額が保険証券記載の免責限度額を超過する場合には保険証券記載の免責限度額を限度とします。

第２条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、住宅内生活用動産補償特約および普通保険約款の規定を準用します。

補償範囲の変更に関する特約（住宅内生活用動産補償特約用）

第１条（住宅内生活用動産補償特約の読み替え）

- 当社は、住宅内生活用動産補償特約第１条（保険金を支払う場合）を次のとおり読み替えて適用します。
- 「
- 第１条（保険金を支払う場合）
- (1)当社は、日本国内において次に掲げる事故によって、保険の対象について発生した損害（注１）に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、損害保険金を被保険者に支払います。
- ① 火災
 - ② 落雷
 - ③ 破裂または爆発
 - ④ 風災（注２）、雹（ひょう）災または雪災（注３）。ただし、その損害（注４）の額が２０万円以上となった場合に限るものとし、損害（注４）の額の認定は、敷地内ごとに

- 保険の対象のすべてについて、一括して行うものとします。
- ⑤ 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊。ただし、雨、雪、あられ、砂塵(じん)、粉塵(じん)、煤(ばい)煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れ(注5)または本条(1)④の事故による損害を含みません。
- ⑥ 給排水設備(注6)に発生した事故または被保険者以外の者が占有する戸室で発生した事故に伴う漏水、放水または溢(いっ)水(注7)による水濡れ。ただし、本条(1)④の事故による損害を含みません。
- ⑦ 盗難(注8)。ただし、通貨の盗難に対しては保険金を支払いません。
- (2)当社は、本条(1)の損害保険金を支払う場合において、事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に発生する費用に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、臨時費用保険金を被保険者に支払います。
- (3)当社は、本条(1)の損害保険金を支払う場合において、残存物取片づけ費用に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、残存物取片づけ費用保険金を被保険者に支払います。
- (4)当社は、次に掲げる①の事故によって②の損害が発生した場合には、それによって発生する見舞金等の費用に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、失火見舞費用保険金を被保険者に支払います。
- ① 保険の対象または保険の対象を収容する建物から発生した火災、破裂または爆発。ただし、第三者(注9)の所有物で被保険者以外の者が占有する部分(注10)から発生した火災、破裂または爆発による場合を含みません。
- ② 第三者(注9)の所有物(注11)の損壊。ただし、煙損害または臭気付着の損害を含みません。
- (5)当社は、損害の原因となった本条(1)の事故発生の際が保険期間中であつた場合に限り、保険金を支払います。
- (注1) 損害には、本条(1)①から③までの事故における消防または避難に必要な処置によって保険の対象について発生した損害を含みます。
- (注2) 風災とは、台風、旋(せん)風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を含みません。
- (注3) 雪災とは、豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩(なだれ)をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を含みません。
- (注4) 損害について、雪災による損害が1回の積雪期において複数発生した場合であつて、それぞれ別の事故によって発生したことが普通保険約款基本条項第18条(保険金の支払)(1)の規定に基づく確認を行つてもなお明らかでないときは、これらの損害は、1回の事故により発生したものと推定します。この場合であっても、保険契約者または被保険者は、住宅内生活用動産補償特約第10条(事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い)の規定に基づく義務を負うものとします。
- (注5) 土砂崩れとは、崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を含みません。
- (注6) 給排水設備には、スプリンクラー設備・装置を含みます。
- (注7) 溢(いっ)水とは、水が溢(あふ)れることをいいます。
- (注8) 盗難とは、強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。
- (注9) 第三者には、保険契約者と被保険者が異なる保険契約の場合の保険契約者を含み、被保険者と生計を共にする同居の親族を含みません。
- (注10) 被保険者以外の者が占有する部分には、区分所有建物の共有部分を含みます。
- (注11) 第三者の所有物は、動産については、その所有者によって現に占有されている物で、その者の占有する敷地内にあるものに限りま

」

第2条 (準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、住宅内生活用動産補償特約および普通保険約款の規定を準用します。

新価保険特約 (住宅内生活用動産補償特約用)

第1条 (損害の額の決定)

- (1)この保険契約については、住宅内生活用動産補償特約第4条(損害の額の決定)の規定にかかわらず、当社が同特約第1条(保険金を支払う場合)(1)の損害保険金として支払うべき損害の額は、保険の対象の再調達価額によって定めます。この場合において、損害が発生した保険の対象の損傷を修理することができるときには、再調達価額を限度とし、次の算式によって損害の額を算出します。

損害の額	=	修理費	－	修理に伴って発生した残存物がある場合は、その価額
------	---	-----	---	--------------------------

- (2)本条(1)の規定にかかわらず、保険の対象が貴金属等の場合には、当社が住宅内生活用動産補償特約第1条(保険金を支払う場合)(1)の損害保険金として支払うべき損害の額は、保険価額によって定めます。この場合において、損害が発生した保険の対象の損傷を修理することができるときには、保険価額を限度とし、次の算式によって損害の額を算出します。

損害の額	=	修理費	－	修理によって保険の対象の価額が増加した場合は、その増加額(注1)	－	修理に伴って発生した残存物がある場合は、その価額
------	---	-----	---	----------------------------------	---	--------------------------

- (3)保険の対象が1組または1対のものからなる場合において、その一部に損害が発生したときは、その損害がその保険の対象全体の価値に及ぼす影響を考慮し、本条(1)および(2)の規定によって損害の額を決定します。
- (4)次に掲げる費用を保険契約者または被保険者が負担した場合は、その費用および本条(1)から(3)までの規定によって計算された額の合計額を損害の額とします。
- ① 住宅内生活用動産補償特約第10条(事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い)(1)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であつた費用
- ② 住宅内生活用動産補償特約第10条(事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い)(1)④に規定する権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用
- (5)本条(1)から(4)までの規定によって計算された損害の額が、その損害が発生した保険の対象の再調達価額(注2)を超える場合は、その再調達価額(注2)をもって損害の額とします。
- (6)本条(1)から(5)までの規定にかかわらず、保険の対象が乗車券等の場合においては、その乗車券等の経路および等級の範囲内、事故の後に被保険者が支出した費用および保険契約者または被保険者が負担した本条(4)①および②の費用の合計額を損害の額とします。
- (7)保険の対象が乗車券等または通貨もしくは小切手である場合において、保険の対象の損害の額の合計額が5万円を超えるときは、当社は、それらのものの損害の額を5万円とみなします。
- (8)保険の対象が貴金属等である場合において、保険の対象の損害の額が1個、1組または1対について30万円を超えるときは、当社は、それらのものの損害の額を30万円とみなします。

(注1) 増加額については、保険の対象が現に使用されている場合であつて、十分な維持・保守管理が行われているときは、その保険の対象の再調達価額の50%に相当する額を限度とします。ただし、保険の対象が現に使用されていない場合または十分な維持・保守管理が行われていない場合は、その保険の対象の再調達価額の90%に相当する額を限度とします。

(注2) 再調達価額は、保険の対象が貴金属等である場合には保険価額とします。

第2条 (他の保険契約等がある場合の取扱い)

当社は、この特約により、住宅内生活用動産補償特約第9条(他の保険契約等がある場合の取扱い)(1)の規定にかかわらず、保険の対象が貴金属等以外のものである場合において、他の保険契約等に再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき保険金または共済金を支払う旨取決めのない他の保険契約等があるときは、次の算式によって算出した額を同特約第1条(保険金を支払う場合)(1)の損害保険金として支払います。ただし、他の保険契約等がないものとして算出した支払責任額(注1)を限度とします。

保険金の支払額	=	損害の額(注2)	－	再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき保険金または共済金を支払う旨取決めのない他の保険契約等によ
---------	---	----------	---	--

って支払われるべき保険金または共済金の支払額の合計額

(注1) 支払責任額とは、それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した当社が支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
(注2) 損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第3条（住宅内生活用動産補償特約の不適用）

住宅内生活用動産補償特約第4条（損害の額の決定）の規定は適用しません。

第4条（住宅内生活用動産補償特約の読み替え）

- この保険契約については、住宅内生活用動産補償特約を次のとおり読み替えて適用します。
- ① 第8条（失火見舞費用保険金の計算）（注1）の規定中「保険価額」とあるのは「再調達価額（保険の対象が貴金属等である場合には保険価額）」
 - ② この特約第2条（他の保険契約等がある場合の取扱い）の規定が適用される場合には、第9条（他の保険契約等がある場合の取扱い）（3）の規定中「本条（1）および（2）の規定」とあるのは「この特約第2条（他の保険契約等がある場合の取扱い）の規定」
 - ③ 第14条（残存物および盗難品の所有権について）（4）の規定中「保険価額」とあるのは「再調達価額」
 - ④ 第14条（残存物および盗難品の所有権について）（6）の規定中「第4条（損害の額の決定）」とあるのは「この特約第1条（損害の額の決定）」
 - ⑤ 第14条（残存物および盗難品の所有権について）（注1）の規定中「保険価額は、保険の対象が乗車券等の場合は損害の額とします」とあるのは「再調達価額は、保険の対象が貴金属等である場合には保険価額、保険の対象が乗車券等の場合には損害の額とします」
 - ⑥ 第14条（残存物および盗難品の所有権について）（注2）の規定中「第4条（損害の額の決定）（4）①」とあるのは「この特約第1条（損害の額の決定）（4）①」

第5条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、住宅内生活用動産補償特約および普通保険約款の規定を準用します。

救援者費用等補償特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

（50音順）

	用語	説明
き	救援者	救援対象者の搜索、看護または事故処理を行うために現地へ赴く救援対象者の親族をいい、これらの者の代理人を含みます。
	救援対象者	保険証券記載の被保険者をいいます。
け	現地	事故発生地または救援対象者の収容地をいいます。
し	死体の検案	死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。
	親族	6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
そ	搜索	救援対象者を搜索、救助または移送することをいいます。
ち	治療	医師（注）が必要であると認め、医師（注）が行う治療をいいます。 （注）医師とは、救援対象者以外の医師をいいます。
と	渡航手続費	旅券印紙代、査証料、予防接種料等をいいます。
ひ	被保険者	この特約により補償を受ける者であって、次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 保険契約者 ② 救援対象者 ③ 救援対象者の親族
ほ	保険金	この特約により補償される損害が発生した場合に、当社が被保険者に支払うべき金銭であって、救援者費用等保険金をいいます。
	保険金額	この特約により補償される損害が発生した場合に当社が支払うべき保険金の限度額であって、保険証券記載の保険金額をいいます。

第1条（保険金を支払う場合）

- (1)当社は、救援対象者が次のいずれかに該当したことにより、被保険者が費用を負担したことによって被った損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金をその費用の負担者に支払います。
- ① 保険期間中に、救援対象者が搭乗している航空機または船舶が行方不明になった場合または遭難した場合
 - ② 保険期間中に、急激かつ偶然な外来の事故によって救援対象者の生死が確認できない場合または緊急な搜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公の機関により確認された場合
 - ③ 保険期間中に、救援対象者が急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被った傷害を直接の原因として事故の発生の日からその日を含めて180日以内に次のいずれかに該当した場合
ア、死亡した場合
イ、継続して14日以上入院（注1）した場合
- (2)本条（1）③の入院日数には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注2）であるときには、その処置日数を含みます。
- (3)当社は、本条（1）①および②については本条（1）①または②に掲げる場合のいずれかに該当した時、本条（1）③については傷害を被った時が保険期間中であった場合に限り、保険金を支払います。
- （注1）入院について、他の病院または診療所に移転した場合、移転のために要した期間は入院中とみなします。ただし、その移転について治療のため医師が必要と認めた場合に限り、この場合において、救援対象者が医師である場合は、救援対象者以外の医師をいいます。
- （注2）医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置には、医療給付関係各法の適用がない場合、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

第2条（費用の範囲）

第1条（保険金を支払う場合）（1）の費用とは、次に掲げるものをいいます。

- ① 搜索救助費用
搜索活動に要した費用のうち、これらの活動に従事した者からの請求に基づいて支払った費用をいいます。
- ② 交通費
救援者の現地までの汽車、電車、船舶、航空機等の1往復分の運賃をいい、救援者2名分を限度とします。ただし、第1条（保険金を支払う場合）（1）②の場合において、救援

対象者の生死が判明した後または救援対象者の緊急な捜索もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救援者にかかる費用は含みません。

③ 宿泊料

現地および現地までの行程における救援者のホテル、旅館等の宿泊料をいい、救援者2名分を限度とし、かつ、1名につき14日分を限度とします。ただし、第1条（保険金を支払う場合）(1)②の場合において、救援対象者の生死が判明した後または救援対象者の緊急な捜索もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救援者にかかる費用は含みません。

④ 移送費用

次に規定するいずれかの費用をいいます。
ア、死亡した救援対象者を現地からその救援対象者の住所または救援対象者の親族の住所のうちいずれかの住所に移送するために要した遺体輸送費用
イ、治療を継続中の救援対象者を現地からその救援対象者の住所もしくは救援対象者の親族の住所のうちいずれかの住所またはこれらの住所の属する国の病院もしくは診療所へ移転するために要した移転費（注1）。ただし、その救援対象者が払戻しを受けた帰宅のための運賃またはその救援対象者が負担することを予定していた帰宅のための運賃は移転費（注1）の額から差し引きます。

⑤ 諸雑費

救援者の渡航手続費および救援者または救援対象者が現地において支出した交通費、電話料等通信費、救援対象者の遺体処理費等をいいます。これらの費用については、地域毎に次表に掲げる金額を限度とします。

地域（注2）	金額
日本国内	3万円
日本国外	20万円

（注1）移転費には、治療のため医師または職業看護師が付き添うことを要する場合、その費用を含みます。

（注2）地域とは、救援対象者が第1条（保険金を支払う場合）(1)のいずれかに該当した地域をいいます。

第3条（保険金を支払わない場合）

(1)当社は、次のいずれかに該当する事由によって第1条（保険金を支払う場合）(1)のいずれかに該当したことにより発生した費用に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）の故意または重大な過失
- ② 被保険者または救援対象者の故意または重大な過失。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が負担した費用またはその救援対象者について負担した費用に限り、ます。
- ③ 本条(1)①および②に規定する者以外の保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限り、ます。
- ④ 救援対象者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為。ただし、保険金を支払わないのはその救援対象者の行った行為に限り、ます。
- ⑤ 救援対象者が次のいずれかに該当する間に発生した事故。ただし、保険金を支払わないのはその救援対象者に発生した事故に限り、ます。
ア、救援対象者が法令に定められた運転資格（注3）を持たないで自動車等を運転している間
イ、救援対象者が道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
ウ、救援対象者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、指定薬物（注4）等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ⑥ 救援対象者の脳疾患、疾病または心神喪失。ただし、保険金を支払わないのはその救援対象者に発生した事故に限り、ます。
- ⑦ 救援対象者の妊娠、出産、早産または流産
- ⑧ 当社が保険金を支払うべき傷害の治療以外の救援対象者に対する外科的手術その他の医療処置
- ⑨ 救援対象者に対する刑の執行
- ⑩ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ⑪ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑫ 核燃料物質（注5）もしくは核燃料物質（注5）によって汚染された物（注6）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑬ 本条(1)⑩から⑫までの事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故
- ⑭ 本条(1)⑫以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑮ 救援対象者が別表1に掲げる運動等を行っている間に発生した事故

(2)当社は、救援対象者が頸部症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものによって第1条（保険金を支払う場合）(1)③イ、の入院をしたことにより発生した費用に対しては、その症状の原因がいかなくとも、保険金を支払いません。

(3)当社は、救援対象者が次のいずれかに該当する事由によって第1条（保険金を支払う場合）(1)③に該当したことにより発生した費用に対しては、保険金を支払いません。

- ① 救援対象者の入浴中の溺水（注7）。ただし、入浴中の溺水（注7）が、救援対象者が急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被った傷害によって発生した場合には、保険金を支払います。
- ② 救援対象者の誤嚥（注8）によって発生した肺炎。この場合、誤嚥（注8）の原因がいかなくとも、保険金を支払いません。

（注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注3）法令に定められた運転資格とは、運転する地における法令によるものをいいます。

（注4）指定薬物とは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）第15項に定める指定薬物をいいます。

（注5）核燃料物質には、使用済燃料を含みます。

（注6）核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

（注7）溺水とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。

（注8）誤嚥とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることを含みます。

第4条（支払保険金の計算）

(1)当社が支払う保険金の額は、第2条（費用の範囲）の費用のうち、社会通念上妥当な部分で、かつ、第1条（保険金を支払う場合）(1)のいずれかと同等のその他の事故に対して通常負担する費用相当額（注）とします。ただし、保険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。

(2)被保険者または保険金を受け取るべき者が第三者から損害賠償金の給付を受けることができた場合には、その給付を受けた金額を本条(1)の費用相当額（注）から差し引いて、その残額を支払います。

（注）費用相当額には、この保険契約を締結していなければ発生しなかった費用を含みません。

第5条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注）の合計額が、第2条（費用の範囲）の費用の額を超えるときは、当社は、次表に定める額を保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額（注）
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	第2条（費用の範囲）の費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（注）を限度とします。

（注）支払責任額とは、それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

第6条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）

(1)保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、救援対象者が第1条（保険金を支払う場合）(1)のいずれかに該当したことを知った場合は、同条(1)のいずれかに該当した日からその日を含めて30日以内に次に掲げる事項を当社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知または説明を求めたときは、これに応じなければなりません。

- ① 第1条（保険金を支払う場合）（1）①または②の場合は、行方不明もしくは遭難または事故発生状況
- ② 第1条（保険金を支払う場合）（1）③の場合は、事故発生状況および傷害の程度
- (2)本条(1)の場合において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等の有無および内容（注）について遅滞なく当社に通知しなければなりません。
- (3)保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、本条(1)および(2)のほか、当社が、特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを出し、また当社が行う損害の調査に協力しなければなりません。
- (4)保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく本条(1)から(3)までの規定に違反した場合または本条(1)もしくは(2)の通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (注) 他の保険契約等の有無および内容には、既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合、その事実を含みます。

第7条（保険金の請求）

- (1)普通保険約款基本条項第17条（保険金の請求）（1）に定める時は、第1条（保険金を支払う場合）（1）の費用を負担した時とします。
- (2)普通保険約款基本条項第17条（保険金の請求）（2）に規定する書類は、別表2に掲げる書類とします。

第8条（代位）

- (1)第2条（費用の範囲）の費用が発生したことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当社がその費用に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次表「限度額」を限度とします。

区分	限度額
① 当社が費用の額の全額を保険金として支払った場合	被保険者が取得した債権の全額
② 本条(1)①以外の場合	被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額

- (2)本条(1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3)保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当社が取得する本条(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。
- (注) 損害賠償請求権その他の債権には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第9条（被保険者の範囲に関する特約が適用される場合の取扱い）

- (1)この保険契約に次のいずれかの特約が適用される場合には、この特約は被保険者変更特約運動型特約として取り扱います。
- ① 家族型への変更にに関する特約
- ② 夫婦型への変更にに関する特約
- ③ 配偶者対象外型への変更にに関する特約
- (2)この保険契約に本条(1)のいずれかの特約が適用される場合、この特約については、本条(1)の特約の規定中、「被保険者」を「救援対象者」と読み替えて適用します。
- (3)この特約については、本条(1)に掲げる特約第6条（重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除）の規定は適用しません。

第10条（普通保険約款の不適用）

この特約については、普通保険約款基本条項第11条（被保険者による保険契約の解約請求）および第22条（契約内容の登録）の規定は適用しません。

第11条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

別表1（第3条（保険金を支払わない場合）（1）⑯関係）

山岳登はん（注1）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（注2）操縦（注3）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（注4）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

（注1）山岳登はんとは、ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを含みません。

（注2）航空機には、グライダーおよび飛行船を含みません。

（注3）航空機操縦には、職務として操縦する場合は含みません。

（注4）超軽量動力機とは、モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。

別表2（第7条（保険金の請求）関係）

保 険 金 請 求 書 類	
提出書類	
(1)保険金請求書	
(2)保険証券	
(3)救援対象者が第1条（保険金を支払う場合）（1）のいずれかに該当したことを証明する書類	
(4)保険金の支払を受けようとする第2条（費用の範囲）に掲げる費用のそれぞれについて、その費用の支出明細書およびその支出を証明する書類	
(5)被保険者の印鑑証明書	
(6)委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注）	
(7)その他当社が普通保険約款基本条項第18条（保険金の支払）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの	

（注）委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書は、保険金の請求を第三者に委任する場合に必要とします。

弁護士費用特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

（50音順）

	用語	説明
し	住宅	被保険者の居住の用に供される住宅（注）をいい、敷地内の動産および不動産を含みます。 （注）住宅には、別荘等一時的に居住の用に供される住宅を含みます。
	身体の障害	生命または身体を害することをいいます。
そ	損壊	滅失、破損または汚損をいい、それぞれの定義は次のとおりとします。
		① 滅失とは、財物がその物理的存在を失うことをいいます。
		② 破損とは、財物が壊れることをいいます。
		③ 汚損とは、財物が汚れることまたは傷むことによりその客観的な経済的価値を減じられることをいいます。

は	賠償義務者	被保険者に発生した被害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。
ひ	被害	次のいずれかに該当する被害をいいます。 ① 被保険者が被った身体の障害 ② 住宅または被保険者の日常生活活動産の損壊または盗取
	被保険者	この特約により補償を受ける者であって、第2条（補償の対象となる方－被保険者）に規定する者をいいます。
へ	弁護士費用等	損害賠償に関する争訟についての次のいずれかに該当する費用をいい、法律相談費用を除きます。ただし、保険金請求権者が、これらの費用を支払う際の手続き等を行うことによって得られなくなった収入は対象となりません。 ① あらかじめ当社の承認を得て保険金請求権者が委任した弁護士、司法書士または行政書士に対する弁護士報酬（注1）、司法書士報酬（注1）または行政書士報酬（注2） ② 訴訟費用、仲裁、和解もしくは調停に要した費用およびその他権利の保全もしくは行使に必要な手続きをするために要した費用 （注1）弁護士または司法書士に委任した事件の対象に基づき算定される着手金・手数料、および委任によって確保された利益に基づき算定される報酬金をいいます。 （注2）書類の作成および書類の提出手続きの代理の対価として算定される金額をいいます。
	弁護士費用等保険金額	この保険契約により補償される損害が発生した場合に当社が支払うべき弁護士費用等保険金の限度額であって、保険証券記載の弁護士費用等保険金額をいいます。
ほ	法律上の損害賠償責任	民法（明治29年法律第89号）等法律に基づく損害賠償責任をいいます。
	法律相談	法律上の損害賠償請求に関する次のいずれかに該当する行為をいい、口頭による鑑定、電話による相談またはこれらに付随する手紙等の書面の作成もしくは連絡等、一般的にその資格者の行う相談の範囲内と判断することが妥当であると認められる行為を含みます。なお、訴訟事件、非訟事件、行政庁に対する不服申立事件に関する行為（注）、書面による鑑定、法律関係の調査、書類作成および法律事務の執行等は含まないものとします。 ① 弁護士法（昭和24年法律第205号）第3条（弁護士の職務）に規定する「その他一般の法律事務」で、かつ依頼者に対して行う法律相談 ② 司法書士が行う司法書士法（昭和25年法律第197号）第3条（業務）第1項第5号および第7号に規定する相談 ③ 行政書士が行う行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の3（業務）第1項第4号に規定する相談 （注）審査請求、異議申立て、再審査請求等をいいます。
	法律相談費用	法律相談の対価として弁護士、司法書士または行政書士に支払われるべき費用をいいます。なお、書面による鑑定料、着手金、報酬金、手数料、顧問料および日当は含みません。
	保険金	この特約により補償される損害が発生した場合に、当社が保険金請求権者に支払うべき金銭であって、弁護士費用等保険金または法律相談費用保険金をいいます。
	保険金請求権者	被害を被った被保険者（注）をいいます。 （注）被保険者が死亡した場合は、その法定相続人とします。
	本人	保険証券記載の被保険者をいいます。

第1条（保険金を支払う場合）

- (1)当社は、日本国内における偶然な事故によって被害（注1）が発生した場合において、保険金請求権者がその被害に関する損害賠償請求（注2）を行った結果、弁護士費用等を負担することによって被った損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、弁護士費用等保険金を支払います。
- (2)当社は、日本国内における偶然な事故によって被害が発生した場合において、保険金請求権者がその被害について法律相談を行った結果、法律相談費用を負担することによって被った損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、法律相談費用保険金を支払います。
- (3)当社は、被害が保険期間中に発生した場合に限り、保険金を支払います。ただし、本条(2)の被害については、その被害に対する法律相談が被害発生日からその日を含めて3年以内に開始された場合に限りです。
- （注1）その被害に対して法律上の損害賠償請求権を有する場合に限りです。
- （注2）その被害に関する損害賠償請求とは、賠償義務者に対する法律上の損害賠償請求をいいます。

第2条（補償の対象となる方－被保険者）

- (1)この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。
- ① 本人
- ② 本人の配偶者
- ③ 本人またはその配偶者の同居の親族（注1）
- ④ 本人またはその配偶者の別居の未婚（注2）の子
- (2)本条(1)の本人とその配偶者との続柄または本人もしくはその配偶者とこれらの者以外の者との同居・別居の別および続柄は、被害の原因となった事故発生の時におけるものをいいます。
- (3)この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって、当社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。
- （注1）親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
- （注2）未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

第3条（保険金を支払わない場合）

- (1)当社は、次のいずれかに該当する事由によって発生した被害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者（注1）、被保険者の故意または重大な過失
- ② 保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのは、その者が受け取るべき金額に限りです。
- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ④ 被保険者相互間の事故
- ⑤ 被保険者が次のア、またはイ、に掲げる状態にある間に発生した事故
- ア、被保険者が法令に定められた運転資格（注3）を持たないで自動車等を運転している間
- イ、被保険者が道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
- ⑥ 被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、指定薬物（注4）等の影響を受けているおそれがある状態で事故
- ⑦ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ⑧ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑨ 核燃料物質（注5）もしくは核燃料物質（注5）によって汚染された物（注6）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- ⑩ 本条(1)⑨以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑪ 本条(1)⑦から⑩までの事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故
- ⑫ 大気汚染、水質汚濁等の環境汚染。ただし、環境汚染の発生が不測かつ突発的な事故による場合には、この規定を適用しません。
- ⑬ 石綿もしくは石綿を含む製品が有する発がん性その他の有害な特性または石綿の代替物質もしくはその代替物質を含む製品が有する発がん性その他の石綿と同種の有害な特

- 性に起因する事故
- ⑭ 外因性内分泌かく乱化学物質の有害な特性に起因する事故
 - ⑮ 電磁波障害に起因する事故
 - ⑯ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
 - ⑰ 被保険者が次の行為（注7）を受けたことに起因する事故
- ア、診療、診察、検査、診断、治療、看護または疾病の予防
- イ、医薬品または医療用具等の調剤、調整、鑑定、販売、授与または授与の指示
- ウ、身体整形
- エ、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復等
- ⑱ 被保険者に対する刑の執行
 - ⑲ 住宅または日常生活用財産の差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使
 - ⑳ 住宅または日常生活用財産自体の欠陥。ただし、これにより被保険者が身体の障害を被った場合は、この規定を適用しません。
 - ㉑ 住宅または日常生活用財産自体の自然の消耗もしくは劣化（注8）または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、はがれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱その他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等
 - ㉒ 住宅または日常生活用財産の詐取または紛失
 - ㉓ 被保険者の業務遂行に直接起因する事故
 - ㉔ 専ら被保険者の業務の用に供される財産の損壊または盗取
 - ㉕ 被保険者が違法に所有・占有する財物の損壊または盗取
- (2)当社は、保険金請求権者が次に掲げるいずれかの事由にかかわる法律相談を行うことによる損害に対しては、法律相談費用保険金を支払いません。
- ① 婚姻、離婚、親子関係、養子、親権、後見、扶養または相続
 - ② 売買、金銭消費貸借契約、質借権、雇用、請負、委任、寄託、斡旋、仲介、サービス・役務の提供またはその他の契約
 - ③ 名誉毀損、肖像権またはプライバシーの侵害等の身体障害を伴わない人格権侵害
 - ④ 日照権、騒音、悪臭等、住宅または日常生活用財産の損壊または盗取を伴わない事由
 - ⑤ 損害保険契約または生命保険契約（注9）
- (3)当社は、被保険者が第三者との間に損害賠償に関する特別の約定を締結している場合において、その約定によって加重された損害賠償責任に関する弁護士費用等または法律相談費用を保険金請求権者が負担することによって被る損害については、保険金を支払いません。
- （注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （注2）保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （注3）法令に定められた運転資格とは、運転する地における法令によるものをいいます。
- （注4）指定薬物とは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）第15項に定める指定薬物をいいます。
- （注5）核燃料物質には、使用済燃料を含みます。
- （注6）核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
- （注7）行為には、不作為を含みます。
- （注8）自然の消耗もしくは劣化には、日常の使用に伴う摩耗、消耗または劣化を含みます。
- （注9）損害保険契約または生命保険契約には、これらに類似の共済契約を含みます。

第4条（支払保険金の計算）

- (1)当社が支払う弁護士費用等保険金の額は、第1条（保険金を支払う場合）(1)の損害の額（注1）とします。ただし、1事故につき、被保険者1名ごとに弁護士費用等保険金額を限度とします。
- (2)当社が支払う法律相談費用保険金の額は、第1条（保険金を支払う場合）(2)の損害の額（注2）とします。ただし、1事故につき、被保険者1名ごとに10万円を限度とします。
- (3)当社は、弁護士費用等および法律相談費用のうち、賠償義務者または賠償義務者以外の第三者から保険金請求権者に既に支払われた金額がある場合は、損害の額からその金額を差し引いて保険金を支払います。
- (4)本条(1)および(2)における1事故とは、発生時期または発生場所にかかわらず、同一の原因から発生した一連の事故をいいます。
- (5)本条(4)の規定により1事故となるすべての事故は、最初の事故が発生した時にすべての事故が発生したものとみなします。
- （注1）損害の額は、保険金請求権者が賠償義務者に対する損害賠償請求にあたり、当社の同意を得て支出した弁護士費用等とします。
- （注2）損害の額は、当社の同意を得て支出した法律相談費用とします。

第5条（保険金の削減）

- (1)保険金請求権者が弁護士費用等保険金を請求する場合において、この特約により支払対象となる損害賠償請求と支払対象とならない損害賠償請求を同時に行うときには、当社は、次の算式によって算出した額を弁護士費用等保険金として支払います。

弁護士費用等保険金	=	第4条（支払保険金の計算）(1)の額	×	支払対象となる損害賠償請求額
				支払対象となる損害賠償請求と支払対象とはならない損害賠償請求の合計額

- (2)保険金請求権者が法律相談費用保険金を請求する場合において、この特約により請求の原因となる1回の法律相談中にこの特約における法律相談費用保険金の支払対象とならない法律相談が含まれるときには、当社は次の算式によって算出した額を法律相談費用保険金として支払います。

法律相談費用保険金	=	第4条（支払保険金の計算）(2)の額	×	支払対象となる法律相談に要した時間
				支払対象となる法律相談と支払対象とはならない法律相談に要した時間の合計

- (3)本条(2)の規定は、保険金請求権者が1事故に起因する法律相談を1回しか行わなかった場合には適用しません。

第6条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

- (1)他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注1）の合計額が、損害の額（注2）以下のときは、当社は、この保険契約の支払責任額（注1）を保険金の額とします。
- (2)他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注1）の合計額が、損害の額（注2）を超えるときは、当社は、次表に定める額を保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額（注1）
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	損害の額（注2）から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（注1）を限度とします。

(注1) それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
(注2) それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第7条（損害賠償請求等の通知）

- (1) 保険契約者または保険金請求権者は、第1条（保険金を支払う場合）(1)に該当する場合で、保険金請求権者が弁護士費用等を支出しようとするとき、または同条(2)に該当する場合で、保険金請求権者が法律相談費用を支出しようとするときは、次の事項を当社に通知しなければなりません。
- ① 損害賠償請求を行う相手の氏名または名称およびその者に関して有する情報
 - ② 被害の具体的な内容
 - ③ 損害賠償請求を行う相手との交渉の内容
 - ④ 他の保険契約等の有無および内容（注）
 - ⑤ 本条(1)①から④までのほか、当社が特に必要と認める事項
- (2) 保険契約者または保険金請求権者が、正当な理由がなく本条(1)の規定に違反した場合、またはその通知について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (注) 他の保険契約等の有無および内容には、既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合、その事実を含みます。

第8条（保険金請求権者の義務）

- (1) 保険金請求権者は、弁護士、司法書士または行政書士に委任する場合は、これらの者と委任契約を締結する際に交わす書面を当社に提出し、あらかじめ当社の承認を得なければなりません。
- (2) 保険金請求権者は、弁護士費用等または法律相談費用を支出する前に、支出しようとするそれらの費用の費目の明細を当社に通知し、当社の承認を得なければなりません。
- (3) 保険金請求権者は、当社の求めに応じ、訴訟、反訴または上訴の進捗状況に関する必要な情報を当社に提供しなければなりません。
- (4) 保険金請求権者は、訴訟の取下げまたは損害賠償請求の放棄もしくは撤回をする場合は、遅滞なく当社に通知しなければなりません。
- (5) 保険金請求権者が、正当な理由がなく本条(1)から(4)までの規定に違反した場合は、当社はそれによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第9条（保険金の請求）

- (1) 保険金請求権者が保険金の支払を受けようとする場合、当社に対して保険金の支払を請求しなければなりません。なお、保険金の請求は、被保険者ごとに保険金請求権者全員から委任を受けた代表者を經由して行うものとします。
- (2) 当社に対する保険金の請求権は、保険金請求権者が弁護士費用等または法律相談費用を支出した時から発生し、これを行使用することができるものとします。
- (3) 保険金請求権者が保険金の支払を請求する場合は、次表に掲げるもののうち当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠
① 保険金請求書類
② 当社の定める損害状況報告書
③ 弁護士費用等の総額および法律相談費用の総額を確認できる客観的書類
④ 弁護士費用等の内容を確認できる客観的書類
⑤ 法律相談の日時、所要時間および内容を確認できる客観的書類
⑥ その他当社が普通保険約款基本条項第18条（保険金の支払）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

第10条（支払保険金の返還）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する場合は、保険金請求権者に支払った弁護士費用等保険金の返還を求めることができます。
- ① 弁護士または司法書士への委任の取消し等により保険金請求権者が支出した着手金の返還を受けた場合
 - ② 被害に関して保険金請求権者が提起した訴訟の判決に基づき、保険金請求権者が賠償義務者からその訴訟に関する弁護士費用等の支払を受けた場合で、次のイ、の額がア、の額を超過する場合
ア、保険金請求権者がその訴訟について弁護士または司法書士に支出した弁護士費用等の全額
イ、判決により確定された弁護士費用等の額と当社が第1条（保険金を支払う場合）の規定により既に支出した弁護士費用等保険金の合計額
- (2) 本条(1)の規定により当社が返還を求める弁護士費用等保険金の額は、次のとおりとします。
- ① 本条(1)①の場合は返還された着手金の金額に相当する金額。ただし、第1条（保険金を支払う場合）の規定により支払われた弁護士費用等保険金のうち着手金に相当する金額を限度とします。
 - ② 本条(1)②の場合は超過額に相当する金額。ただし、第1条（保険金を支払う場合）の規定により支払われた弁護士費用等保険金の額を限度とします。

第11条（代位）

- (1) 損害が発生したことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次表「限度額」を限度とします。
- | 区分 | 限度額 |
|---------------------------|---|
| ① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合 | 被保険者が取得した債権の全額 |
| ② 本条(1)①以外の場合 | 被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額 |
- (2) 本条(1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当社が取得する本条(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。
- (注) 損害賠償請求権その他の債権には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第12条（被保険者の範囲に関する特約が適用される場合の取扱い）

- この保険契約に次のいずれかの特約が適用される場合には、この特約は被保険者範囲個別規定型特約として取り扱います。
- ① 家族型への変更に関する特約
 - ② 夫婦型への変更に関する特約
 - ③ 配偶者対象外型への変更に関する特約

第13条（普通保険約款の不適用）

この特約については、普通保険約款基本条項第3条（保険責任のおよぶ地域）、第11条（被保険者による保険契約の解約請求）および第22条（契約内容の登録）の規定は適用しません。

第14条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款基本条項第10条（重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除）(2)から(5)までおよび(注2)から(注6)までの規定を次のとおり読み替えて適用します。

「(2)当社は、被保険者（注2）が、本条(1)③ア、からウ、までまたはオ、のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解

除（注3）することができます。

(3)本条(1)または(2)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款基本条項第12条（保険契約の解約・解除の効力）の規定にかかわらず、本条(1)①から⑤までの事由または本条(2)の事由が発生した時以後に発生した事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(4)保険契約者または被保険者（注2）が本条(1)③ア、からオ、までのいずれかに該当することにより本条(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、本条(3)の規定は、本条(1)③ア、からウ、までまたはオ、のいずれにも該当しない被保険者（注2）に発生した損害については適用しません。ただし、被保険者の法定相続人に発生した損害について、その被保険者が本条(1)③ア、からウ、までまたはオ、のいずれかに該当する場合には、本条(3)の規定を適用するものとします。

（注2）被保険者には、保険金請求権者である被保険者の法定相続人を含みます。

（注3）解除する範囲は、その被保険者に係る部分に限ります。

第15条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

キャンセル費用補償特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

(50音順)

	用語	説明
き	キャンセル事由	被保険者、被保険者の配偶者または被保険者の1親等内の親族の死亡または傷害もしくは疾病による入院をいいます。この場合において、被保険者と被保険者以外の者との続柄は、キャンセル事由が発生した時におけるものをいいます。ただし、キャンセル事由が発生した日からその日を含めて30日以内に被保険者が婚姻の届出をした場合には、その配偶者をキャンセル事由が発生した時において被保険者の配偶者であったものとみなします。
ひ	被保険者	この特約により補償を受ける者であって、保険証券記載の被保険者をいいます。
ほ	保険金	この特約により補償される費用が発生した場合に、当社が被保険者に支払うべき金銭であって、キャンセル費用保険金をいいます。
	保険金額	この特約により補償される費用が発生した場合に当社が支払うべき保険金の限度額であって、保険証券記載の保険金額をいいます。
め	免責金額	支払保険金の計算にあたって費用の額から差し引く金額であって、保険証券記載の免責金額または第3条（キャンセル費用の範囲）に規定するキャンセル費用の額の20%に相当する額のいずれか高い額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

第1条（保険金を支払う場合）

- (1)当社は、キャンセル事由によって、被保険者が第2条（特定のサービスの範囲）に規定する特定のサービスの提供を受けられなくなった場合に、被保険者または被保険者の法定相続人が負担したキャンセル費用に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金をその費用の負担者に支払います。
- (2)当社が保険金を支払うのは、本条(1)の費用の発生の原因となったキャンセル事由の発生の時が保険期間中であった場合に限りです。

第2条（特定のサービスの範囲）

- 第1条（保険金を支払う場合）(1)の特定のサービスとは、業として有償で提供されるサービスで、次のいずれかに該当するものに限りです。
- ① 国内旅行契約、海外旅行契約に基づくサービス
 - ② 旅館、ホテル等の宿泊施設の提供およびそれに付帯するサービス
 - ③ 航空機、船舶、自動車、鉄道等による旅客の輸送
 - ④ 宴会、パーティの用に供する施設の提供およびそれに付帯するサービス
 - ⑤ 運動、教養等の趣味の指導、教授または施設の提供
 - ⑥ 演劇、音楽、美術、映画等の公演、上映、展示、興行

第3条（キャンセル費用の範囲）

- (1)第1条（保険金を支払う場合）(1)のキャンセル費用とは、サービスの全部または一部の提供を受けられない場合に、取消料、違約料その他の名目において、そのサービスに係る契約に基づき、払戻しを受けられない費用または支払を要する費用をいいます。
- (2)本条(1)のキャンセル費用は、被保険者に対して提供されるサービスに係る費用に限りです。ただし、被保険者がサービスの提供を受けられなくなった場合において、被保険者に同行する被保険者の配偶者もサービスの提供を受けられなくなったときは、配偶者に対して提供されるサービスに係る費用も含むものとします。
- (3)本条(1)のキャンセル費用は、サービスが複数の者に対して提供される場合には、被保険者に対して提供されるサービスに係るキャンセル費用として負担した額に限りです。

第4条（サービスの提供される時期と支払責任の関係）

- (1)当社は、次に規定する期間内に提供されるサービスについて、キャンセル費用を負担した場合に限り、保険金を支払います。
- ① 死亡がキャンセル事由である場合には、死亡の日からその日を含めて31日以内。ただし、被保険者の死亡の場合には、この規定を適用しません。
 - ② 入院がキャンセル事由である場合には、入院を開始した日からその日を含めて31日以内
- (2)当社は、本条(1)に規定する期間が開始する前または本条(1)に規定する期間が経過した後において、サービスの全部または一部の提供を受けることができた場合または受けることができる場合には、保険金を支払いません。
- (3)第2条（特定のサービスの範囲）のサービスのうち旅行に係るもので本条(1)に規定する期間内に旅行行程（注）が開始する場合には、本条(1)に規定する期間が経過した後にはその旅行行程が終了するときであっても、その旅行に係るサービスは、本条(1)に規定する期間内に提供されるサービスとみなします。
- （注）旅行行程とは、旅行の目的で住居を出発してから住居に帰着するまでの連続した行程をいいます。

第5条（キャンセル事由の発生時期と支払責任の関係）

- (1)当社は、第1条（保険金を支払う場合）の特定のサービスを予約した後、そのサービスの提供を受ける前にキャンセル事由が発生した場合に限り、保険金を支払います。
- (2)本条(1)の予約した日およびサービスの提供を受ける日が明確でない場合には、当社は、保険金を支払いません。

第6条（キャンセル事由の原因の発生時期と支払責任の関係）

当社は、普通保険約款基本条項第1条（補償される期間－保険期間）に規定する保険期間の開始時または保険料領収まで（注1）に、キャンセル事由の原因（注2）が発生していたため被保険者または被保険者の法定相続人がキャンセル費用を負担したことによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

（注1）普通保険約款基本条項第1条（補償される期間－保険期間）に規定する保険期間の開始時または保険料領収までとは、この保険契約が継続契約である場合、この保険契約の保険期間の開始日に保険責任が終了する前契約の保険期間の開始時または保険料領収までとします。

（注2）

(注2) キャンセル事由の原因とは、被保険者、被保険者の配偶者または被保険者の1親等内の親族について、死亡または入院の直接の原因となった傷害の発生または疾病の発病をいいます。なお、発病の認定は、その被保険者以外の医師の診断によります。

第7条（保険金を支払わない場合）

- (1)当社は、第1条（保険金を支払う場合）(1)の特定のサービスが、被保険者の職務遂行に関係するものである場合には、保険金を支払いません。
- (2)当社は、次のいずれかに該当する事由によって発生した費用に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者が負担した費用に限ります。
 - ② 本条(2)①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
 - ③ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
 - ④ 治療を目的として医師（注3）が使用した場合以外における被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、指定薬物（注4）等の使用。
 - ⑤ 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者が負担した費用に限ります。
ア、被保険者が法令に定められた運転資格（注5）を持たないで自動車等を運転している間
イ、被保険者が道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
ウ、被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、指定薬物（注4）等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
 - ⑥ 妊娠、出産、早産または流産による入院
 - ⑦ 頸部症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの。なお、その症状がいかなる原因によるものであるかを問いません。
 - ⑧ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ⑨ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑩ 核燃料物質（注6）もしくは核燃料物質（注6）によって汚染された物（注7）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑪ 本条(2)⑧から⑩までの事故に随伴して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故
 - ⑫ 本条(2)⑩以外の放射線照射または放射能汚染
- (注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注3) 医師とは、被保険者以外の医師をいいます。
- (注4) 指定薬物とは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）第15項に定める指定薬物をいいます。
- (注5) 法令に定められた運転資格とは、運転する地における法令によるものをいいます。
- (注6) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。
- (注7) 核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

第8条（支払保険金の計算）

当社が支払うべき保険金の額は、キャンセル事由の発生1回につき、次の算式によって算出した額とします。ただし、保険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。

保険金の支払額

=

第3条（キャンセル費用の範囲）(1)に規定するキャンセル費用の額

－

免責金額

第9条（損害防止義務）

- (1)第1条（保険金を支払う場合）(1)のキャンセル事由が発生した場合には、被保険者または保険金を受け取るべき者は、遅滞なく、サービスに関する契約を解除する等キャンセル費用の発生および拡大の防止に努めなければなりません。
- (2)被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく本条(1)の規定に違反した場合は、当社は、発生または拡大を防止することができたと認められる額を差し引いて保険金を支払います。

第10条（回収金額の控除）

被保険者が負担したキャンセル費用について第三者により支払われた損害賠償金等の回収金がある場合は、その額を被保険者が負担した第1条（保険金を支払う場合）(1)に規定する費用の額から差し引くものとします。

第11条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）

- (1)保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、第1条（保険金を支払う場合）(1)のキャンセル事由が発生したことを知った場合は、次表「事故発生時の義務」に掲げる義務を履行しなければなりません。これらの規定に違反した場合は、次表「義務違反の場合の取扱い」のとおりとします。

事故発生時の義務	義務違反の場合の取扱い
① 次の事項を遅滞なく、当社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。 ア、キャンセル事由の発生日時およびその内容、サービスを予約した日 イ、予約したサービスに係る契約の内容ならびにサービスが提供される予定であった日時	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
② 他の保険契約等の有無および内容（注1）について遅滞なく当社に通知すること。	
③ 第1条（保険金を支払う場合）(1)の特定のサービスの提供を受けられなくなったことによる費用の発生および拡大の防止のため、自己の費用で必要な措置を講ずること。	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額を差し引いて保険金を支払います。
④ 他人（注2）に損害賠償の請求（注3）をすることができる場合には、その権利の保全および行使に必要な手続きをすること。	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、他人（注2）に損害賠償の請求（注3）をすることによって取得することができたと認められる額を差し引いて保険金を支払います。
⑤ 本条(1)①から④までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

- (2)保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく本条(1)①もしくは②の通知について事実と異なることを告げた場合または本条(1)⑤の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (注1) 他の保険契約等の有無および内容には、既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合、その事実を含みます。
- (注2) 他人とは、被保険者以外の者をいいます。
- (注3) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第12条（保険金の請求）

- (1)普通保険約款基本条項第17条（保険金の請求）(1)に定める時は、被保険者または被保険者の法定相続人がキャンセル費用を負担した時とします。

(2)普通保険約款基本条項第17条（保険金の請求）(2)に規定する書類は、別表に掲げる書類とします。

第13条（他の保険契約等がある場合の取扱い）	
他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注1）の合計額が、第3条（キャンセル費用の範囲）の費用の額（注2）を超えるときは、当社は、次表に定める額を保険金の額とします。	
区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額（注1）
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	第3条（キャンセル費用の範囲）の費用の額（注2）から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（注1）を限度とします。

（注1）支払責任額とは、それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
（注2）費用の額とは、それぞれの保険契約または共済契約に被保険者の免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第14条（当社の指定する医師が作成した診断書等の要求）	
(1)当社は、第11条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）の規定による通知または普通保険約款基本条項第17条（保険金の請求）およびこの特約第12条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、傷害または疾病の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者等の関係者に対し当社の指定する医師が作成した被保険者、被保険者の配偶者または被保険者の1親等内の親族の診断書または死体の検案書の提出を求めることができます。	
(2)本条(1)の規定による診断または死体の検案のために要した費用（注）は、当社が負担します。	
（注）費用には、収入の喪失を含みません。	

第15条（代位）	
(1)費用が発生したことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次表「限度額」を限度とします。	
区分	限度額
① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合	被保険者が取得した債権の全額
② 本条(1)①以外の場合	被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
(2)本条(1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。	
(3)保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当社が取得する本条(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。	
（注）その他の債権には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。	

第16条（被保険者の範囲に関する特約が適用される場合の取扱い）	
この保険契約に次のいずれかの特約が適用される場合には、この特約は被保険者変更特約連動型特約として取り扱います。	
① 家族型への変更に関する特約	
② 夫婦型への変更に関する特約	
③ 配偶者対象外型への変更に関する特約	

第17条（普通保険約款の不適用）	
この特約については、普通保険約款基本条項第11条（被保険者による保険契約の解約請求）および第22条（契約内容の登録）の規定は適用しません。	

第18条（準用規定）	
この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。	

別表（第12条（保険金の請求）関係）

保 険 金 請 求 書 類	
提出書類	
(1)保険金請求書	
(2)保険証券	
(3)当社の定める事故状況報告書	
(4)サービスに係る契約書または契約の事実を証明する書類	
(5)被保険者が負担したキャンセル費用の額を証明する書類	
(6)被保険者との続柄を証明する戸籍謄本等の書類	
(7)死亡がキャンセル事由である場合には、死亡診断書または死体検案書	
(8)入院がキャンセル事由である場合には、入院日、入院日数および傷害または疾病の内容を証明する医師（注1）の診断書	
(9)死亡または入院の直接の原因が疾病である場合は、その疾病が保険責任の始期または保険料領収日のうちいずれか遅い日以降に発病していることを証明する医師（注1）の診断書	
(10)当社が被保険者の症状・治療内容等について医師（注1）に照会し説明を求めることについての同意書	
(11)被保険者の印鑑証明書	
(12)委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注2）	
(13)その他当社が普通保険約款基本条項第18条（保険金の支払）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの	

（注1）医師とは、その被保険者以外の医師をいいます。
（注2）委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書は、保険金の請求を第三者に委任する場合に必要とします。

ホールインワン・アルバトロス費用補償特約（団体総合生活補償保険用）

「用語の説明」		
この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。		
(50音順)		
	用語	説明
あ	アルバトロス	それぞれのホールの基準打数（パー）よりも3つ少ない打数でボールがホール（球孔）に入ることをいいます。ただし、基準打数（パー）が4打の場合のホールインワンを含みません。

こ	公式競技	ゴルフ場、ゴルフ練習場、国または地方公共団体が主催、共催もしくは後援する公式競技をいいます。
	ゴルフ競技	ゴルフ場において、他の競技者1名以上と同伴し、基準打数（パー）35以上の9ホールを正規にラウンドすることをいいます。ただし、公式競技の場合は、他の競技者の同伴を必要としません。なお、ゴルフ競技には、ケイマンゴルフ、ターゲット・バード・ゴルフ、パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツの競技を含みません。
	ゴルフ場	日本国内に所在するゴルフ競技を行うための施設で、9ホール以上を有し、かつ、施設の利用が有料（注）のものをいいます。 （注）有料とは、利用にあたり料金を請求されることをいい、その名目を問いません。
と	同伴キャディ	被保険者がホールインワンまたはアルバトロスを達成したゴルフ場に所属し、被保険者のゴルフ競技の補助者としてホールインワンまたはアルバトロスを達成した時に使用していたキャディをいいます。
	同伴競技者	被保険者がホールインワンまたはアルバトロスを達成した時に、被保険者と同一組で競技していた者をいいます。
ひ	被保険者	この特約により補償を受ける者であって、第2条（補償の対象となる方ー被保険者）に規定する者をいいます。
ほ	保険金	この特約により補償される損害が発生した場合に、当社が被保険者に支払うべき金銭であって、ホールインワン・アルバトロス費用保険金をいいます。
	保険金額	この特約により補償される損害が発生した場合に当社が支払うべき保険金の限度額であって、保険証券記載のこの特約の保険金額をいいます。
	ホールインワン	それぞれのホールの第1打によってボールが直接ホール（球孔）に入ることをいいます。
も	目撃	次のいずれかに該当することをいいます。 ① ホールインワンの場合 被保険者が第1打で打ったボールがホール（球孔）に入ったことをその場で確認すること（注）をいいます。 ② アルバトロスの場合 被保険者が基準打数より3つ少ない打数で打った最終打のボールがホール（球孔）に入ったことをその場で確認すること（注）をいいます。 （注）ボールがホール（球孔）に入ったことをその場で確認することには、達成後にボールがカップインした状態のみを確認した場合を含みません。

第1条（保険金を支払う場合）

(1)当社は、被保険者がゴルフ場においてゴルフ競技中に本条(2)に規定するホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合に、慣習として次表の費用を負担することによって被った損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を被保険者に支払います。

費用の種類	お支払いする費用の内容
① 贈呈用記念品購入費用	ホールインワンまたはアルバトロスを行った場合に、同伴競技者、友人等に贈呈する記念品の購入代金および郵送費用をいいます。 ただし、次に掲げる購入費用は含みません。 ア、貨幣、紙幣 イ、有価証券 ウ、商品券等の物品切手 エ、プリペイドカード（注1）
② 祝賀会費用	ホールインワンまたはアルバトロス達成の祝賀会に要する費用をいいます。
③ ゴルフ場に対する記念植樹費用	ホールインワンまたはアルバトロスの記念としてホールインワンまたはアルバトロスを達成したゴルフ場に植える樹木の代金をいいます。
④ 同伴キャディに対する祝儀	同伴キャディに対して、ホールインワンまたはアルバトロスを達成した記念の祝金として贈与する金銭をいいます。
⑤ 本条(1)①から④まで以外のその他慣習として支出することが適当な費用	次に掲げる費用。ただし、保険金額の10％を限度とします。 ア、社会貢献、自然保護またはゴルフ競技発展に役立つ各種費用 イ、ゴルフ場の使用人に対する謝礼費用 ウ、記念植樹を認めないゴルフ場においてホールインワンまたはアルバトロスを記念して作成するモニュメント等の費用

(2)当社が保険金支払の対象とするホールインワンまたはアルバトロスとは、次のいずれかに該当するものに限ります。

① 次表に掲げるホールインワンまたはアルバトロス

区分	目撃者
ア、公式競技以外	次に掲げる者の両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス (ア)同伴競技者 (イ)同伴競技者以外の第三者（注2）
イ、公式競技	次に掲げる者のいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロス (ア)同伴競技者 (イ)同伴競技者以外の第三者（注2）

② 記録媒体に記録された映像等により被保険者がホールインワンまたはアルバトロスを達成したことが客観的に確認できるホールインワンまたはアルバトロス

(3)当社は、損害の原因となった本条(1)のホールインワンまたはアルバトロスの達成の時が保険期間中であった場合に限り、保険金を支払います。

（注1）プリペイドカードについて、被保険者がホールインワンまたはアルバトロス達成を記念して特に作成したものを購入する費用は、贈呈用記念品購入費用とみなします。

（注2）同伴競技者以外の第三者には、同伴キャディを含みます。

第2条（補償の対象となる方ー被保険者）

この特約の被保険者は、保険証券記載の被保険者で、かつ、ゴルフ競技をアマチュアの資格で行う者とし、ゴルフの競技またはゴルフの指導（注）を職業としている者を除きます。

（注）ゴルフの指導とは、他人が行うゴルフの練習または競技に対し、指示、助言、監督等を行うことをいいます。

第3条（保険金を支払わない場合）

当社は、次に掲げるホールインワンまたはアルバトロスの達成による損害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者がゴルフ場の経営者である場合、その被保険者が経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス

② 被保険者がゴルフ場の使用人（注）である場合、その被保険者が実際に働いているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス

（注）使用人には、臨時雇いを含みます。

第4条（支払保険金の計算）

当社が支払う保険金の額は、損害の額とします。ただし、1回のホールインワンまたはアルバトロスにつき、保険金額をもって限度とします。

第5条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額（注1）の合計額が、支払限度額（注2）を超えるときは、当社は、次表「支払保険金の額」を保険金として支払います。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額（注1）
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	支払限度額（注2）から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（注1）を限度とします。

（注1）支払責任額とは、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

（注2）支払限度額とは、この保険契約および他の保険契約等の支払責任額のうち最も高い支払責任額を支払限度額とします。

第6条（ホールインワンまたはアルバトロスを達成した時の義務および義務違反の場合の取扱い）

(1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、第1条（保険金を支払う場合）に規定するホールインワンまたはアルバトロスを達成したことを知った場合は、次に掲げる義務を履行しなければなりません。

- ① 次の事項を当社に遅滞なく通知すること。この場合において、当社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
 - ア、ホールインワンまたはアルバトロスを達成した日時、場所およびホールインワンまたはアルバトロスを達成した状況
 - イ、同伴競技者の住所および氏名
 - ウ、ホールインワンまたはアルバトロスを達成した日時、場所およびその状況について同伴競技者以外の証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名
 - ② 他の保険契約等の有無および内容（注）について遅滞なく当社に通知すること。
 - ③ 本条(1)①および②のほか、当社が、特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく本条(1)の義務に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく本条(1)①もしくは②の通知について事実と異なることを告げた場合または本条(1)③の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

（注）他の保険契約等の有無および内容には、既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合、その事実を含みます。

第7条（保険金の請求）

- (1) 普通保険約款基本条項第17条（保険金の請求）(1)に定める時は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の費用を負担した時とします。
- (2) 普通保険約款基本条項第17条（保険金の請求）(2)に規定する書類は、別表に掲げる書類とします。

第8条（代位）

(1) 費用が発生したことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当社がその費用に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次表「限度額」を限度とします。

区分	限度額
① 当社が費用の額の全額を保険金として支払った場合	被保険者が取得した債権の全額
② 本条(1)①以外の場合	被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額

(2) 本条(1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当社が取得する本条(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。

（注）損害賠償請求権その他の債権には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第9条（保険金支払後の保険契約）

当社が保険金を支払った場合においても、保険金額は減額しません。

第10条（被保険者の範囲に関する特約が適用される場合の取扱い）

この保険契約に、次のいずれかの特約が適用される場合には、この特約は被保険者範囲個別規定型特約として取り扱います。

- ① 家族型への変更にに関する特約
- ② 夫婦型への変更にに関する特約
- ③ 配偶者対象外型への変更にに関する特約

第11条（普通保険約款の不適用）

この特約については、普通保険約款基本条項第3条（保険責任のおよぶ地域）、第11条（被保険者による保険契約の解約請求）および第22条（契約内容の登録）の規定は適用しません。

第12条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

別表（第7条（保険金の請求）関係）

保 険 金 請 求 書 類	
提出書類	
(1) 保険金請求書	
(2) 保険証券	
(3) 同伴競技者が署名または記名押印した当社の定めるホールインワンまたはアルバトロス証明書（注1）	
(4) 被保険者がホールインワンまたはアルバトロスを達成したゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行または行使する権限を有する者が署名または記名押印した当社の定めるホールインワンまたはアルバトロス証明書	
(5) 次のいずれかの書類または証拠（注1）	
① 第1条（保険金を支払う場合）(2)①ア、に規定するホールインワンまたはアルバトロスについては、同伴競技者以外の第三者（注2）が署名または記名押印した当社の定めるホールインワンまたはアルバトロス証明書	
② 第1条（保険金を支払う場合）(2)②に規定するホールインワンまたはアルバトロスについては、被保険者がホールインワンまたはアルバトロスを達成したことが確認できる記録媒体に記録された映像等	
(6) 第1条（保険金を支払う場合）(1)に掲げる費用を被保険者が負担したことを証明する領収書	
(7) 被保険者の印鑑証明書	
(8) 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注3）	
(9) その他当社が普通保険約款基本条項第18条（保険金の支払）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際	

に当社が交付する書面等において定めたもの

(注1) 第1条(保険金を支払う場合)(2)①イ、に規定するホールインワンまたはアルバトロスについては、別表(第7条(保険金の請求)関係)(3)または(5)①に規定する書類のいずれか一方の書類を提出すれば足ります。

(注2) 同伴競技者以外の第三者が複数名存在する場合には、いずれかの者とします。

(注3) 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書は、保険金の請求を第三者に委任する場合に必要とします。

傷害による家事代行費用等補償特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、傷害補償（MS＆AD型）特約「用語の説明」、傷害補償（標準型）特約「用語の説明」および普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

（50音順）

	用語	説明
か	家事従事者	被保険者のうち、炊事、掃除、洗濯等の家事を行っている者をいいます。
し	傷害補償特約	傷害補償（MS＆AD型）特約または傷害補償（標準型）特約のうち、この保険契約に適用されるものをいいます。
	親族	6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
た	代行費用	次のいずれにも該当する費用をいいます。 ① 入院対象者が傷害入院保険金の支払われる事由に該当したことに起因して発生し、傷害入院保険金の支払を受けるべき期間中に要した費用 ② 家事従事者が家事に従事できなくなったことにより、その家事を代行するために要した費用 ③ 次のいずれかに該当する費用 ア、ホームヘルパー（注1）雇入費用 イ、清掃代行サービス業者（注2）利用費用 ウ、ベビーシッター（注3）雇入費用 エ、託児所・保育所等の費用（注4） オ、クリーニング費用（注5） （注1）ホームヘルパーとは、炊事、掃除、洗濯等の世話を有償で行うことを職業とする者をいいます。 （注2）清掃代行サービス業者とは、家庭の掃除を有償で行うことを事業とする者をいいます。 （注3）ベビーシッターとは、子守等のこどもの世話を有償で行うことを職業とする者をいいます。 （注4）託児所・保育所等の費用とは、入院の期間中、託児所、保育所等のこどもの保育を目的とした有料の施設にこどもを預けるために必要な費用をいいます。 （注5）クリーニング費用には、配送費も含まれます。
に	入院対象者	保険証券記載の被保険者をいいます。
ひ	被保険者	この特約により補償を受ける者であって、入院対象者または入院対象者と生計を共にする親族をいいます。
ほ	保険金	この特約により補償される損害が発生した場合に、当社が被保険者に支払うべき金銭であって、家事代行費用保険金をいいます。
め	免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額であって、保険証券記載の免責金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

第1条（保険金を支払う場合）

- (1)当社は、入院対象者が傷害を被り、傷害補償特約に規定する傷害入院保険金が支払われるべき場合において、被保険者が代行費用を負担したことによって被った損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を代行費用の負担者に支払います。
- (2)本条(1)の代行費用には、入院対象者の親族に対して支払う費用は含みません。
- (3)当社は、本条(1)の傷害を被った時が保険期間中であった場合に限り、保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合）

- (1)当社は、次のいずれかに該当する事由によって発生した傷害を被ったことにより、被保険者が代行費用を負担した場合は、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者（注1）または入院対象者の故意または重大な過失
- ② 本条(1)①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限りです。
- ③ 入院対象者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
- ④ 入院対象者が次のいずれかに該当する間に発生した事故
ア、法令に定められた運転資格（注3）を持たないで自動車等を運転している間
イ、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
ウ、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、指定薬物（注4）等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ⑤ 入院対象者の疾病、脳疾患または心神喪失
- ⑥ 入院対象者の妊娠、出産、早産または流産
- ⑦ 入院対象者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって発生した傷害が、当社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。
- ⑧ 入院対象者に対する刑の執行
- ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑪ 核燃料物質（注5）もしくは核燃料物質（注5）によって汚染された物（注6）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑫ 本条(1)⑨から⑪までの事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故
- ⑬ 本条(1)⑪以外の放射線照射または放射能汚染
- (2)当社は、次のいずれかに該当する事由により被保険者が代行費用を負担した場合は、保険金を支払いません。
- ① 入院対象者が頸部症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの。この場合、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。
- ② 入院対象者の入浴中の溺水（注7）。ただし、入浴中の溺水（注7）が、入院対象者が急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被った傷害によって発生した場合を除きます。
- ③ 入院対象者の誤嚥（注8）によって発生した肺炎。この場合、誤嚥（注8）の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。
- (3)当社は、入院対象者が次のいずれかに該当する間に発生した事故によって傷害を被ったことにより、被保険者が代行費用を負担した場合は、保険金を支払いません。
- ① 入院対象者が傷害補償特約別表1に規定する運動等を行っている間
- ② 入院対象者の職業が別表に掲げるもののいずれかに該当する場合において、入院対象者がその職業に従事している間

③ 入院対象者が次のいずれかに該当する間

- ア、乗用車を用いて競技等をしている間。ただし、本条(3)③ウ、に該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金を支払います。
- イ、乗用車を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用車を使用している間。ただし、本条(3)③ウ、に該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、保険金を支払います。
- ウ、法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

- (注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注3) 法令に定められた運転資格とは、運転する地における法令によるものをいいます。
- (注4) 指定薬物とは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条(定義)第15項に定める指定薬物をいいます。
- (注5) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。
- (注6) 核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
- (注7) 溺水とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。
- (注8) 誤嚥とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることを含みます。

第3条 (支払保険金の計算)

(1) 当社が支払う保険金の額は、1回の事故につき、次の算式によって算出した額とします。

保険金の額

=

被保険者が負担した
代行費用の額

−

免責金額

(2) 入院対象者または保険金を受け取るべき者が、被保険者が負担した代行費用について第三者から損害の賠償として受け取った金銭がある場合には、被保険者が負担した代行費用の額からその額を差し引くものとします。

第4条 (保険金の支払限度額)

第3条(支払保険金の計算)の規定に基づき支払う保険金の支払限度額は、1回の事故につき、次の算式によって算出した額とします。

保険金の
支払限度額

=

保険証券記載の
支払限度基礎日額

×

代行費用を負担した
総日数(注)

(注) 代行費用を負担した総日数は、180日を限度とします。

第5条 (他の保険契約等がある場合の取扱い)

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額(注1)の合計額が、代行費用の額(注2)を超えるときは、当社は、次表の額を保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額(注1)
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	代行費用の額(注2)から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(注1)を限度とします。

- (注1) 支払責任額とは、それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
- (注2) 代行費用の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第6条 (事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い)

- (1) 代行費用が発生した場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、次に掲げる事項を履行しなければなりません。
- ① 事故発生の状況および傷害の程度等の詳細をその原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に、当社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは入院対象者の診断書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- ② 他の保険契約等の有無および内容(注)について遅滞なく当社に通知すること。
- ③ 本条(1)①および②のほか、当社が、特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく本条(1)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社はそれによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (注) 他の保険契約等の有無および内容には、既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第7条 (保険金の請求)

- (1) 普通保険約款基本条項第17条(保険金の請求)(1)に定める時は、被保険者が代行費用を負担した時とします。
- (2) 普通保険約款基本条項第17条(保険金の請求)(2)に規定する書類は、傷害補償特約別表(注)に掲げる傷害入院保険金の保険金請求書類および代行費用の支出を証明する書類とします。
- (注) 別表とは、傷害補償(MS&AD型)特約別表4または傷害補償(標準型)特約別表3のうち、この保険契約に適用される傷害補償特約の別表をいいます。

第8条 (代位)

(1) 代行費用が発生したことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合において、当社がその代行費用に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次表「限度額」を限度とします。

区分	限度額
① 当社が代行費用の全額を保険金として支払った場合	被保険者が取得した債権の全額
② 本条(1)①以外の場合	被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない代行費用を差し引いた額

- (2) 本条(1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当社が取得する本条(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。
- (注) 損害賠償請求権その他の債権には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第9条 (被保険者の範囲に関する特約が適用される場合の取扱い)

この保険契約に次のいずれかの特約が適用される場合には、この特約は被保険者範囲個別規定型特約として取り扱います。

- ① 家族型への変更に関する特約
- ② 夫婦型への変更に関する特約
- ③ 配偶者対象外型への変更に関する特約

第10条 (普通保険約款の不適用)

この特約については、普通保険約款基本条項第11条(被保険者による保険契約の解約請求)の規定は適用しません。

第 1 1 条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、傷害補償特約および普通保険約款の規定を準用します。

別表（第 2 条（保険金を支払わない場合）（3）②の職業）

オートテスター（注 1）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者（注 2）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（注 3）、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

（注 1）オートテスターとは、テストライダーをいいます。

（注 2）猛獣取扱者には、動物園の飼育係を含みます。

（注 3）ローラーゲーム選手には、レフリーを含みます。

条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

	用語	説明
て	テロ行為	政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

第 1 条（戦争危険等免責の一部修正）

この特約を適用する保険契約については、この保険契約に適用される他の特約の保険金を支払わない場合に関する規定中「戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動」とあるのは「戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動。ただし、テロ行為を含みません。」と読み替えて適用します。

第 2 条（この特約の解除）

テロ行為が発生する危険が著しく増加し、この特約の引受範囲（注）を超えることとなった場合には、当社は、保険契約者に対する書面による 4 8 時間以前の予告をもって、この特約を解除することができます。

（注）引受範囲とは、この特約を引き受けられる範囲として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたものをいいます。

第 3 条（特約解除の効力）

第 2 条（この特約の解除）の規定による解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第 4 条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約に適用される他の特約および普通保険約款の規定を準用します。

保険料支払に関する特約

第 1 条（保険料の払込方法）

保険契約者は、この保険契約の保険料を、保険契約締結の後、保険料相当額の集金手続きを行いうる最初の集金日の属する月の翌月末日までに払い込むものとします。

第 2 条（保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後でも、保険契約者が第 1 条（保険料の払込方法）の規定に従い保険料を払い込まない場合で、次のいずれかに該当するときは、当社は、保険金を支払いません。

① 第 1 条（保険料の払込方法）の規定に従いこの保険契約の保険料を払い込まず、この保険契約の始期日から、保険料を領収した時までの間にこの保険契約で定める保険金支払事由が発生していた場合

② 第 1 条（保険料の払込方法）の規定に従いこの保険契約の保険料を払い込まず、この保険契約の始期日から、保険料を領収した時までの間にこの保険契約で定める保険金支払事由の原因が発生していた場合

③ この保険契約が継続されてきた初年度契約から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険契約における保険料を第 1 条（保険料の払込方法）の規定に従って払い込まず、その保険契約の始期日から、その保険契約の保険料を領収した時までの間にこの保険契約で定める保険金支払事由の原因が発生していた場合

第 3 条（保険料不払の場合の当社からの保険契約の解除）

当社は、保険契約者が第 1 条（保険料の払込方法）の規定に従い保険料を払い込まない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第 4 条（保険契約解除の効力）

第 3 条（保険料不払の場合の当社からの保険契約の解除）の規定による解除は、始期日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第 5 条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

家族型への変更に関する特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

（50 音順）

	用語	説明
か	家族	本人および第2条（補償の対象となる方－被保険者）（1）のいずれかに該当する者をいいます。
し	傷害保険金	傷害補償特約に規定する傷害保険金をいいます。
	傷害補償特約	傷害補償（MS & AD型）特約または傷害補償（標準型）特約のうち、この保険契約に適用されるものをいいます。
ひ	被保険者範囲個別規定型特約	この保険契約に適用される特約において、被保険者範囲個別規定型特約であることが規定された特約をいいます。
	被保険者変更特約運動型特約	この保険契約に適用される特約において、被保険者変更特約運動型特約であることが規定された特約をいいます。
ほ	本人	保険証券記載の被保険者をいいます。

第1条（この特約の適用範囲）

- (1)この特約の規定は、傷害補償特約および被保険者変更特約運動型特約について適用します。
- (2)この特約の規定は、疾病補償特約および被保険者範囲個別規定型特約については、適用しません。

第2条（補償の対象となる方－被保険者）

- (1)この保険契約の被保険者は、本人のほか、次のいずれかに該当する者とします。
- ① 本人の配偶者
 - ② 本人またはその配偶者の同居の親族（注1）
 - ③ 本人またはその配偶者の別居の未婚（注2）の子
- (2)傷害保険金および被保険者変更特約運動型特約の規定により支払われる保険金のうち被保険者の傷害に対して保険金を支払うものについては、本条（1）の本人とその配偶者との続柄または本人もしくはその配偶者とこれらの者以外の者との同居・別居の別および続柄は、傷害の原因となった事故発生の際におけるものをいいます。
- (3)被保険者変更特約運動型特約の規定により支払われる保険金のうち被保険者の傷害に対して保険金を支払わないものについては、本条（1）の本人とその配偶者との続柄または本人もしくはその配偶者とこれらの者以外の者との同居・別居の別および続柄は、支払事由が発生した時におけるものをいいます。
- (4)保険契約締結の後、本人が傷害補償特約第4条（傷害死亡保険金の計算）（1）の傷害死亡保険金を支払うべき傷害以外の事由によって死亡した場合（注3）には、保険契約者は次のいずれかのことを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、変更前の本人が同特約第5条（傷害後遺障害保険金の計算）の傷害後遺障害保険金の支払を受けていた場合には②によるものとします。
- ① 家族のうち新たに本人となる者の同意を得て、本人をその者に変更すること。
 - ② この保険契約を解約すること。
- (5)本条（4）の事由によって本人が死亡した場合でも、本条（4）の手続きが行われるまでの間、本条（1）から（3）までの規定の適用は、その本人との続柄またはその本人もしくはその配偶者との同居・別居の別および続柄によるものとします。
- （注1）親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
- （注2）未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。
- （注3）本人が傷害補償特約第4条（傷害死亡保険金の計算）（1）の傷害死亡保険金を支払うべき傷害以外の事由によって死亡した場合には、第5条（保険契約の失効）に該当する場合を含みません。

第3条（保険金を支払わない場合）

傷害補償特約第2条（保険金を支払わない場合－その1）および第3条（保険金を支払わない場合－その2）のほか、この保険契約に適用される傷害補償特約が傷害補償（標準型）特約である場合で、被保険者の職業が別表に掲げるもののいずれかに該当するときは、当社は、被保険者がその職業に従事している間に発生した事故によって被った傷害に対しては、傷害保険金を支払いません。ただし、傷害保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。

第4条（当社の責任限度額）

- 当社がこの保険契約に基づき支払うべき傷害死亡保険金および傷害後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、次に掲げる額をもって限度とします。
- ① 本人およびその配偶者については、それぞれの傷害死亡・後遺障害保険金額（注）
 - ② 本条①以外の被保険者については、その被保険者ごとに、傷害死亡・後遺障害保険金額（注）
- （注）傷害死亡・後遺障害保険金額とは、保険証券にその被保険者の傷害死亡・後遺障害保険金額として記載された額をいいます。

第5条（保険契約の失効）

保険契約締結の後、被保険者が死亡し、第2条（補償の対象となる方－被保険者）（1）に規定する被保険者がいなくなった場合には、この保険契約は効力を失います。

第6条（重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除）

- (1)当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等が発生させ、または発生させようとしたこと。
 - ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
 - ア、反社会的勢力（注1）に該当すると認められること。
 - イ、反社会的勢力（注1）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ、反社会的勢力（注1）を不当に利用していると認められること。
 - エ、法人である場合において、反社会的勢力（注1）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ、その他反社会的勢力（注1）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
 - ④ 他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
 - ⑤ 本条（1）①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、本条（1）①から④までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。
- (2)当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除（注2）することができます。
- ① 本人が、本条（1）③ア、からウ、までまたはオ、のいずれかに該当すること。
 - ② 本人以外の被保険者が、本条（1）③ア、からオ、までのいずれかに該当すること。
 - ③ 被保険者に発生した損害等に対して支払う保険金を受け取るべき者が、保険契約者に傷害死亡保険金受取人として定められていた場合で、本条（1）③ア、からオ、までのいずれかに該当すること。
 - ④ 被保険者に発生した損害等に対して支払う保険金を受け取るべき者が、保険契約者に傷害死亡保険金受取人として定められていなかった場合で、本条（1）③ア、からウ、までまたはオ、のいずれかに該当すること。
- (3)この保険契約に適用される他の特約の保険金が次のいずれかに該当する場合、本条（1）または（2）の規定による解除が損害等（注3）の原因となった支払事由が発生した後になされたときであっても、普通保険約款基本条項第12条（保険契約の解約・解除の効力）の規定にかかわらず、本条（1）①から⑤までの事由または本条（2）①から④までの事由が発生した時以後に発生した支払事由による損害等（注3）に対しては、当社は、保険金（注4）を支払いません。この場合において、既に保険金（注4）を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- ① 被保険者の傷害または疾病（注5）に対して一定額を支払うもの
 - ② 被保険者の傷害または疾病によって被保険者が被った損害（注6）に対して保険金を支払うもの
- (4)この保険契約に適用される他の特約の保険金が本条（3）①または②のいずれにも該当しない場合、本条（1）または（2）の規定による解除が支払事由が発生した後になされたときで

- あっても、普通保険約款基本条項第12条（保険契約の解約・解除の効力）の規定にかかわらず、本条(1)①から⑤までの事由または本条(2)①から④までの事由が発生した時に後に発生した支払事由による損害等に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができません。
- (5)この保険契約に適用される他の特約の保険金が本条(3)①または②のいずれにも該当しない場合において、保険契約者または被保険者が本条(1)③ア、からオ、までのいずれかに該当することにより本条(1)または(2)の規定による解除がなされたときには、本条(4)の規定は、次の損害等については適用しません。
- ① 本条(1)③ア、からオ、までのいずれにも該当しない被保険者に発生した損害等
 - ② 本条(1)③ア、からオ、までのいずれかに該当する被保険者が負担する法律上の損害賠償責任についての損害
- (注1) 反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。なお、暴力団員には、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。
- (注2) 解除する範囲は、本条(2)①または③の事由がある場合には、その家族に係る部分とし、本条(2)②または④の事由がある場合には、その被保険者に係る部分とします。
- (注3) 損害等とは、本条(2)①の規定による解除がなされた場合には、その家族に発生した損害等をいい、本条(2)②から④までの規定による解除がなされた場合には、その被保険者に発生した損害等をいいます。
- (注4) 保険金は、本条(2)③または④の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、本条(1)③ア、からオ、までのいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限りします。
- (注5) 傷害または疾病には、死亡および要介護状態を含みます。
- (注6) 損害には、損失および費用を含みます。

第7条（本人である被保険者に係る部分の解除・解約の特則）

- (1)第6条（重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除）(2)④の規定により本人である被保険者に係る部分の解除が行われた場合（注1）、本人から普通保険約款基本条項第11条（被保険者による保険契約の解約請求）(2)の規定による解約請求があった場合、または本人により同条(3)に規定する解約が行われた場合には、保険契約者は次のいずれかのことを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、その本人が傷害補償特約第5条（傷害後遺障害保険金の計算）の傷害後遺障害保険金の支払を受けていた場合には②によるものとします。
- ① 家族のうち新たに本人となる者の同意を得て、本人をその者に変更すること。
 - ② この保険契約を解約（注2）すること。
- (2)普通保険約款基本条項第11条（被保険者による保険契約の解約請求）(3)の規定により本人が保険契約を解約した場合であっても、本条(1)の手続きが行われるまでの間は、第2条（補償の対象となる方―被保険者）(1)から(3)までの規定の適用は、その本人との続柄またはその本人もしくはその配偶者との同居・別居の別および続柄によるものとします。
- (3)この保険契約に適用される傷害補償特約が傷害補償（標準型）特約である場合において、本条(1)①に該当し、かつ保険料率を変更する必要があるときは、当社は、第8条（保険料の返還または追加保険料の請求―本人の変更の場合）(1)または(2)の規定を準用して、保険料の返還もしくは追加保険料の請求を行い、または保険金を削減して支払います。
- (4)当社は、この保険契約に適用される他の特約に、被保険者による特約の解約請求の規定がある場合には、その規定についても本条(1)から(3)までと同様とするものとします。
- (注1) 本人である被保険者に係る部分の解除が行われた場合には、保険契約締結の後、本人が傷害補償特約第4条（傷害死亡保険金の計算）(1)の傷害死亡保険金を支払うべき傷害によって死亡した場合を含みません。
- (注2) 解約する範囲は、その家族に係る部分とします。また、本条(4)においては、「保険契約」を「特約」と読み替えて適用します。

第8条（保険料の返還または追加保険料の請求―本人の変更の場合）

- (1)この保険契約に適用される傷害補償特約が傷害補償（標準型）特約である場合において、第2条（補償の対象となる方―被保険者）(4)①に該当し、かつ保険料率を変更する必要があるときは、当社は、変更前料率（注1）と変更後料率（注2）との差に基づきその変更が発生した時以降の期間に対する保険料を返還し、または追加保険料を請求します。
- (2)保険契約者が本条(1)の規定による追加保険料の払込みを怠った場合には、当社は、第2条（補償の対象となる方―被保険者）(4)の規定による本人の変更の事実があった後に発生した事故による傷害に対しては、変更前料率（注1）の変更後料率（注2）に対する割合により、保険金を削減して支払います。
- (注1) 変更前料率とは、変更前の本人の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。
- (注2) 変更後料率とは、変更後の本人の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

第9条（保険料の返還―失効の場合）

保険契約が失効となる場合には、当社は、保険料から既経過期間に対し月割によって計算した保険料を差し引いて、その残額を保険契約者に返還します。ただし、第2条（補償の対象となる方―被保険者）(1)に規定する被保険者全員が傷害補償特約第4条（傷害死亡保険金の計算）(1)の傷害死亡保険金を支払うべき傷害によって死亡した場合には、保険料を返還しません。

第10条（保険料の返還の特則―解除または解約の場合）

- (1)第2条（補償の対象となる方―被保険者）(4)②または第7条（本人である被保険者に係る部分の解除・解約の特則）(1)②の規定により、保険契約者がこの保険契約を解約した場合には、当社は、保険料から既経過期間に対し月割によって計算した保険料を差し引いて、その残額を保険契約者に返還します。
- (2)第6条（重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除）(1)の規定により、当社がこの保険契約を解除した場合には、当社は、保険料から既経過期間に対し月割によって計算した保険料を差し引いて、その残額を保険契約者に返還します。
- (3)第6条（重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除）(2)①または③の規定により、当社がこの保険契約を解除（注）した場合には、当社は、保険料から既経過期間に対し月割によって計算した保険料を差し引いて、その残額を保険契約者に返還します。
- (注) 解除する範囲は、その家族に係る部分とします。

第11条（傷害死亡保険金受取人の変更）

傷害補償特約第19条（傷害死亡保険金受取人の変更）(1)、(2)および(5)の規定にかかわらず、保険契約者は、本人以外の被保険者について、傷害死亡保険金受取人を定め、または変更することはできません。

第12条（家族が複数の場合の約款の適用）

家族が2以上である場合は、それぞれの家族ごとにこの特約、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を適用します。

第13条（傷害補償（標準型）特約の読み替え）

- この保険契約については、傷害補償（標準型）特約の規定を次のとおり読み替えて適用します。
- ① 第2条（保険金を支払わない場合―その1）(1)①の規定中「保険契約者（注1）または被保険者」とあるのは「被保険者」
 - ② 第10条（契約後に通知いただく事項―通知義務）(1)および(2)の規定中「被保険者が」とあるのは「本人が」

第14条（普通保険約款の不適用）

普通保険約款基本条項第16条（保険料の返還―解除または解約の場合）②および⑤から⑦までの規定は適用しません。

第15条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

別表 第3条（保険金を支払わない場合）の職業
オートテスター（注1）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者（注2）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲー

ム選手（注3）、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業
（注1）オートテスターとは、テストライダーをいいます。
（注2）猛獣取扱者には、動物園の飼育係を含みます。
（注3）ローラーゲーム選手には、レフリーを含みます。

夫婦型への変更に関する特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

（50音順）

	用語	説明
か	家族	本人のほか、次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 本人の配偶者 ② 本人またはその配偶者の同居の親族（注1） ③ 本人またはその配偶者の別居の未婚（注2）の子 （注1）親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。 （注2）未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。
し	傷害保険金	傷害補償特約に規定する傷害保険金をいいます。
	傷害補償特約	傷害補償（MS&AD型）特約または傷害補償（標準型）特約のうち、この保険契約に適用されるものをいいます。
ひ	被保険者範囲個別規定型特約	この保険契約に適用される特約において、被保険者範囲個別規定型特約であることが規定された特約をいいます。
	被保険者変更特約連動型特約	この保険契約に適用される特約において、被保険者変更特約連動型特約であることが規定された特約をいいます。
ほ	本人	保険証券記載の被保険者をいいます。

第1条（この特約の適用範囲）

- (1)この特約の規定は、傷害補償特約および被保険者変更特約連動型特約について適用します。
(2)この特約の規定は、疾病補償特約および被保険者範囲個別規定型特約については、適用しません。

第2条（補償の対象となる方—被保険者）

- (1)この保険契約の被保険者は、本人およびその配偶者となります。
(2)傷害保険金および被保険者変更特約連動型特約の規定により支払われる保険金のうち被保険者の傷害に対して保険金を支払うものについては、本条(1)の本人とその配偶者の続柄は、傷害の原因となった事故発生の時におけるものをいいます。
(3)被保険者変更特約連動型特約の規定により支払われる保険金のうち被保険者の傷害に対して保険金を支払わないものについては、本条(1)の本人とその配偶者の続柄は、支払事由が発生した時におけるものをいいます。
(4)保険契約締結の後、本人が傷害補償特約第4条（傷害死亡保険金の計算）(1)の傷害死亡保険金を支払うべき傷害以外の事由によって死亡した場合（注）には、保険契約者は次のいずれかのことを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、変更前の本人が同特約第5条（傷害後遺障害保険金の計算）の傷害後遺障害保険金の支払を受けていた場合には②によるものとします。
① 新たに本人となる配偶者の同意を得て、本人をその者に変更すること。
② この保険契約を解約すること。
(5)本条(4)の事由によって本人が死亡した場合でも、本条(4)の手続きが行われるまでの間、本条(1)から(3)までの規定の適用は、その本人との続柄によるものとします。
（注）本人が傷害補償特約第4条（傷害死亡保険金の計算）(1)の傷害死亡保険金を支払うべき傷害以外の事由によって死亡した場合には、第5条（保険契約の失効）に該当する場合を含みません。

第3条（保険金を支払わない場合）

傷害補償特約第2条（保険金を支払わない場合—その1）および第3条（保険金を支払わない場合—その2）のほか、この保険契約に適用される傷害補償特約が傷害補償（標準型）特約である場合で、被保険者の職業が別表に掲げるもののいずれかに該当するときは、当社は、被保険者がその職業に従事している間に発生した事故によって被った傷害に対しては、傷害保険金を支払いません。ただし、傷害保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。

第4条（当社の責任限度額）

当社がこの保険契約に基づき支払うべき傷害死亡保険金および傷害後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、本人およびその配偶者それぞれの傷害死亡・後遺障害保険金額（注）をもって限度とします。
（注）傷害死亡・後遺障害保険金額とは、保険証券にその被保険者の傷害死亡・後遺障害保険金額として記載された額をいいます。

第5条（保険契約の失効）

保険契約締結の後、被保険者が死亡し、第2条（補償の対象となる方—被保険者）(1)に規定する被保険者がいなくなった場合には、この保険契約は効力を失います。

第6条（重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除）

- (1)当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等が発生させ、または発生させようとしたこと。
② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
ア、反社会的勢力（注1）に該当すると認められること。
イ、反社会的勢力（注1）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
ウ、反社会的勢力（注1）を不当に利用していると認められること。
エ、法人である場合において、反社会的勢力（注1）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
オ、その他反社会的勢力（注1）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
④ 他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
⑤ 本条(1)①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、本条(1)①から④までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生させたこと。
(2)当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除（注2）することができます。
① 本人が、本条(1)③ア、からウ、までまたはオ、のいずれかに該当すること。
② 本人以外の被保険者が、本条(1)③ア、からオ、までのいずれかに該当すること。
③ 被保険者に発生した損害等に対して支払う保険金を受け取るべき者が、保険契約者に傷害死亡保険金受取人として定められていた場合で、本条(1)③ア、からオ、までのいす

- れかに該当すること。
- ④ 被保険者に発生した損害等に対して支払う保険金を受け取るべき者が、保険契約者に傷害死亡保険金受取人として定められていなかった場合で、本条(1)③ア、からウ、までは才、のいずれかに該当すること。
- (3)この保険契約に適用される他の特約の保険金が次のいずれかに該当する場合、本条(1)または(2)の規定による解除が損害等(注3)の原因となった支払事由が発生した後になされたときであっても、普通保険約款基本条項第12条(保険契約の解約・解除の効力)の規定にかかわらず、本条(1)①から⑤までの事由または本条(2)①から④までの事由が発生した時以後に発生した支払事由による損害等(注3)に対しては、当社は、保険金(注4)を支払いません。この場合において、既に保険金(注4)を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- ① 被保険者の傷害または疾病(注5)に対して一定額を支払うもの
- ② 被保険者の傷害または疾病によって被保険者が被った損害(注6)に対して保険金を支払うもの
- (4)この保険契約に適用される他の特約の保険金が本条(3)①または②のいずれにも該当しない場合、本条(1)または(2)の規定による解除が支払事由が発生した後になされたときであっても、普通保険約款基本条項第12条(保険契約の解約・解除の効力)の規定にかかわらず、本条(1)①から⑤までの事由または本条(2)①から④までの事由が発生した時以後に発生した支払事由による損害等に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (5)この保険契約に適用される他の特約の保険金が本条(3)①または②のいずれにも該当しない場合において、保険契約者または被保険者が本条(1)③ア、から才、までのいずれかに該当することにより本条(1)または(2)の規定による解除がなされたときには、本条(4)の規定は、次の損害等については適用しません。
- ① 本条(1)③ア、から才、までのいずれにも該当しない被保険者に発生した損害等
- ② 本条(1)③ア、から才、までのいずれかに該当する被保険者が負担する法律上の損害賠償責任についての損害
- (注1) 反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。なお、暴力団員には、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。
- (注2) 解除する範囲は、本条(2)①または③の事由がある場合には、その家族に係る部分とし、本条(2)②または④の事由がある場合には、その被保険者に係る部分とします。
- (注3) 損害等とは、本条(2)①の規定による解除がなされた場合には、その家族に発生した損害等をいい、本条(2)②から④までの規定による解除がなされた場合には、その被保険者に発生した損害等をいいます。
- (注4) 保険金は、本条(2)③または④の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、本条(1)③ア、から才、までのいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限りです。
- (注5) 傷害または疾病には、死亡および要介護状態を含みます。
- (注6) 損害には、損失および費用を含みます。

第7条（本人である被保険者に係る部分の解除・解約の特則）

- (1)第6条（重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除）(2)④の規定により本人である被保険者に係る部分の解除が行われた場合（注1）、本人から普通保険約款基本条項第11条（被保険者による保険契約の解約請求）(2)の規定による解約請求があった場合、または本人により同条(3)に規定する解約が行われた場合には、保険契約者は次のいずれかのことを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、その本人が傷害補償特約第5条（傷害後遺障害保険金の計算）の傷害後遺障害保険金の支払を受けていた場合には②によるものとします。
- ① 新たに本人となる配偶者の同意を得て、本人をその者に変更すること。
- ② この保険契約を解約（注2）すること。
- (2)普通保険約款基本条項第11条（被保険者による保険契約の解約請求）(3)の規定により本人が保険契約を解約した場合であっても、本条(1)の手続きが行われるまでの間は、第2条（補償の対象となる方—被保険者）(1)から(3)までの規定の適用は、その本人との続柄によるものとします。
- (3)この保険契約に適用される傷害補償特約が傷害補償（標準型）特約である場合において、本条(1)①に該当し、かつ保険料率を変更する必要があるときは、当社は、第8条（保険料の返還または追加保険料の請求—本人の変更の場合）(1)または(2)の規定を準用して、保険料の返還もしくは追加保険料の請求を行い、または保険金を削減して支払います。
- (4)当社は、この保険契約に適用される他の特約に、被保険者による特約の解約請求の規定がある場合には、その規定についても本条(1)から(3)までと同様とするものとします。
- (注1) 本人である被保険者に係る部分の解除が行われた場合には、保険契約締結の後、本人が傷害補償特約第4条（傷害死亡保険金の計算）(1)の傷害死亡保険金を支払うべき傷害によって死亡した場合を含みます。
- (注2) 解約する範囲は、その家族に係る部分とします。また、本条(4)においては、「保険契約」を「特約」と読み替えて適用します。

第8条（保険料の返還または追加保険料の請求—本人の変更の場合）

- (1)この保険契約に適用される傷害補償特約が傷害補償（標準型）特約である場合において、第2条（補償の対象となる方—被保険者）(4)①に該当し、かつ保険料率を変更する必要があるときは、当社は、変更前料率（注1）と変更後料率（注2）との差に基づきその変更が発生した時以降の期間に対する保険料を返還し、または追加保険料を請求します。
- (2)保険契約者が本条(1)の規定による追加保険料の払込みを怠った場合には、当社は、第2条（補償の対象となる方—被保険者）(4)の規定による本人の変更の事実があった後に発生した事故による傷害に対しては、変更前料率（注1）の変更後料率（注2）に対する割合により、保険金を削減して支払います。
- (注1) 変更前料率とは、変更前の本人の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。
- (注2) 変更後料率とは、変更後の本人の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

第9条（保険料の返還—失効の場合）

保険契約が失効となる場合には、当社は、保険料から既経過期間に対し月割によって計算した保険料を差し引いて、その残額を保険契約者に返還します。ただし、第2条（補償の対象となる方—被保険者）(1)に規定する被保険者全員が傷害補償特約第4条（傷害死亡保険金の計算）(1)の傷害死亡保険金を支払うべき傷害によって死亡した場合には、保険料を返還しません。

第10条（保険料の返還の特則—解除または解約の場合）

- (1)第2条（補償の対象となる方—被保険者）(4)②または第7条（本人である被保険者に係る部分の解除・解約の特則）(1)②の規定により、保険契約者がこの保険契約を解約した場合には、当社は、保険料から既経過期間に対し月割によって計算した保険料を差し引いて、その残額を保険契約者に返還します。
- (2)第6条（重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除）(1)の規定により、当社がこの保険契約を解除した場合には、当社は、保険料から既経過期間に対し月割によって計算した保険料を差し引いて、その残額を保険契約者に返還します。
- (3)第6条（重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除）(2)①または③の規定により、当社がこの保険契約を解除（注）した場合には、当社は、保険料から既経過期間に対し月割によって計算した保険料を差し引いて、その残額を保険契約者に返還します。
- (注) 解除する範囲は、その家族に係る部分とします。

第11条（傷害死亡保険金受取人の変更）

傷害補償特約第19条（傷害死亡保険金受取人の変更）(1)、(2)および(5)の規定にかかわらず、保険契約者は、本人以外の被保険者について、傷害死亡保険金受取人を定め、または変更することはできません。

第12条（家族が複数の場合の約款の適用）

家族が2以上である場合は、それぞれの家族ごとにこの特約、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を適用します。

第13条（傷害補償（標準型）特約の読み替え）

- この保険契約については、傷害補償（標準型）特約の規定を次のとおり読み替えて適用します。
- ① 第2条（保険金を支払わない場合—その1）(1)①の規定中「保険契約者（注1）または被保険者」とあるのは「被保険者」
- ② 第10条（契約後に通知いただく事項—通知義務）(1)および(2)の規定中「被保険者が」とあるのは「本人が」

第 1 4 条（普通保険約款の不適用）

普通保険約款基本条項第 1 6 条（保険料の返還－解除または解約の場合）②および⑤から⑦までの規定は適用しません。

第 1 5 条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

別表 第 3 条（保険金を支払わない場合）の職業

- オートテスター（注 1）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者（注 2）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（注 3）、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業
- （注 1）オートテスターとは、テストライダーをいいます。
- （注 2）猛獣取扱者には、動物園の飼育係を含みます。
- （注 3）ローラーゲーム選手には、レフリーを含みます。